

「白衣の監獄」を 解放するぞ!

——かちとろう、病院再開・職場復帰——



75.8.15

第5号

平和台病院労働組合・共同闘争委員会

「白衣の監獄」を解放し

患者を人質にした圧政を

打破するぞ！



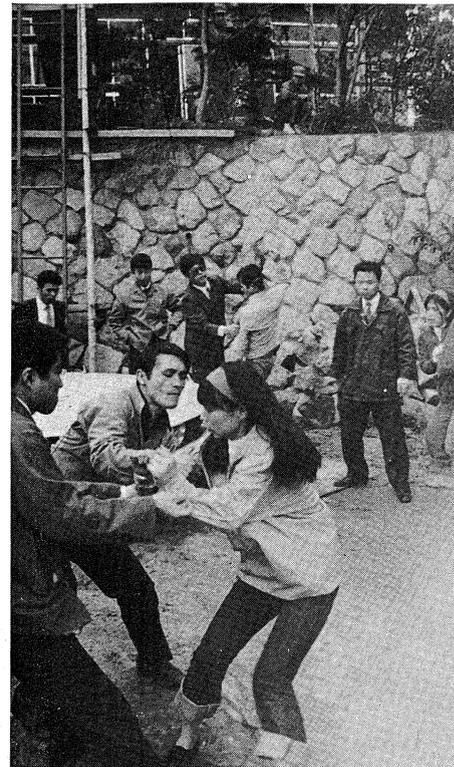
◀ 「命令」再交付についての地労委交渉
(74年 3月31日)

▼ 関川病院への抗議行動 (74年 8月 4日)

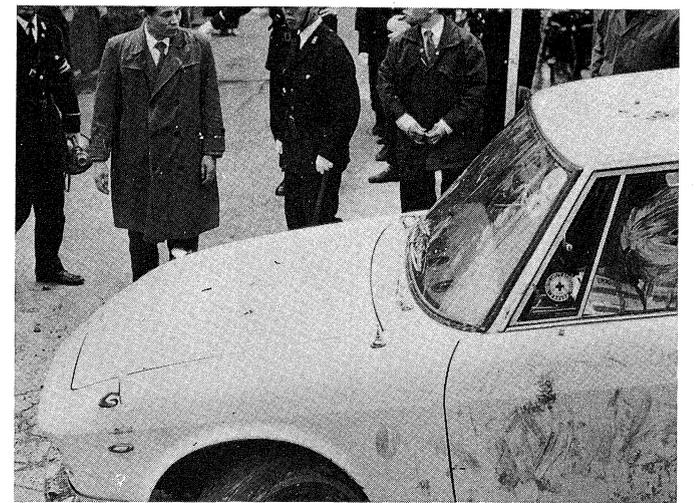


◀ 関川病院への抗議申入れ (74年 8月 4日)

▼ 闘争 4周年集会 (74年 7月 30日)



◀ 荷物搬出をあきらめ、ドロまみれで引き上げる院長婦人運転の車 (72年 4月 6日)



▶ 明舞団地デモでの不当逮捕 (72年 9月 10日)



◀ 中労委出てきた院長を追及 (72年 11月 28日)

目次

I	発刊にあたって	2
II	闘いは勝利をめざして(追跡・追撃・波及戦)	
	(1) 「優雅な転進」を許さぬ、追撃・波及の闘いへ(72年12月~73年12月)	6
	(2) 行政闘争、法廷闘争と追撃戦(73年1月~74年4月)	22
	(3) 地労委への反撃と追撃戦の強化 病院再開・職場復帰へ(74年5月~75年7月)	41
III	闘いの中間総括にかえて	
	(1) かちとろう、病院再開・職場復帰—平和台病院労働組合	64
	(2) 闘いの波及と拡大—平和台病院共同闘争委員会	67
IV	健保闘争の成果をすべての闘う労働者、争議組合のものに 平和台病院労組・共闘委—健保闘争対策部	90
V	東京から阿部一族をたたき出せ! —東京現闘を設置して—	99
VI	支援戦線からのメッセージ —平和台の炎は全国へ—	103
VII	弁護団からのアピール (弁護団/分銅一臣、浦 功、古屋野泰也、海堂寿夫、麻田光広)を代表して	109
VIII	資料 —労組・共闘委、病院側、関係諸機関発行文書—	114
IX	カンパ、闘争日誌、新聞記事	125



〈上・左〉10.26狭山10万人集会
(74年10月26日)

〈上・右〉狭山現地調査
(74年10月25日)

〈中〉成増病院闘争勝利総決起
集会での連帯のあいさつ
(74年10月12日)

〈中〉闘争5周年門前決起集会
(75年7月27日)
—かちとろう、病院再
開・職場復帰—



I 発刊にあたって

平和台病院労働組合
平和台病院共同闘争委員会

委員長 広 春夫
共闘委書記長 宮地洋二

1

一六才から二二才でストライキを開始した組合員は、闘いの中で二七才を迎え、また、二七才になった。

共闘委メンバーも、幾人かは入れ替ったが、その多くが六年目の秋を迎えた。

そして、三年前の寒い日（七二年十二月）、機動隊の壁に守られて病院を去った院長阿部煥は、ようやくこの八月、まるで盆の里帰りのようにヒョッコリ帰ってきた。院長夫人美子の運転する乗用車に、事務長阿部道貫、会計課長阿部繁子とともに。

2

闘いは正念場を迎えている。

一日五十円の粗食に耐え、動けば逮捕、釈放を獲ち取ればまた逮捕という、四十数名にのぼる連続逮捕。一連の弾圧による闘争圧殺の野望を私たちは打ち砕いてきた。そして、全国各地の仲間の支えによって、四国―静岡―東京へと阿部一族追及の火の手を私たちは燃やし続けてきた。

その私たちは今、これまでとは異った質の新たな壁に挑もうとしている。

追いつめられた院長阿部煥は、一部地域ボスと結んで、自分にだけ都合のいいレールを急いで敷いてしまおうとしている。兄弟ゲンカを大義名文にした院長・副院長の責任の分散化、外来診療の枠内での再開、医療従事者―聖職者論による組合活動の制限や労使協調・労使運命共同体の路線を。

私たちは、具体的な、正当な要求を確固と揚げて、外の闘いから内の闘いへと、病院再開・原職復帰の具体化と新たなスタートラインのむこう側の闘いへと、力強く押し進もうとしている。

阿部一族は「病院」として再開せよ！

組合員全員の「原職」への復帰を！
医療労働者の権利確立！
自主的な団結を認めさせるぞ！

3

全国の、すべての仲間の皆さん！
平和台の闘いは、このように今、最も大切な局面を迎え、さらに一層大切な段階に発展しようとしている。
戦闘とは異質の、ある面ではもっと困難な、それでいてもっと生き生きとした闘いへと私たちは歩み始めている。
これまでよせられた、すべての方々の、支援・共闘の一つ一つの積み重ねに対して、心から感謝と連帯の想いをこめて、私たちは本パンフを発行し、さらなる結合を呼びかけたい。
労働者階級の解放にむけて、異った場所、異った領域での闘いを、大きな一つのウネリに結合して、共に前進しよう！

Ⅱ 闘いは、勝利をめざして

追跡・追撃・波及戦（七二年三月～七五年七月）

(1) 「優雅な転進」を許さぬ追撃・波及の闘いへ

（七二年三月～七二年十二月）…………… 6

(2) 行政闘争・法廷闘争と追撃戦

（七三年一月～七四年四月）…………… 22

(3) 地労委への反撃と追撃戦の強化

病院再開・職場復帰へ

（七四年五月～七五年七月）…………… 41

(1)「優雅な転進」を許さぬ追撃・波及の闘いへ

(七二年二月～七二年十二月)

既に、「白衣の監獄を解放するぞ」一号、三号において、報告してきたように、私達の阿部一族、総じて敵連合戦線との闘いは、71年11月～12月の「偽装閉鎖・全員解雇・寮退去」攻撃粉碎12月決戦として総力で闘い抜き、一定勝利的に展開してきた。そして、前号でも明らかにされているように、「寮の居住権」仮処分もかちとり、地労委においては、「事実経過報告書」の発表、敵弁護士辞任劇と、展開していった。

そして、以降、直接の敵としての阿部一族の逃亡、雲がくれという状況の中で、私達の闘いは、多様さを帯びると共に、より困難かつ重大な局面を迎えてきた。しかし、労組・共闘委は、完全勝利に向けて、優雅な転進を計ろうとする阿部一族への追撃、さらにまた、それを支えるあらゆる敵連合戦線への闘いを続けた。三月パンフにおける二月三日付共闘委ニュースにも報告されている如く、翌71年が「新たな闘いの段階」であること、具体的には、敵阿部一族の「優雅な転進を阻止し、平和台現地にひきずりもどし争議責任をとらせる」こととしてあった。そして、労組・共闘委は、第一に、まず何よりも阿部一族の逃亡先を見つけること。第二に、阿部一族の県下における病院再開を阻止する状況を作り出すこと。第三に、阿部一族の社会的孤立を徹底的におしすすめること。に全力を投入していった。

院長家族を発見！

豪華なマンション暮らし

形で、追跡戦は担われていった。そして、まず、二月初旬には院長・阿部煥一家の隠れ家を発見しました。

神戸市兵庫区上三条町「平野マンション」一〇二号室に、妻・美子の母親である宮本千代名義で、院長一家（阿部煥は不明）が逃亡していた。労組・共闘委は、直ちに、争議責任を一切放棄し、家賃三万円という豪華なマンションでぬくぬくと生活している阿部一家に対し、逃亡を止めて団体交渉に応じるよう抗議行動を開始しました。

労組・共闘委は、連日、平野マンションへの抗議行動と、平野地域住民の皆さんへのアピールを行ないました。ところが、全く正当な労組・共闘委のこの闘いに対しても、警察権力は、連日介入し、二月二十九日には、全く無媒にも、組合員全員を含む一七名を不当逮捕し、三月二日には、七名を不当起訴するという暴挙を行ないました。

最初から計画された大量逮捕

(組合ニュース 三月二日)

私たちは、地方労働委員会の勧告も無視し、一切の話し合いを拒否したまま、のうのうと「平野マンション」に隠れ住んでいる阿部

労組・共闘委は、阿部一族の逃亡先をつきとめるべく、総力を結集して、それにのぞんだ。一二月決戦以降、越冬体制を闘い抜いている現闘団の張り込み、あらゆる組織、個人からの情報、阿部一族の写真入り手配書の全国的な配布等、さまざまな

一族に対して、抗議行動を行なっていました。その時、この地区は、兵庫署の管区であるのに、長田署の私服がウロつき、近くの交番には、大型ホロ車二台（機動隊輸送用）があらかじめ到着していました。私たちが、「平野マンション」で抗議のシュプレヒコールとインターナショナルを歌い（五分間位）、帰ろうとして皆が出口の方へ向かいかけた時、一片の警告もなく、「全員検挙！」のかけ声と共に、機動隊、私服八〇余名が一斉に襲いかかり、殴る、蹴るの暴行の限りを尽くし、広委員長を始め組合員全員を含む一七名を不当逮捕したのです。

兵庫署の強引き、不当性は、マンションの外にいて、さわぎを聞いてかけつけた住民の皆さんに警察の不当性を訴えていた仲間をさえも逮捕しようとして、住民の強い抗議でやっとあきらめたことにも明らかです。

今回の不当大量逮捕は、①「平野マンション」に対する執拗な抗議行動に対する恫喝、②活動家の調査を目的として、あらかじめ組まれた政治弾圧であることは明らかです。

その他にも、阿部一族と一体となった長田署、兵庫署は、ますます闘いの力を強める労組・共闘委に対して様々な弾圧、嫌がらせを加えてきました。平野マンションへの全く正当な労働争議としての抗議行動に、二月二十四日には、六〇数名の警官隊が出動して、抗議行動中の私達を押し倒し、階段を突き落とすという弾圧をかけてきたし、また二日後の二六日にも、三〇名

余の警官が動員され、「何故、労働争議に警察が介入するのか」という追求にも、何ら答えることなくただ退去命令を出し、写真を取り続け、ただ「労働者の団結は、それがどのように正当であれ根こそぎひきぬいてやる」という態度を露呈するだけだった。さらに三月十一日には、平野附近を自動車通っていた仲間が、急に、兵庫署の機動隊・私服刑事に止められ、平野マンションへの「住居不法侵入」という全くのデッチ上げの罪で逮捕されようとした。しかし、無実の仲間を逮捕できない兵庫署は、長田署の応援を求め、昨年十一月二十九日の団交要求行動の件で、不当逮捕したのです。証拠もなしに、私たちの仲間を「犯人」にしたようとして失敗し、それでも何とか「犯人」にした兵庫署は、長田署のもってきた令状で、やっとそのメソツを保ったという事件でした。

労組・共闘委は、これらの弾圧に屈せず、権力の傘の下に逃げまどう阿部一族を、必ず平和台現地に引きずり出し、争議責任をとらせるまで闘い抜く。そして、これ以降も、平野マンションへの抗議行動は、寸断なく続けられ、闘われていった。

また、一方、昨年十月から逃亡していた阿部醇（副院長）の動きについて、労組・共闘委、支援戦線の追跡活動の結果、神戸市垂水区神陵台の「明舞医療センター」で、病院を再開しようとしている事実が明らかになった。当初はただ「阿部が明舞で開業するらしい」というウワサを頼りに、工事中の現場等へ何度となく足を運んだ努力が実を結んだのである。同時に、私たちは、県医務課、市衛生局、長田保健所、乗水保健所など、医療行政機関に対しても、行政責任

を追及してきた。

一月十七日に、まず県医務課に対し、次の四項目の申し入れを行ない、解答を迫った。①県医務課をはじめとする行政機関は、医療法、労基法にもおとる「白衣の監獄」平和台病院に対し、どのような行政指導、医療監視を行なって来たのか。②一昨年のスタート開始以後も病院が継続して来た危険且つ偽装的な診療に対しても、どのような行政指導、医療監視を行なったのか、その経過と責任を明らかにすること。③県の約束した現地調査を反古にし、閉鎖届を受理することによって、病院閉鎖を手続上合法化したことが、その理由と経過ならびに責任の所在を明らかにすること。④阿部の県下での再開業は、労組・共闘委の同意なしに許可しないことを、県医務課の責任で確約すること、の以上四項目に渡る申し入れである。

しかし、県医務課は、これらの申し入れに対し、誠意ある解答を直ちに行なうどころか、責任逃れと引き延しを図って来たのである。

責任のがれをはかる

県医務課を許さない

(組合ニュース 四月十四日)

昨年十一月、平和台病院経営者・阿部一族が、当日確認されていた争議全面解決のための地労委立ち合い団体交渉を突如拒否し、一方的に「病院閉鎖・全員解雇・寮退去」通告を行なって以来、わたしたちは、この「闘争」組合破壊攻撃」を阻止するべく、当該監督行政機関（県医務課・長田保健所）に対して、「現地調査」など責

逃亡続ける阿部院長に

地労委が団交命令

(組合ニュース三月十五日)

兵庫県地労委は、三月十四日命令書を公布し、団交を拒否して、逃亡を続ける平和台病院長阿部醇に対し、「団交拒否は不当労働行為であり、組合の申し入れどおり団交に応じなければならぬ」と命令した。

これには、組合側からは組合員全員が出席したが、裁判でいえば判決にあたる命令書の公布にも病院側はだれ一人として出席しなからず亡を続けていく考えであることをはっきりと示すものである。私たちは地労委の命令が、私たちのこれまでの闘いの成果であること、私たちの闘い、要求の正しき、阿部一族の徹底した弾圧と卑劣な偽装閉鎖―再開のたくらみが、誰の目にも明らかにされたと考える。

任ある適切な措置を要求してきました。しかし、医務課・保健所は、わたしたちとの「約束」を反古にし、阿部一族の「偽装閉鎖」逃亡」をやすやすと認めたのです。

その後、わたしたちの度重なる「責任追及」の前に、医務課・市衛生局保険課・長田保健所は、三者の会議の場で、組合の「申し入れ」に対する誠意ある回答をすることを約束しました。しかし昨日の三者会談では、「これは市の権限だ」「いや大きい責任は県にある」というような、これまでと同じような責任のなすり合い醜態を見せ「閉院・開院手続は医療法に従ってやるまでだ」と拘子定規なことをただくり返すだけでした。わたしたちは問いたい。それなら労働基準監督署が告訴した「白衣の監獄」を放置してきたのは誰

なのか。労働者を踏みつけにそのまま、優雅な転進―開院をもくろむ医者を手助けするのも「仕事」なのかと。

すでに阿部が明舞団地で開院するというような噂も頻繁に聞かれる。県・市当局は「開院届けが提出されたり、開院のうわさが確実であれば組合に通知する」「団交命令を出した県地労委の要請があれば医務課としても動く」と、あたりさわりのないことを言いつつ、「回答」といえば「十一月一日付」の、以前私たちが「回答になっていない」と言った内容の一枚の文書―シロモノでしかなかった。わたしたちは、県・市当局が、いつまでも医師会の御用機関でありつづけ、労働者の権利をふみにじることを決して許しはしない。警察権力と結託し組合つぶしに奔走する一方、どこかで（明舞？）再開院をもくろむ阿部一族を、必ず平和台の地に引きずりもどし一切の争議責任をとらせる。また争議解決まで県・市当局も責任を免れないであろう。

阿部醇の明舞医療センターでの

開業を許さない

（組合ニュース 五月十一日）

地域住民の皆さん。組合つぶしのために病院を閉鎖した平和台病院・阿部一族が、副院長・阿部醇（八尾建設の娘婿）の名義で明舞センターで再開準備をしている事実が明るみに出ました。阿部一族は、地労委の団体交渉を行なうようにという勧告も無視して、ただ

―阿部さんがかわいそう？―

（組合ニュース 五月十四日）

五月一三日、私たち平和台病院労組・共闘委は、「兵庫県住宅供給公社」へ出向き、明舞医療センターにおいて5月開業を予定している平和台病院経営者―阿部醇との土地の売買・開業に関する「とりきめ」を明らかにすることを要求し、①阿部醇には、内科・消化器科専門で開業する事。②契約の日から二年以内に開業する事。③期限内に開業できない際は、文書で延期要請する。④開業延期については、事情を考慮し、公社で検討して理事長が判断する。⑤六年以内に転売しない事。⑥六年以内に転売したり、契約をとりやめた際は、建物をつぶして公社に払いもどしてもらおう。という契約がされていることが明らかにされました。

組合つぶしの為に病院を偽装閉鎖し、地労委から出された「団交開業命令」を無視し、争議責任をとらないで逃げまわっている病院側の新病院開業に手をかすのか、という追及に、応対した明舞医療センターを担当している職員は、「偽装閉鎖ではなくてつぶれたんでしょ」「あんまり無茶をすると阿部さんがかわいそうだ」「組合の突きあげる方法は知らないが、阿部さんを見つけたら突きあげるんでしょ」などと、偏見にみちた態度をとりつづけてました。

既に、土地・建物の登記をすませ、開業準備を進めている阿部醇は、「電話で5月開業は遅れる」と連絡してきただけで契約期限の九月迄に開業することは明らかです。

組合つぶしのために横暴を重ねて来ました。彼らは、病院を偽装閉鎖し、組合員の首を切るといふ仕打ちをしながら、自分たちはマンションに隠れ住み、抗議する労組・共闘委に警察をさしむけ、機動隊に守られた薬品、家財道具搬出を行なって来たのです。

阿部一族は平和台病院の争議が何一つ解決していないのにヌケヌケと開業の準備を進めて来たのです。外科、内科、歯科、産婦人科（開業医）が一区画に集められた明舞医療センターでは、内科の建物はつい最近完成しました。あとは医療器具の搬入と阿部醇の登場を待つばかりになっています。建物が出来上がっているのに看板が一枚もなく、私たちの疑惑の的であったこの内科は、やっぱり阿部醇のものだったのです。

―八尾建設も再開の手助―

しかも、この極秘裡の再開準備は、阿部の親戚縁がかりで行なわれています。娘を阿部醇（副院長）に嫁がせている当地の八尾建設は、わざわざ明舞にまで出張して工事を請負っているのです。私たち労組・共闘委は、たとえ親戚であっても、組合との誠意ある団交に応じずに、争議責任もとらないままの病院再開に手を貸す八尾建設を許すことは出来ません。

偏見にみちた住宅供給公社

平和台で皆さん組合つぶしの「患者を人質にした圧政」が続けてきた阿部の開業に対し、明舞団地住民からも非難の声があがっており、「公社の立場は、争議を解決して一日も早く開業してもらおうこと」という以上、約束した「阿部からの情報は地労委へ連絡すること」を実行し、一切の解決能力をにぎっている経営者の逃亡に加担する態度をとらないことを追及する。

「白衣の天使」の偏見の底に

―投書に答えて―

（組合ニュース 五月二四日）

先日、団地に配布したビラについて一婦人から電話がありました。その内容は、私たちの困難を極める闘争生活を「結構な暮し」というように、病院側にたった嫌がらせにすぎぬものですが、その中で言われた「看護婦は白衣の天使だから、耐えるべきだ」という一言は当人だけの偏見として片付けられないものです。いや、多くの人の中に根深くある、医者のために作られて来た偏見だと言えるでしょう。

白衣の天使―キレイな言葉だが、それは私たちを「人間」として認めず、私たちも労働者であり、生活をもっていることを故意に無

視するものです。「天使だから」ということで、その実、耐えがたきを忍ぶ「機械」になることが要求されているのです。もし、看護婦が天使なら、医者が「神」であることを要求されたことがあったでしょう。多くの医療事故の際にも常に看護婦が矢面に立たされて来ました。ましてや、医者がボロ儲けをする経営者であることが疑問にされたことがあったでしょう。か。(金を追い求める神様なんぞ?)

白衣の天使なんてウソっぱちです。病院の現実、私たちの勤務の実態がそんなキレイごとで済むものでなかったことは、多くの人が知るところであり、その婦人自身も「自分はなりたくない」という状況だった訳です。病院側についた看護婦もかつて夜勤等に耐えられずやめた人であり、パートという変則的、部分的な勤務だからこそ、働くことになったのではありませんか。これ以上耐えることは自分をだますこと、罪悪(病院の不正を許すこと)ですらあったのです。そうです。白衣の天使とは病院労働者の権利も人間性も無視した病院のしくみ、医者支配のカラクリを象徴するものに他なりません。

住民の皆さん。これ以上医者経営者の「患者を楯に労働者の叫びをつぶす」やり方、患者の批判を一切封じ、絶対の権威の下にないでおこうとするやり方(知らしむべからず、よろしむべからず)にいつまでもあまんじる時ではありません。私たちは、自らをしぼる、偏見を打ち破らねばならないと訴えるものです。

戦として闘っていく。

第一回中労委審問流れる!

―東京へ第一歩を印す―

(組合ニュース 七月一日)

六月二十八日の中労委の審問に先立ち、二十七日、東京の文京区民センターにおいて、報告集会がもたれました。集会には、医学連全関東単一労組、東大病院反戦、日医大五人を守る会等五十名が参加し、各団体より自らの闘いの報告と、これを機に、東京において平和台病院闘争を闘う部隊を結集して行くとの決意表明がなされ、翌日の審問への結集を確認し、集会を閉じました。

翌二十八日は、前日、中労委から阿部煥が来ないので、審問を調査にするという連絡があったので、私たちは①何故阿部一族の延期を認め、審問を調査に切りかえたのか理由を明らかにせよ、②阿部の所在不明、又申立人の審問の維持の意志のない場合、労働委員会規則三十四条第一項7に該当するので却下せよ、③審問抜きで、書証のみで結審し、直ちに棄却命令を出せとの要請を行いました。

中労委は、今回の阿部の態度は遺憾であり納得出来ない、もし次回にこのようなことがあれば、中労委としても考えなければならぬとの発言がなされ、我々も、不満ではあるけれども要請は一応終

中労委、阿部煥に

「初審命令履行勧告」

昭和四十七年二月二日付団交開催命令を不服として、中労委に再審査申立てを行なった病院側に対し、中労委は五月二十九日付文書で初審命令履行勧告を出した。

中労委のこの「勧告」は不当労働行為を止め直ちに組合との団体交渉に応じなければならぬとする地労委の「初審命令」を全く、正当と認めたものに他ならない。

しかし、これに対し、利用できるものは何んでも利用して逃亡をつづけようとする病院側は、一切聞く耳をもたず、初審命令の不服理由として、①組合側の暴力行為。②地労委の不当性をかかげて、団交引き延し工作を策している。労組・共闘委の獲得目標は、再審査申立ての即時却下ないしは早期棄却である。初審命令を最底の基準として、病院側を追及することであり、それから一步でも後退することは決して許されないのである。

我々はまた、この中労委での闘いを追撃し波及戦としてとらえ、阿部一族の団交引き延しと逃亡戦略に消耗するのではなく、関東の仲間と結合した阿部一族への追撃と平和台病院闘争の波及

り、調査に移りました。そして最後に、阿部側の弁護士が、又もや九月か十月しか日程がないと露骨に引延しの意図をあらわしてきたのです。しかし、これには、中労委も見かねて、もっと早く行なうべきであるとの発言により、しぶしぶ日程を繰りあげねばならぬになりました。地労委段階においても、阿部は審問に出て来ず、代理人、弁護士のみで行ない、又その後の審問も、阿部側が団交に応ずる意志があるかのように思わせ、審問を引延したという事実があり、今回も、中労委から初審命令履行勧告が出され、もはや勝つ見込みのなくなった阿部一族の引延し策動以外の何ものでもないのです。私たちは阿部に対して、哀れみをこめて最早、そのような手は、私たちに古くさい、おさまな真似はやめたまえ!と叫びたい。そして阿部一族よ、知るがいい!お前たちが引延しのために中労委へ再審査を出して、してやったりと思っているであろうが、私たちは、それを東京の仲間との結合により、お前たちの意図を打ち砕くであろうことを!

8・12闘争二周年集會

二五〇名結集する

(組合ニュース 八月十四日)

八月十二日午後六時より、勤労会館三階大ホールにおいて、「平

和台病院闘争二周年、偽装閉鎖・全員解雇攻撃粉砕総決起集会が、

会場あふれんばかりの二五〇名の結集で圧倒的に勝ち取られました。

集会はまず、広労組委員長から闘争の中間総括と明舞再開実力阻止へ向けた力強い決意が述べられ、次に、和歌山において「白衣の労働監獄」の解放を目指して闘っている中谷病院労組、大阪で阿部一族と同じように悪どい資本家近藤一族と闘っている人文社労組、資本と一体となった同盟の組合からパージされ、不当解雇撤回闘争を闘っている関単労・山本病院分会の闘う仲間から、力強い連帯のあいさつを受けました。

続いて、己れの闘いとして平和台を闘う共闘委各組織からそれぞれ、平和台病院闘争勝利へ向けた決意表明がなされ、更に、献身的な弁護活動をし、平和台闘争を支えている分銅一臣弁護士、各支援戦線から連帯のアピールを受けました。会場は熱気に包まれる中、最後に共闘委書記長・宮地氏から、闘争方針、行動提起がなされ、インターの大合唱の中で集会を終えました。

この集会は、平和台闘争勝利に向け、今までの闘いの成果を打ち固め、新たな段階へと闘いを進めるためのものです。その目的が二五〇名もの闘う仲間を結集することにより成功した事を踏まえ、労組・共闘委は、明舞での病院再開実力阻止闘争、阿部一族への直接的追撃戦を断固闘い抜く決意です。これらの闘いを軸に平和台闘争を、この集会に結集した仲間を水路として、全国の労働者、とりわけ最も搾取され差別、抑圧されている労働者の中へ波及させてゆかない

ればなりません。

労組・共闘委は、八・一二集会の成果を踏まえ全国の闘う仲間と固く連帯し、阿部一族に争議責任を取らせざる迄、断固闘います。

県医務課、ようやく

阿部一族への行政指導を約束

(組合ニュース 八月二四日)

労組・共闘委は、昨年十一月以来、県医務課、長田・垂水保健所と九ヶ月に渡る話し合いを続けて来ましたが、ようやく八月二三日、兵庫県地労委が正式に立ち合い、明舞再開問題を中心に次のような確認をとりつけました。

- ① 県医務課ならびに関係各保健所としては、労働争議であり、将来予想される混乱等、地域住民に与える影響等に鑑み、争議解決してから開院する方がより好ましいとの基本的判断にたつて、以下の事項を確認する。
- ② 県医務課、関係各保健所は、阿部一族から接触があった場合は争議解決を行なうよう指導する。
- ③ 関係各保健所は、阿部一族の動向についての情報が入れば、ただちに県医務課に連絡する。
- ④ 関係各保健所は、②項の接触内容についてはただちに県医務課

を通じて地労委に連絡する。

- ⑤ 県医務課は、③項の情報を直ちに地労委に伝える。
 - ⑥ 地労委から、具体的な措置についての要請が行われた場合は、県並びに関係各保健所としてこれに協力する方向でやる。
- 以上の確認内容は、まだまだ不十分ですが、私たちは明舞再開期

限の九月十七日が近づいていること、院長・阿部煥が愛媛県立新居浜病院外科部長として「優雅な転進」を図っていることに対し、県医務課をはじめ各行政機関がこの確認をもとに、更に具体的な行政指導を行なうよう追及していかなばなりません。

8月31日の『平和台病院闘争支援戦線連絡会議』において、病院再開実力阻止(＝準備活動粉砕・搬入阻止)闘争と、すでに四国(愛媛県)の県立新居浜病院に外科部長として『優雅な転進』をはかっている院長・阿部煥に対する追撃の闘いが確認され、結集したすべての組織から強い決意表明がなされた。

阿部一族は、昨年の偽装閉鎖の強行以来、分散することによって我々の追及から身をかわし、警察権力の庇護のもとに逃亡を続けてきた。平和台から、院長婦人(美子)と子供は平野マンションへ、院長(煥)、会計課長(繁子)、事務長(道貫)は四国の県立新居浜病院の官舎に、そして副院長(醇)は一家ともども姫路の妻の実家である八尾建築事務所(明舞の病院を設計)の傘のもとに、資本としての再成を夢みて、あるいは「優雅な転進」を計るために分散したかたちで逃亡が続けられてきた。これら阿部一族総体を何としても平和台に引きずり出し、争議責任を取らせねばならない。敵の分散を決定的なものとするものとして明舞における副院長(阿部醇)名義での病院再開があり、また、これを許すとは偽装閉鎖攻撃を全面的に許してしまうことである。

我々は、敵の逃亡戦略を確実に打ち砕くために8・31支援戦線連絡会議での確認を実行にうつさねばならない。我々の主体的な力量からすれば極めて困難な闘いではあるが、病院再開を実力で阻止すると同時に四国への追撃戦を組織せねばならない。昨年12月の寮死守戦(12月決戦)に次ぐ病院再開実力阻止戦に勝利するには、今ある労組・共闘委の力量だけでは極めて不十分である。今、再度平和台への力の結集が必要となっている。

関西の労働者・学生・市民の皆さん、
全国の医療労働者、

そして闘う仲間の皆さん、ふたたび総力をあげて結集せよ、
明舞にすでに登場している警察権力の圧殺包囲網を突破せよ、
今こそ彼らに我々の怒りを思い知らせねばならない。

ついに阿部換を発見!

四国で大名暮し

(組合ニュース 八月二十四日)

労組・共闘委は、ついに平和台病院長・阿部換の逃亡先をつきとめました。なんと阿部換は、海を渡った四国の愛媛県立新居浜病院の外科部長になりすましていたのです。

九ヶ月の追跡戦の大成果

阿部換は、外科部長のポストにヌクヌクとおさまり、平和台のこのなど知らぬ顔で暮しています。労働者に対して何一つ責任を果たしていない阿部換が、医者であることを利用して二十数万という給料をもらい、官舎まであてがってもらう大名暮しをしているのです。

この阿部換の優雅な転進を一日も早く打ち砕き、全国どこへ逃げようとも平和台が待っていることを身をもって思い知らせてやらねばなりません。明舞再開の切迫と中労委での弾圧の前ぶれとしか思

る追及と糾弾の姿勢を断固打ち固めて、四国での追撃戦の第一歩を記しました。

9・17開業、実力阻止へ

9・10決起集会一五〇名

(組合ニュース 九月十一日)

九月十日、明舞医療センターの阿部醇が再開を目論む病院前で、全関西の闘う労働者、学生の百五十名の結集をもって、明舞病院再開実力阻止総決起集会が圧倒的に勝ちとられました。午後一時、おりからの激しい雨の中を、集会は、阿部一族への怒りと憎しみをこめ、「優雅な転進」を阻止し、どこへ逃げても平和台現地にひきずり戻し、争議責任をとらせることを闘いによって実現させるんだ」という固い意志一致のもと、偽装閉鎖の完成をもくろむ病院再開を労組・共闘委一支援戦線の実力闘争で粉砕するという決意表明が、結集したすべての組織、戦線、仲間からなされました。そして、長い間、平和台の労働者からしぼりこった金で建てられた憎い建物に向け、これが阿部醇の病院として機能することを断固粉砕し、労働者の首を切ったままのヌクヌクとした生活を絶対に許さぬ決意で、医療センターから噴水広場へのデモに出発しました。

一テロ・リンチの果てに二名をデッチ上げ逮捕!

われのない〃和平ムード作り〃の中で、私たちは真の解決は平和台現地での団交以外にないことを繰り返し訴えます。組合・共闘委は、直ちに抗議団を組織し、四国の阿部換追及に起ちました。

四国での追撃開始す!

(組合ニュース 八月二十八日)

八月二十四日、労組・共闘委によって阿部換が外科部長として勤務する県立新居浜病院当局に対し、追及、要請行動が行なわれました。院長・尾崎は、最初「平和台労働争議など関係ない」とウソぶいていました。しかし我々の追及の前に、阿部の逃亡行為の不当性をしおし認め、兵庫県地労委・中労委の命令等を考慮した上で、九月五日、阿部に対する処置の方向を明らかにすることを約束しました。しかし、新居浜署私服の院内立ち入りを積極的に迎え入れ、更には阿部換をどこかに隠まって、尾崎院長自らが、明らかに反労働者の本性をさらけ出して我々の前に立ちはだかっただけです。私達は、この事実を闘争の厳しい現実として受けとめ、新居浜病院当局に対す

ところが、三列の隊列でのデモの最中、県警一垂水署一明石署の警官、機動隊は悪質ないやがらせと、あらん限りの暴行を働き、労働者、学生のスクラムを引き裂き、又しても二名の仲間を仰々しい罪名をかぶせて逮捕していったのです。

弾圧はねのけ

9・20集会克ち取る

(組合ニュース 九月二十一日)

明舞住民の皆さん。昨日の医療センター前「決起集会」で、労組・共闘委は、阿部一族の九月明舞再開の計画を、挫折に追いこんだことを確認しました。

十ヶ月にわたる、阿部一族への追撃戦の天王山として、医療センター前「現闘テント」による常駐体制と9・10明舞大量結集によって、阿部一族一八尾建築を、ウ回路線においこんだのです。

しかし、阿部一族は決して、明舞再開を断念したわけではありません。平和台病院の「白衣の監獄」から起ち上がった私たちの闘いに、何一つ争議責任を取ろうとしないことを物語っています。殆んど完成した建物を前にして、明舞でいかに悪とくボロ儲けするか悪企みしているにすぎないのです。

その証拠に、八尾建築は設備の早期完成に固執し、権力の手を借

りて、水道工事やポンプの業者を送りこんでいます。何よりも許せないのは、再開強行の為に、平和台の時と同様、警察と手を組んでいることです。

組合の立看板の破壊に、県警・垂水署から二十名も出動したり、十日の団地内デモで二名の仲間を不当逮捕するという弾圧がすでにあり、医療センター前は四六時中、垂水署の監視下にあります。私たちは、阿部一族のお雇いガードマン、県警・垂水署一体となった再開準備を、今後断固阻止します。

西ノ宮市当局の不当な

処分攻撃を許すな!

(組合機関紙 第三号 十二月二八日)

今年二月二十九日に、院長の家族が隠れ住む平野マンションへの抗議行動で、不当にも十七名が逮捕されたが、その西ノ宮市職メンバー(三名)は市当局から陰險な処分攻撃を受けている。これは、日本共産党の「過激派キャンペーン」による市当局への「当局の甘やかし政策を糾弾しよう!」等という直接的、間接的なつき上げによって始まった。それを受けて行なわれている市当局の、昇格保留(処分検討中)という実質的な処分は、私たち平和台病院闘争への不当極まりない弾圧であり、決して許すことは出来ない。

私たちはこれに対し、十月十二日には当局の「事情聴取」に応じ、十一月十三日には申入れ(資料①)を行ない、十二月八日には抗議・追及を行なった。今年三月三十一日の西ノ宮市議会本会議に於て、日本共産党が「平和台病院争議に関係した市職員の逮捕について」質問に立ち、その事がキッカケで、徹夜市議会となり会議は混乱した市当局は、それ以後、七月一日の昇格を「処分検討中である」事を理由にしてストップした。このふざけた処分攻撃に対して、私たちがその根拠を追及すれば、「具体的には言えない」とか「逮捕される事は公務員としてふさわしくないと思う」とか「とにかく検討中だから待ってくれ」等と、全くあいまいな対応だった。ところが、十二月八日の抗議の際に、具体的に検討さえもされていない事が明らかになった。労働者の一番大切な賃金をカットしておきながら九ヶ月の間あいまいな態度を続けるとは、何と労働者をぐろうした事か! 私たちは、この政治的な、予断と偏見に満ちた処分を断じて許しはしない。

労組・共闘委は、九月以来「偽装閉鎖を完成させるための再開」を強行しようとする阿部一族に対し、明舞団地を中心舞台として闘って来ました。九月十日、二十日には、医療センター前での決起集会にそれぞれ二百名、百名もの仲間が結集し、「再開を何としても阻止し、必ず偽装閉鎖・全員解雇を撤回させ、闘争に勝利する」決意をこめて団地デモを行ない、また、これ

に先立つ八月二四日、二五日には四国の愛媛県立新居浜病院の外科部長におさまり、優雅な逃亡生活を送って来た院長・阿部煥への追及行動が、愛媛県警の私服三十数名もの不当極まる介入を挑ねのけて展開して来た。こうした私たちの力強い、且つ一ヶ月を越える明舞現地での持続した闘いは、阿部一族の再開強行の目論みに確実な一撃を与え、逃げ回る彼らのシッポをしっかりとおさえています。

明舞医療センター開院予定地には、大看板と見張りのテント小屋を設置し、二十四時間の監視体制を垂水・明石署の卑劣な介入を挑ね返し貫徹しているし、直接工事責任者でもあり、副院長夫人の実家である姫路の八尾建築事務所への抗議行動も何度となく繰り返した。そしてまた、「閉鎖撤回・再開強行反対」を要求する明舞団地での署名は約五百名の協力を得て、労組の闘いを支援する声が住民に広がった。

これらの労組・共闘委の闘いに対して、病院側は直接的な弾圧や戦闘に訴えるのはまずいと判断したのか、新たに次のような攻撃を行なって来た。

第一に、争議の筆頭責任者である阿部煥が新居浜病院に辞表を出して姿をくらまし、またまた私達の追及から徹底して逃げようとしていること。

第二に、阿部煥は自らは一切表面に出ず、姫路の八尾建設(夫人の実家)を前面にたて、なし崩しに再開業務の積み重ね(

現在、水道工事の強行が考えられている)を目論み、労組の闘いを空洞化させようとしていること。

第三に、地労委の団交命令を不服として阿部一族は中労委に再審査を申し立て、現在その審問が進んでいます。彼らは代理人(弁護士)を表にたてて「団交するのにやぶさかでない」として「折衝」を申し入れて来ました。その狙いは、①中労委の団交命令を避けるための交渉ポーズですが、団交の条件として、②副院長は出ない、③閉鎖を団交の議題にすることを認めよとしていることにこそ眼目があります。②は即ち、副院長と院長はもう別々だ、従って明舞での再開は、本争議とは関係ないという結果をみちびくものであり、③も又、労組に現在の不当な現状を追認させようとするものです。

この「和平ポーズ」は、明らかに本来争議解決のための「場」である交渉をもつために、逆に、目的である「争議の解決」そのものを全く無にしてしまう結果を、中労委・地労委レベルで既成事実化し、それを労組に押しつけようとするものです。

この間、明舞団地で行なった署名には五百名近い住民の協力を得、私たちの争議の「勝利」に対する理解も深まっています。私たちはこうした闘いの前進の上になって、「どんな困難でも組合の権利を貫ぬき、もうこれ以上医者||資本家の専横を許さない」という「闘いの初心」を貫ぬくことを繰り返し、確認しながら闘い抜きます。

中労委での攻防を

貫徹!

(組合機関紙 第三号 十二月二八日)

中労委において、八月二十九日に第一回、十月二十八日に第二回審問が行なわれ、院長・阿部煥が証人として出廷した。七ヶ月ぶりに院長と対面した労組・共闘委は、断固として追及行動を行なった。

―中労委での和平折衝打ち切り―

一方、労組・共闘委は、十月二十七日の中労委における病院側代理人(仁藤弁護士)との打ち切りを申し入れた。今年の七月頃、病院側代理人・仁藤弁護士の申し入れによって始まるこの折衝は、八月二十八日に第一回(中労委で)、十月四日に第二回(兵庫地労委で)と行なわれて来たが、十月二十七日になっても組合側の「団交をやるなら当然の三条件」についても、何ら誠意ある対応が見られなかった。再度、病院側で検討する様に申し入れて折衝を打ち切った。当初、申し入れに際し阿部一族は、自らが再審査申し立てを行なった団交拒否事件に関する自分の方からの和解申し入れであるにも拘らず、①平和台病院再開は不可能であることを前提とする。②団交は五ノ六回とする。③組合側は団交の席で暴力行為を行なわない旨、一札を入れよという三項目を団交開催の前提条件として要

にくい」等と、病院側の内部事情を最大限利用しながら、仁藤弁護士は無責任な立場でうまくたちまわろうとした。これに対し、「再度予備折衝がもたれる時は、病院側が労組・共闘委の当り前の主張を受け入れる時である。」事を強調して今次の折衝を打ち切ったのである。

中労委闘争に勝利!

病院側・再審査申立てを取り下げる

兵庫県地方労働委員会(兵庫地労委)の団交命令を不服として今年三月二十七日に中央労働委員会(中労委)へ再審査申立てを行っていた病院側は、「いかにあがいても勝ちめはない」と観念したのか、十二月二十二付で再審査申立てを取り下げた。十一月二十八日の中労委第三回審問で院長・阿部煥の証人尋問を終え、来年の一月二十六日に組合側(広委員長、宮地共闘委書記長)の証言で結審になる予定であったが、今回の取り下げによって中労委闘争に終止符が打たれる事になった。組合側の暴力行為と地労委の不当性を叫んで、恥じ知らずにも棄却されるのを承知の上で無茶苦茶な再審査申立てを行なった病院側は、ようやくその恥じに気づいたのか?(中労委の説得があつたの事だが)自らそれを取り下げた。この事

求して来た。兵庫地労委・公労使三委員による争議全面解決のための団交(昨年十一月一七、一八日)を突如拒否して逃亡しておきながら、しかも、地労委の命令を無視して団交拒否を続けた上で、まるでお恵みで団交をやるかのような回答を行なったのである。

誰が見てもこれは、中労委の審問対策、世論対策あるいは現状凍結、更には明舞再開強行など、新たな攻撃の布石としか思えない。このような内容の申し入れに対しても、我々、労組・共闘委は、「あらゆる機会を通じて団体交渉実現を促進し、あらゆる機会に真意を明らかにする。」という原則的な立場から、八月七日中労委に対して次のような意向を明らかにした。

①(団交の内容) 昨年十一月十七、十八日両日、双方で確認していた団体交渉の段階に戻し、「五項目」を前提とする。

②(団交の形態) 昨年十一月十四日付で組合側が申し入れたとおりにする。

③(前提) 阿部一族は、これまでの背信行為について組合側に謝罪し、陳謝文、もしくは釈明文を提出する。

ところが仁藤弁護士は、これを受け入れる様子を見せながらも回答をズルズルと引き伸ばし、十月二十七日の第三回折衝になっても、

①については精神的には認めるが「五項目」の内容が明らかでない。
②の団交の場所については、院長の自宅とする。③については、再度検討する。等と全く不誠意な回答をした。

「煥と醇とは兄弟ゲンカをしているので、病院側への説得はやり

によって、兵庫地労委の初審命令が確定し、団交拒否事件の審問は、組合側の主張が全面的に認められた形となり、組合側の勝利となった。又、病院側は、中労委からの取下げと同時に、兵庫地労委に対して「争議解決の為の調整課(二名)が斡旋の書類をもって平和台病院(現地)へ訪れ、組合員の「斡旋なんかより自主交渉をやるべきや」という主張に対して「ごもっともです。私らもそう思います」と言いながら書類を置いて帰った。一方、病院側代理人である仁藤弁護士から共闘委書記長の宮地氏に「一月中旬位から予備交渉をやりたいと思っている」と電話で話をもちかけて来た。私たちは団体交渉による早期解決を望むものである。しかし、それは病院側が、あくまでも組合側の示した基本的前提条件に誠意をもって答えた時のみ、実現が可能なのである。今なお、阿部一族が私たちの切実な要求に何一ツ答えず、警察権力の影で逃亡を続けているという状態を見るなら、今回の斡旋が何を意味するかはおのずと明らかである。踏みつけられ続けて来た私たちの怒りは、一辺の文書でごまかし切れるものではない。阿部一族に、本当に解決する気があるなら、自らその責任を果たすべく、まず、私たちの前に出て来て「生」の声で話さなければならぬのである。

組合の要求はギリギリのもの

これまでの争議経過を全く無視した病院側の斡旋申請は、中労委からの取り下げにともなう「あとしまつ」的なものであると同時に、

世論工作を狙った、組合に対すを挑戦でもある。私たちは、このふざけた々々斡旋申請を検討する以前に、次の事項について、まず病院側が明らかにせねばならない事を主張している。

① 院長、副院長の所在を明らかにすること。② 団交の内容は昨年十一月十七、十八日付交渉内容に基づき、平井案の五項目が前提であること。③ 団交の形態は昨年どおりであり、平和台病院で行なう事。④ 団交は争議解決まで誠意をもって継続する事。⑤ 団交に

必ず院長、副院長が出席する事。⑥ とりあえず、最低、病院閉鎖以後の平均賃金は支払う事。以上の問題について病院側が誠意をもって答えるならば、私たちは斡旋を受ける事にやぶさかではない。掲げた項目の殆んどが、すでに一度は認められた経過がある事を考えるなら、決して困難な課題ではなく、むしろ、病院側から積極的に出さなければならぬものである。

(2) 行政闘争、法廷闘争と追撃戦

(七三年一月〜七四年四月)

七三年一月、東京の仲間の協力によって、副院長・阿部醇を静岡の清水市立総合病院に、二月には院長・阿部煥を東京の関川病院に、それぞれ発見することが出来た。兄弟とも、慶応院と医師会の庇護の下、ふたたび、患者、医療労働者の上に君臨しようとしているのである。我々は、こうした阿部一族に対し、すばやく追撃部隊を組織し、「優雅な転進」を許さぬ闘いを展開した。

一方、阿部一族は、地労委の団交応諾命令を不服とした中労委への再審査申立てを取り下げ、斡旋申請による「和平」攻勢に転じてきたが、地労委は、「自主交渉」が原則であるとしてこれを受けつけず、阿部一族はじりじりと追いつめられた。斡旋申請を棄却された病院側は、形式だけの団交でその場を取りつくりうと、一月二十八日付で内容証明の団

交申し入れ書を送付してきた。しかし、このギマン的な申し入れ書は、地労委三委員の立ち合いのもとで撤回させ、かわりに、団交開催に向けた予備折衝の表現を約束させた。以後、地労委立ち合いの予備折衝が行なわれる一方、法廷でのきびしい攻防戦が展開された。

清水市立総合病院へ逃げこんだ

阿部醇を許さない!

(組合ニュース 七三年一月十四日)

清水市立総合病院に働く労働者の皆さん、患者の皆さん。ここ市立総合病院に、神戸市長田区平和台町で平和台病院を経営し、患者を人質に労働者を喰い物にしてきた医者(阿部醇)が、平和台から逃亡すると同時に、自分たちだけの「優雅な転進」を図ろうと、私たちの追及から隠れて勤務しています。

神戸、平和台の地では、もう自由自在に金儲けが出来ないことを悟るや、労働者には、あらん限りの弾圧を駆使し、挙げ句の果には病院存続を望む患者、住民を切り捨て、組合つぶしのために偽装閉鎖を強行し、全従業員の首を切り、一切の話し合いを拒否したまま逃亡を続けているのです。……(略)

市立総合病院は、阿部醇の

逃亡に協力するな!

まず、先に逃亡を図った副院長(阿部醇)は、こっそりと裏で神戸の明舞の地に於いて、偽装閉鎖を完成させる病院再開を画策し、その間表では、院長(阿部煥)が、強行的に偽装閉鎖を行ったのですが、さらに院長も逃亡し、昨年三月から四国の愛媛県立新居浜病院外科部長として、すまし顔で就任し、私達に発見され追及されるや再び逃亡したのです。神戸では私達の追及によって、地労委をはじめ、県医務課・保健所等の行政機関は、この副院長(阿部醇)の欺瞞的な病院再開に対し、「まず争議を解決する様指導を行なう」との態度を明らかにしています。愛媛県衛生部、新居浜病院当局も私たちの正当性を認め、阿部に対する行政指導を行なうことを約束しました。にも拘わらず、この様な阿部一族を難なく受け入れた清水市立総合病院当局に、私達は断固抗議します。阿部一族が平和台現地に戻り、直ちに解決の為の団交を行わない限り解決はありません。私達は、その為に断固闘いぬく決意です。

昭和四十八年一月二十六日

神戸市長田区平和台町一丁目十三の二

労働組合委員長

団体交渉開催申入れ書に対する回答

貴申入れ書に対して先に昭和四十八年一月十六日広春夫委員長と会談した時説明した様に、昭和四十六年十一月二十四日の時点ですでに私は病氣静養中で、元平和台病院院長阿部煥の諒解の下に辞表を提出し受理されて退職して居た。従って一九七一年十一月二四日付と言はれる貴申入れ文書は関知しなかった。此の件に就いて貴組合は不当に拒否したと書かれてあるが、元院長阿部煥が全権を以って判断し行なったものである。さらに昭和四十七年三月十四日付の兵庫県地方労働委員会の団交応諾命令に就いても元院長阿部煥に対して出されたものであり、その内容は昭和四十八年一月十六日、貴組合の写より始めて知るところであり、主として昭和四十六年十一月十七日以後に組合及び地方労働委員会との間に起きた事柄であって、当時病院退職后病氣静養中であり、後日、断片的な事情は聴取したことはあるが、その内容に不一致があるのは別として、先に述べた如く、元院長阿部煥に対して行はれたもので此の件に就いて私に對しては関係のないことは明である。

次に昭和四十七年十二月二十二日付の再審査申立て取り下げの件に就いてもその詳細は分らないが、間接的に聞いたところでは、本件争議早期解決に、速かに団体交渉を開くことがその

第一と考えるに至ったので再審査の申立てを取り下げたように聞いております。

従って本議題となる団体交渉に就いては、本来貴組合と元院長阿部煥との間で行なわれるべきものと考えますが、以前管理職的立場にあった者としての責任を強調されるなら、法定代理人の出席で兎角問題はないと考えますが、私が出席することにより争議の早期円満解決が計れるのでありますれば出席する所存であります。その方法、時期、場所、その他に就きましては代理人に任せてありますので、その決定に従い度いと思ひます以上、回答致します。

副院長・阿部醇の責任転嫁と

居直りを許さないぞ！

(組合ニュース 一月三十一日)

一月十六日に清水の阿部醇に会見を申し入れ、「七一年十一月二十四日付の労組による団交要求に何故応じなかったのか。又、地労委の団交命令(七二年三月十四日)に應ずる意志はないのか」と追及しました。ところがふてぶてしくも阿部醇は、「閉鎖の時点では、退職していたから責任はない」と開き直ったのです。閉鎖前後の兄・阿部煥は「副院長(醇)は病氣だから団交はできない」と言っ

きた事でも明らかな様に、「退職」など一度も明らかにされたことはなく、ずうずうしくも、責任のがれの為にあとからつけた理由でしかありません。

元平和台病院院長 阿部 煥 印
平和台病院労働組合
委員長 広 春夫 殿

団体交渉についての申入れ

今般左記により団体交渉を行いたいと思ひますので御出席下さい。

- 一、昭和四十八年二月二日午前十時から正午まで午まで
- 二、場所 神戸市長田区五位ノ池二丁目、神戸市五位ノ池住宅管理事務所内、広間(平和台病院南約五〇米)
- 三、交渉人員 元病院側 阿部煥、阿部醇、仁藤一。

組合側 組合員三及至四名、但し組合側の希望で宮地洋二氏が個人として代理委任される事を拒まない。傍聴者は組合員に限る。

四、議題 昭和四十六年二月二四日付貴組合より申入書記載の議題。

尚、当然のことながら組合員及び第三者が交渉場所附近にお

いて喧燥な行為に及び、或は当方の会場出入、交渉等を妨害することのないよう充分に配慮されたい。

病院側代理人「組合否認の申し

入れ書」を撤回し予備折衝を約束

(組合ニュース 二月二日)

二月一日、地労委で、「病院閉鎖・全員解雇・寮強制退去」不当労働行為第二回審問が行なわれました。病院当局は、審問廷には争議責任者であり逃亡中の院長・阿部煥、副院長・阿部醇とも出席せず、代理人の松井弁護士ひとりが出席するという無責任なありさまです。審問終了後、私達は、一月二八日付のギマン的な団交申し入れの撤回と、「全面解決のための団体交渉」へむけた「予備折衝」に依ることを松井代理人に要求しました。

私たちの追及により窮地に立った松井代理人の連絡を受けてやってきた仁藤代理人は、地労委立ち合いの話し合いの席上に出るや否や、「なぜ幹旋申請をかけたんだ」「組合を利するようなことをするな」などと、地労委各委員と労組員に悪罵をなげつけ、それまでの松井代理人との約束も反古にしてしまおうとした。しかし、組合のみならず、地労委からも混乱の責任を追及され、さらに労使双方の委員から「病院側に本当に解決の意思があるなら、今回の申し入

れは撤回し、予備折衝に於けるべきだ、それしかない。」と言われる始末でした。

「申し入れ書」がまったくギマン的なものであることが暴露された病院側は、結局、私たちの当然すぎる要求に応じざるをえず、①一月二八日付「申し入れ」は、内容証明郵便をもって撤回する。②「解決のための団体交渉」にむけた予備折衝に於ける。院長、副院長両者が早期に折衝に出席できるよう努力する。③そのための条件をつくるために、代理人が一応折衝にあたる、予備折衝の期日等については、数日後に返答する。――などの点が確認されました。

院長・阿部煥を発見！

追撃戦部隊、東京―静岡へ出発

(組合ニュース 三月一五日)

一昨年十一月、組合つぶしのために平和台病院を偽装閉鎖し、それ以降、争議責任を放棄して逃亡している院長・阿部煥の勤務先が

病院側は、二月一日の労使直接予備折衝の約束の後、地労委に対して立合いを要請し、それがきっかけとなって、公、労、使の三委員による労使直接予備折衝に向けた実情調査が開始された。労組・共闘委は、三委員の実情調査に対して「斡旋の作業ではない」とも確認させると共に、団交の前提条件の七項目を再度明らかにし、「予備折衝に院長、副院長が出席して誠意をもって話し合う様、地労委は説得せよ」と追及した。更に、四月五日と同月二〇日に地労委に対

して「平和台病院労使折衝に関する経過の確認と回答について」という文書を提出し、組合側の考えを明らかにした上で、労使直接予備折衝にのぞむ条件を示した。

一方、病院側は、三委員との折衝の中で、「どんな事があっても病院再開はしない」とつっぱね、争議解決への姿勢は見せなかった。そのことは、東京―清水への追撃戦の中でも露骨に表われ、副院長は、「閉鎖の時点では退職していたから責任はない」と開き直り、院長は、「忙がしいのか、おひまなのか知らないが、わざわざ東京まで出て来て……」とか「気候が良いからピクニックのつもりで来たのか」(四月九日)などと、ふてぶてしく対応した。

追撃戦を強化し、

阿部一族を折衝の場に引きつり出そう！

(組合機関紙・臨時号 四月七日)

三委員による個別折衝が始められて、すでに二ヶ月近くになるが、当事者である阿部一族の誠意は、いささかも感じる事が出来ません。この折衝における阿部一族のねらいは何なのでしょう。はたして彼らが争議責任を積極的に取るうとしているのでしょうか。とんでもありません。彼らは、この折衝によって地労委を、組合側からの追及をのがれる為の防波堤に利用し、おまけに、一切を地労委におかぶせようとしているのです。この病院側のもくろみを、完全に粉砕しないかぎり、ほんとうに病院側を追いつめる事にはならないでしょう。

判明しました。院長は、ふてぶてしくも東京の関川病院(荒川区西日暮里一の四の一)に勤務していたのです。私たち労組・共闘委は、十四日夜、清水市立総合病院に逃亡している副院長・阿部醇への追及と共に、院長への追及行動に出発しました。

院長は、昨年八月、愛媛県立新居浜病院に勤務していたところを私たちに発見され、抗議行動が行なわれると、すぐ愛媛から逃亡しました。だが、今回の阿部煥発見は、彼等阿部一族がどこに逃げても無駄であり、戻る所は平和台しかないことを今一度明らかにしたものです。

神戸医師会による

現代の「強制連行」を許さない!

闘争資料集/九月中旬発行/三〇ページ
オフセット印刷/定価二〇〇円(予定)

4月5日に、労組・共闘委は三委員に対して、「平和台病院労使折衝に関する経過の確認と回答について」という文書を提出し、組合側の考えを明らかにした上で、労使直接予備折衝にのぞむ条件を次の様に示しました。

① 人員 折衝委員 組合側―組合員五名、宮地共闘委書記長。

病院側―院長、副院長。

オブザーバー

組合側―共闘委各組織代表四名。

病院側―仁藤代理人。

② 場所 原則として兵庫県地方労働委員会(兵庫県庁)。

③ 日時 後日調整する。

④ 地労委立会い あくまでも立ち合いと、組合側の事前承諾なしに、調整案、私案等は一切提示しない。予備折衝の運営につ

ては、労使によって行うものとする。

これは、あくまで組合側の最低基準であって、これらをあいまいにするなら、仁藤代理人の独走を許すか、あるいは地労委の中途半端な介入を許すだけであり、当事者である阿部一族に決断をせまる事はできないでしょう。

現段階では、いつ阿部一族が背信行為を行うかわからない状態にありそのような状態のもとでは、この地労委を媒介にした折衝と、組合側が阿部一族の逃亡先まで出かけて行って追及する事もふくむ労使直接折衝の、対角線的組み合わせが必要であると考えています。

阿部兄弟よ！

一〇〇〇日の憎しみを肝に銘じよ！

(組合ニュース 五月十四日)

本日、午後一時より、地労委において、平和台病院・院長・阿部煥、同副院長・醇と労組・共闘委による団体交渉に向けての第一回予備折衝が行われます。

これは、労組・共闘委の執拗な追撃戦、又地労委、神戸地裁での審問・公判等、のきなみ、組合側の勝利が誰の目にも、明らかになる中で、ようやくいつまでも逃げきれない事を思い知った阿部一族が、しぶしぶ団交予備折衝出席に同意したものです。

六月以降、須磨社会保険事務所と、健康保険の継続適用をめぐる交渉を行った。この交渉は、兵庫県民生部保険課との交渉へと発展したが、彼等、行政当局は、昭和二五年の厚生省通達を楯に適用を拒ばみ続けた。
約二年間にわたり、三十数回の交渉の積み重ねの結果、ようやく厚生省通達の反労働者性を確認させ、一定の成果を勝ち取った。

不当な健保打ち切りを

保健課は撤回せよ！

(組合ニュース 五月一日)

このため、私たちは健康保険の「暫定」継続適用を要求して、昨年六月以来四度にわたって須磨社保を訪れ、所長などとの交渉を行ってきました。しかし、当初「継続適用は可能と思う」といいながら、次第に経営者ベッタリの姿勢を露骨にみせ「死んだら死んだで処置できる」(須原前所長)と暴言をはくに至り、交渉をひきついだ民生部保険課も「たとへ虚偽の申告であってもかまわない。昭和二五年の厚生省通達どおり、健保の適用をうちきったままだ」と開き直る始末です。

しかし、レッドパージが吹きすさぶ中で、その追いつち策として

阿部一族は腹をくくって出てこい！

一見力つきて我々の前に出てきたかに見える阿部一族も決して全面的に白旗をかがげているわけではありません。地労委の団交応諾命令履行を、形式的な団交を開くことにより逃れ、現在追い込まれている窮地からの脱出を計っているとも充分考えられます。

東京・静岡の病院に潜伏を続ける院長・副院長は、偽装閉鎖・全員解雇の責任を全く放棄し、優雅な転進を企みつつ、今日の予備折衝に臨もうとしています。東京・静岡への我々の追撃行動に対して、院長阿部煥は「気候が良いのでピクニックのつもりで来たのか」等と居直り、「折衝に向けた話しが地労委・代理人を通じてやられるので組合と合う必要はない」(この発言は4月24日の確認で代理人を通じて撤回された)という態度です。また、副院長阿部醇は「閉鎖」以前に退職していたので争議責任を問われる立場ではない。という態度を変えています。そして最近は何の知れない争議ゴロまで我々のまわりにはらわれているのです。我々は、このような阿部一族の態度を絶対に許すことはできません。そして阿部一族が、そのような態度で団交に臨むかぎり、真の解決はありません。

七一年二月の「閉鎖・解雇」時において、阿部一族は、組合員の健康保険証を回収不能と偽って「資格喪失届」を須磨社会保険事務所に提出していることが、ある組合員の病氣という事態の中で明らかになった。このため、労組・共闘委は、七二年

だされた当の「通達」にさえ、「解雇行為が労働法規又は労働協約に違反することが明らかな場合を除いて、一応資格を喪失した」としてこれを受理」するが、「違反の有無について、各保険者が一方的にこれを認定することは困難かつ不相当であるから、当該保険者においては、労働関係主管当局の意見をきく等により、事件結着の見透しを慎重に検討の上処理すること」と明記されています。

にもかかわらず、須磨社保、保険課は、当時二度にわたって病院当局に不当労働行為をやめるよう「勧告」した地労委にも何の連絡もとらず、阿部一族の意のままに「偽装閉鎖・全員解雇」による資格喪失届を受理したのである。さらに地労委は、当時折衝に当たっていた公・労・使三委員名で「閉鎖は不可解かつ遺憾である」旨の報告書を公けにし、また昨年二月二二日付団交応諾命令、現在審理中の「地位保全仮処分」「不当労働行為申し立て」でも閉鎖の不当性は明らかとなっています。

さる三月二十日、地労委による事情説明、四月十六日、組合との交渉がもたれたのですが、それでもなお保険課は不当な「打ち切り」措置を改めようとはしません。これまで継続適用を認めさせた、全金東洋ダイカスト支部、同川岸仙台支部、同三豊支部の例や、昨年、浦和社会保険事務所が争議中の全金日本度量衡器支部に対してだし健保打ち切りを謝罪した例などを、全く顧みようとしないのです。

行政の本音―経営者あつての労働者

私たちのかけがえる健保継続適用の要求は、ひとり平和台病院労働

者にかぎらず、階級的に闘う労働者への解雇攻撃や偽装閉鎖攻撃を許さぬための、地域労働者の共通の課題です。四月十六日の交渉で、保険課が「たとえ仮処分や不当労働行為が認められても、経営が再開されない限り健保適用はしない」と発言したことは（さすがに後で撤回したが）、行政の本首が「資本家あつての労働者」という、経営者の閉鎖攻撃にかける意図と全く同じ所にあることを示しています。これを絶対に許さず、撤回させることは、私たち労働者の闘

神戸地裁における地位保全仮処分公判に、院長は証人として出廷（第六回公判・七二年九月二十九日）第十四回公判・七三年七月十一日）し、あいかわらずのゴウマンな態度で弾圧の体制をくづさなかつた。法廷での我々の追及に対しては、阿部一族の親衛隊（争議ゴロ、地裁ボス、元患者など）が常に介入し、公判後の抗議行動には、私服警官、機動隊が登上するといったぐあいに、力と力の対決が続いた。地労委審問においては、病院側からの証人申請はなく、我々の追及により、院長・阿部煥が組合側申請の証人として、しぶしぶながら出廷するという状態だった。病院側は、組合側の抗議行動を暴力だとして、「危険」だから出廷出来ない」と主張したが、そうした主張は、我々の追及によって完全に粉砕された。

刑事公判闘争にあつては、山下鉄雄裁判長の横暴を訴訟指揮によって進行がはばまれ、第十六回公判（七三年七月二〇日）にして、ようやく起訴状に対する求釈明という状態であつた。

穴に隠れた狸は、煙で煙り出せ！！

（組合ニュース 五月二日）

本日（五月二日）、「解雇」撤回・地位保全の第十二回仮処分公判が開かれます。過去五回に亘って続けられてきた院長の出廷も、残すところ二・三回になってきました。

阿部一族は、法廷でのデタラメな証言に加えて、毎回の公判には、

私服警官・機動隊を動員し、スキあればいつでも私達におそいかかれる体制の下で出廷し続けています。

私たちは、「解決」の為の団交に向けた予備折衝を、真の解決に向けて第一歩としなければなりません。阿部一族が「閉鎖」・解雇の事実の上に居直り続ける限り、法廷内・外での追及があることを思い知らせよう。

前回第十一回仮処分公判において、神戸地裁当局（山下鉄雄所長代理）は、阿部一族に対する私たちの追及抗議行動に、不当にも「退去通告」を出しました。地裁内に侵入した私服警官に守られてコソコソと逃げる院長を、私たちが追及するのは当然のことです。

地労委審問

勝訴へあと一歩

（組合ニュース 五月三〇日）

本日（五月三〇日）、午後三時より、「偽装閉鎖・全員解雇」不当労働行為の、第八回地労委審問が、開かれます。

これまでの組合側（申し立て人）の主導問の中で、数々の病院側の不当労働行為が、次々と明らかにされ、七十一年十一月の「偽装閉鎖・全員解雇」の不当性が、明白になった時点で、前回（五月七日）病院側の反対尋問が行なわれましたが、代理人露峰は、はじめ

いの防衛、発展のためにも不可欠の課題です。

私たちは現在、この健保継続適用と不当な「通達」撤廃の闘いを地域の仲間と訴えていくため、神戸地区労に支援要請を行なっています。保険課・須磨社保の態度は、闘う労働者の生活そのものをおびやかすものであり、絶対に許すことはできません。みなさんの闘いへの支援と協力を心からお願いします。

から「共同闘争委員会は、暴力的色彩を帯びている」と一方的に断定した上で尋問を行なうという横暴な態度をとりました。私たち、労組・共闘委の追及で、この横暴な発言は撤回されましたが、明らかに病院側の態度は、労組・共闘委を誹謗・中傷することによって何とか我々の闘いの正当性を、おしつぶそうとしているのです。又、私たちが一貫して主張している、院長阿部煥本人の審問への出廷・労働委員会規則第四〇条にも「当事者の立ち会いのもと」での審問を明記し、依然として拒否しつづけており、更には、膨大な書証を彼等自身用意しながら、病院側証人は一人も出さないという、不誠実な態度をとっています。

病院側の狙いは明らかです。病院側は、この地労委審問で、我々労組側の勝訴が誰の眼にも明らかとなり、病院側の「偽装閉鎖・全員解雇」の不当労働行為が立証され彼等の敗訴が、決定的となった時点で、現行の「再審査制度」を悪用して、地労委での立証を放棄し、中労委で又、一から審査をやり直すことで、不当労働行為に対する「命令」の効力をひきのばそうとしているのです。（もともと院長阿部煥をはじめとする阿部一族は、争議の当事者であり、又「仮処分」公判では神戸地裁に出廷しており、地労委審問に出廷できない理由など、彼らにはないはずだ。）

私たちは、阿部一族が、地労委に一度も出席せず、「命令」が出ても、中労委に再審査を申請することで、更に解決をひきのばし、自らの争議責任の一片すら果たそうとしないことを許すわけにはい

けません。いたづらに事態をひきのばす阿部一族に対し、我々は、今回（五月七日）の審問で、阿部煥を、組合側から証人に申請し、阿部一族側からの証言をひきだした上で、結審—命令をかちとろうとしていきます。例え、阿部煥を証人にするので、この地労委の審問が、一時的に長びくことがあっても、そのことで、病院側の「反論」(?)をふまえた上で、不当労働行為を立証した地労委命令が出るのが、ずっと有利です。

阿部一族の不誠実な態度は、現在行なわれている労—使直接予備折衝でも同様です。第一回折衝（五月—四日）でも、団交開催の前提条件「七項目」—特に「閉鎖・解雇を撤回し：：」—を一切認めようとせず、又依然として所在地すら明らかにしようとはしていません。

この阿部一族による組合否認につらぬかれた居直りの一つ一つをうち砕いていく為にも、現在の「偽装閉鎖・全員解雇」の不当労働行為に対する命令を、早急にかちとっていくことが大事です。

地労委は、(1)中労委への「再審査」申請によるひきのばしの口実を与え、(2)阿部側の「反論」(?)も聞いたうえで、「不当労働行為」に対する命令を、早期に出さない限り、更に阿部側の居直りを許してしまうことになるでしょう。(※現在、労—使折衝が続けられている際、事態が変化した時点で、あとになって「命令」が出て、阿部一族に無視されかねません。)

また、前任の任海検事に代わって登場した熊川は、山下裁判長と軌を一にした横暴ぶりを早々から露わにしています。弁護団からの釈明要求に対し、「裁判長に聞け」と言わんばかりに指を指示したり、被告・傍聴人の追及に、「うるさい、だまれ」と怒鳴る有様です。(前任の任海検事も同様の勝手なふるまいをやって謝罪させられている。)

裁判所当局は、阿部一族と警察権力によって不当にも逮捕・起訴された八名の被告に対し、法廷では「犯罪者」あつかいすることによって、不当起訴に輪をかけた攻撃を加えんとしています。毎回の公判での裁判長の対応は、八名に対する被告としての権利を奪い去ってしまうもの以外の何物でもありません。私たちは、一切の弾圧を許さず闘います。

「地域住民有志一同」の

隠された狙いは何?!

(組合ニュース 八月十五日)

私たち労組・共闘委は、「地域住民有志一同」署名入りのピラが、平和台病院周辺で大量に配布されている事実を突きとめて以来、住民への宣伝活動、戸別訪問を続けてきましたが、今なお不可解な点が多くあり、「地域住民有志一同」が何者であるのかも判然として

山下鉄雄裁判長の 横暴を許さない!

(組合ニュース 六月二〇日)

本日第十五回平和台病院闘争刑事公判が開かれます。(午前十時神戸地裁)

七一年七月から開始された公判は、回を重ねるごとに横暴ぶりを発揮する山下裁判長の強権的訴訟指揮によって、遅々として進行をはばまれていきます。被告団の組合腕章着用に対して、初公判冒頭から機動隊導入をくり返してきた裁判長は、いまや傍聴人の服装にまで制限の手を加えはじめたのです。

前回第一四回公判(五月二五日)において、肩にタオルを掛けた傍聴人を目ざとく見つけ出した裁判長は、「腕章を首に掛けている傍聴人は直ちにはずせ」と言い出したのです。更に、被告団・弁護団による撤回要求に対して、「タオルだろうと何であろうと、はずさない」と審議を続け、「常套の服装でない」「退廷しなさい」と言い張る有様です。この日の公判にも大型トラックに乗った機動隊が待機していました。山下裁判長は、またしても機動隊力を背後にチラつかせて、「見間違い」による誤まりを、訴訟指揮権にすりかえてしまったのです。

いません。

「平和台病院の労働争議は今どの様になっているのか」という見出しで始まるこのピラ(六月二〇日付・タイプ刷約四〇〇字)は、「：：組合側のピラも閉鎖を叫んでいた最初の頃とは大分内容が変わってきておりますが不思議に思っております：：」「：：現在の処未解決との事ですが全く困るのは住民側であります：：」という書き出しに続いて、五項目にわたる「素朴な疑問を皆で一諸に考えよう。」というものです。以下、要約列挙すると、一、労働争議は住民の迷惑・願望を考慮する必要があるのか?二、労働争議なら病院でも工場でも同様の扱いをしてよいのか?三、院長は解決の為に努力しているのか?四、組合側は解決を考えているのか?五、関係官庁はどの様な方策を考えているのか? というものです。

すなわち、このピラ全体に貫ぬかれていることは、病院が閉鎖されたまま争議が解決せず住民は困っているか? というのです。たしかに、病院が「閉鎖」されたままの状態は住民にとって困ることだと思います。しかし、組合つぶしをみるんで偽装閉鎖・全員解雇を強行した阿部一族が、今なお一切の争議責任を果すことはおろか、閉鎖・解雇の撤回を拒みつつづけている限り、病院を再開するの可否かという問題は、二の次の問題でしかありません。

それとも、「地域住民有志一同」は、誰でもよいからとにかく病院を再開せよ! というのでしょうか。しかも、偽装閉鎖の責任があたかも私たちにあるかのようなデタラメな宣伝(「：：組合側の

ピラも閉鎖を叫んでいた……) をすることは、闘いに対する妨害以外のなものでもありません。

同時に、『地域住民有志一同』の妨害行為は、今なお逃亡策動をつづけている阿部一族への手助けとしか言いようがありません。

すでに結審(七月二五日)となった地方労働委員会審問をはじめ、現在進められている仮処分裁判においても、阿部一族が強行した偽装閉鎖・全員解雇の不当性が立証されつつあります。しかし、いかにきびしい命令(地労委)や判決(仮処分)が出されようとも、阿部一族に「真の解決」に向けた誠意がない限り、逃亡の道はまだまだ準備されていることは明らかです。(事実、阿部一族は、一昨年十一月の団交拒否→偽装閉鎖・全員解雇強行に対して地労委が出した「団交命令」に不服を申し立て、中央労働委員会へ提訴しながら、そこでも敗訴が確定になってくると、結審直前に提訴を取り下げ、命令効力の引き延ばしをはかるという暴挙を行なっている。

また、五月以降開催されている「団交開催のための労使折衝」に出ている阿部一族(院長・副院長)は、あたかも解決に努力しているかの様なポーズを示しつつ、その裏、私たちに閉鎖・解雇の事実を認めさせ、屈服を強いることによって、より逃亡を有利にせんと画策しています。

経営者として当然果すべき争議責任の一片すら感じていない阿部一族の対応と軌を一にした『地域住民有志一同』の妨害行為、阿部一族への手助けは、闘争(争議)への介入以外のなものでもありません。

「真の解決」に向けた唯一の話し合いの場である「労使折衝」の席では、一向に誠意ある態度を示していないにもかかわらず、地域住民に対しては、あたかも解決に努力しているかのように芝居をすることは絶対に許せません。

「日時、場所の御指定を頂ければ席上にて其の間の事情を御説明申し上げ度いと存じます：」という宣伝にも明らかのように、かかる阿部一族の策謀は、より逃亡を有利にするための「住民工作」としか言いようがありません。

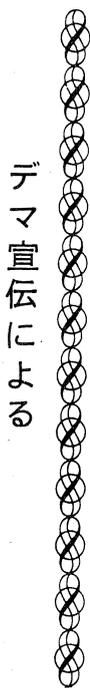
地域へのデマ宣伝をはじめとする阿部一族の一連の動向は、「早期解決に努力している」どころか、長期逃亡体制を固める為の準備以外のなものでもありません。私たちは、一切の逃亡策動を打ち砕いて勝利まで闘います。

平和台病院の労働争議は

今どの様になつてゐるのか

昭和四十五年七月、突如として始まった争議も早や三年を経過せんとして居りますが一体どの様になつてゐるのでしょうか？ 組合側のピラも閉鎖を叫んでいた最初の頃とは大分内容が變つて来て居りますが不思議に思つて居ります。そして、現在の処未解決との事ですが全く困るのは住民側でありますので、次の通り素朴なる疑問ですが皆様方と一緒に更めて考えてみる

ません。私たちは、この間の仮処分裁判に「傍聴参加」し、阿部の逃亡に手助けしている「地域住民」を名のる連中とともに、一切の妨害・介入を許さず闘います。



デマ宣伝による 住民工作

(組合ニュース 八月二二日)

五月一四日から開始されている「団交開催に向けた労使折衝」は、去る七月一九日に第四回目を終了し、次回九月四日が予定されています。「労使折衝」に出席し、あたかも解決に努力しているかの様なポーズを示している阿部一族(院長・副院長)は、未だに、「真の解決」に向けた大前提である「閉鎖・解雇の撤回」を拒みつつけており、私たちは、その誠意のほどを疑っていましたが、この間の阿部一族の動向は、更に逃亡をつづける為の手だてとしかいいようがありません。

私たちの陰に隠れて、ヨソヨソと逃亡の準備を進める阿部一族に、「解決の為の努力」など毛頭認めることはできません。

東京・関川病院に潜伏しているはずの院長・阿部煥が、いつの間にか、平和台病院周辺の団地内に、デマ宣伝ピラを配布していることが明らかになりました。(中略)

必要はないのでしょうか？

- 一、労働争議には地域住民の迷惑や願望を考慮する必要はないのでしょうか？
- 二、労働争議なるが故に人の生命を預る病院と雖も他の工場事業場と同様に扱はれていいものではないでしょうか？
- 三、病院長は争議中の病院を捨てて東京にて勤務中との事ですが解決の為の努力をしているのか？
- 四、組合側は解決への歩み寄りなど考へてみた事があるのか？
- 五、公僕である関係官庁は此の争議にどの程度の関心を持ちどの様な方策を考へているのか？

地域住民有志一同

地域住民の皆様へ

お応えさせて頂きます

昭和四十八年八月

阿部

三年前突発した争議以来、喧嘩と甚だしい御不便をおかけ致しました事を、心よりお詫び申し上げます。それにも拘らず絶大な激励のお言葉を賜り小生と致しましては極力業務を続けて参る心算でしたが皆様方が目撃された如うな状態の連続に依り止むなく閉鎖に到りました事を誠に申し訳なく存じて居ります。又、小生は永年住み馴れた地を、一日として忘れたものではな

く日常生活の支障の為に現在では一家離散の状態となって居ります。病院崩壊幾多の紆余曲折がありました。接渉を避け解決に努力して居ります。

之等の点について日時場所の御指定を預ければ席場にて其の間の事情を御説明を申し上げます。

尚、昨年は愛媛県立病院に、現在は東京三河島の関川病院に勤務して居ります。終りに皆様方の御期待い得ず病院閉鎖に立ち到りました後今日に至るまで御不快な情態にありませす事を小生の無力不徳の致す所とは言え誠に恐縮の至りに存じております。引き続き解決に努力する所存でありますので宜しく御諒承賜ります様お願い申し上げます。

平和台病院闘争

法対資料集 (第2集)

☆地位保全仮処分特集

仮処分命令申請書から判決文まで／夕
イブ印刷／一五五ページ／限定版
発売中！ 定価 五〇〇円

病院閉鎖のあと、平野マンションに逃げ込んでいた院長夫人とその子供たちは、マンションを引きはらって又もや逃亡した。阿部一族は、逃亡路線をつらぬく一方で、法廷での勝利的結着を目標んでいた。法廷では、労組・共闘委を「暴力集団」であるかの様に印象付ける為、「住民有志」(地域ボス)、院長秘書など阿部一族の「親衛隊」を動員し、デマ証言による法廷工作に必死であった。一方で、予備折衝に形式的に出席してきた病院側は、争議早期解決の為に組合側が提示した「団交の為の七項目前提条件」に誠意を見せず、逆に、「閉鎖・解雇」を認めるなら、涙金ぐらいは出すと言わんばかりの回答書(七四年二月七日)を突きつけてきた。

我々は、居直り続ける阿部一族へ波状的な追撃戦闘をくり返す一方、「閉鎖・解雇」不当労働行為事件の命令を、地労委が自からの責任をはたすものとして早期に交付せよと迫った。七四年一月二十二日に、約一〇〇名の仲間を結集して兵庫県庁へのデモを貫徹し、地労委への直接申し入れによって鋭い追及を行った。

地位保全仮処分公判

院長秘書の証言を粉碎しよう

(組合ニュース 十月二十六日)

前回、病院側証人に立ったある地域住民は労組・共闘委が「闘争のための闘争」を行なっているかのような予断と偏見のみを無責任にも放言しましたが、その時いみじくも、病院側と警察(県警・長田署)がいかに密接に結びついて組合と闘争を破壊しようとしたか知らぬでいたかが暴露されました。

証言によると、46年5月病院内会議室でもたれた患者の集まりの席に警察官が出席して、「証人威迫は警察の方で取締るから……」(協力して下さい?)という依頼をしたそうです。

本日、前回(10月3日)にひきつづき、病院側証人(「元」従業員川井組合員高田美和子)の尋問が行なわれます。

高田は70年8月、組合がストライキに突入してから秘書として採用されたのですが、その役割は他の三人の秘書同様、明かにスト対策要員(スキップ)だったのです。組合への電話をテープで盗聴したり、組合側の会話を速記したり、(川那辺第一秘書)阿部煥への迫及を体当りで妨害(逆に組合側を告訴)したり、あるいは、病院側の組合に対する誹謗中傷の文書を団地や地域へ配って歩いたりす

るなど、数々の不当労働行為を阿部一族の尖兵となって行ってきました。そして彼らは、病院側の、組合つぶしのためなら「閉鎖・解雇」も辞さないという攻撃に事前に荷担していたのです。

第二十二回仮処分公判

結審予定!

(法対ニュース 一月一六日)

昭和四十六年十二月に、①従業員の地位を仮に認めよ、②寮の使用を認めよ、③長宗市子の賃金を支払え、という内容で申し立てた地位保全等仮処分は、緊急性を要する寮使用を先に出させ、二年有剰二十一回に渡る公判の後、いよいよ本日結審というところまできました。私たちは、具体的に阿部一族の組合つぶし攻撃の実態をバクロしてきましたが、阿部一族は、「組合つぶしの閉鎖であっても、企業の閉鎖の自由は保障されており、数多くの判例もそれを認めている」云々を全面にかかげ、一切のペールをかなぐり捨て、ブルジョア法の枠内に逃げ込みをはからんとしています。

そして、それだけでは、おそまつなので、何んとかカッコウだけでもつけようと、院長の証人尋問で組合の過剰争議・暴力行為をネツ造し、地労委三委員の実情調査報告書を歪曲して、最後には裁判官にあわれみを乞わんとして十八番の猿芝居を演じる始末でした。

高田美知子「元」従業員（秘書）の証人尋問では、秘書を中心に、病院側のピラタイプ、印刷、ピラまき、ピケ、盗聴など組合つぶしの先兵であることが白日のもとに照し出されました。又、地域住民として出てきた荻田啓証人は、神戸発動機で囑託を、地域において、五位ノ池二丁目市営管連自治会の役員をやっている地域ボスの一人であることが明らかにされるとともに、「地域住民有志」という名称でまかれているピラが、この人を中心に行なわれていることがわかりました。又、裁判に病院側として動員された人達の中には「日共」・保険医協会と思われる人達の顔もありました。この仮処分裁判も結審をむかえましたが、地労委命令など、法廷での結果がどうであれ、争議決着は東京・清水への追撃戦を中心にした直接的な対決によってしかないと確認しておかねばなりません。

地労委は断乎たる

命令を早く出せ！

（組合ニュース 二月一二日）

県庁で働く労働者の皆さん、地域の労働者・市民の皆さん！
本日一じより地方労働委員会の公益委員会・総会が開かれます。
私達平和台病院労組・共闘委は、これにむけて四じより地労委への

断乎たる命令をだすべきなのです。

兵庫県地労委は「企業による不当労働行為から労働者を守る」というタテマエを捨てていないのなら「閉鎖時」の責任を明らかにし「平和台の事件」を単なる「法理論」云々で論議することなく、「偽装閉鎖・全員解雇が組織破壊の為の不当労働行為であり、閉鎖・解雇を撤回せよ」と命令ではっきりと明記しなければなりません。

私達は、本日の地労委抗議行動の中で、①1・22付申し入れに対する回答を明らかにする。②現法体系の枠内でも前向きな判例があることを明らかにし、③命令交付の日程と地労委内での現段階を明らかにする。④地域住民有志なる署名の主旨を明らかにさせていきます。

労働者の皆さん！ 私達は、地労委に対し、断固たる命令をだすまで闘いぬきます。みなさんの暖かい御支援をお願いします。

昭和四十九年二月七日

平和台病院 院長 阿部 煥
平和台病院労働組合 委員長 広春夫殿

回 答 書

組合側は前回までに、団交に入る前提条件の一つとして実質的に昭和四十六年十一月十七日以前の状態で戻すこと、ならびにバックペイもしくはその相当額の支払を要求され、この点に関して前向きの回答を要求されました。

命令促進行動を行い、この中で一月二日付の申し入れ書について回答を受けることになっていきます。

県庁をゆるがす一〇〇の労働者の怒り

私達は去る一月二二日の平和台病院闘争勝利総決起集会において機動隊の暴力的弾圧をはねのけ、大倉山一県庁まで戦闘的デモを貫徹し、地労委・保険課への追及行動を行いました。

当日、以下の内容の申し入れ書を集会参加者全員で決議し、西沢地労委会長につきつけました。すなわち、「京都地労委が46年12月全自教労・平安分会事件にだした判例の立場に立って、私達のまったくさやかな要求①事実経過の認定、②閉鎖・解雇が不当労働行為であることの明記、③原状回復の為の方向を提示（組合員の地位保全と閉鎖以降の平均賃金の支払）すること」という内容のものです。

閉鎖・解雇を涙金で

押しつけようとする阿部一族

一方、二月七日の第九回予備折衝で私達は、「閉鎖・解雇を撤回し、71年11月段階にもどすことが団交に至る前提条件である。その具体的な表現として、従業員としての地位の回復と病院閉鎖以降の平均賃金を支払え、健保の資格回復を行え」という私達の要求に対し病院側は、「6ヶ月分の平均賃金相当額を支払ってやってもいい」という全くデタラメな回答を行なってきました。

こうした予備折衝での阿部の居直りを許さないためにも地労委は

この点については、病院としては、この問題はまさに団交の中心議題であるとの見解から団交の中で表明する意思があると述べてきました。しかし、貴組合に於てこの段階でその内容の呈示を強く要求されるので、事態打開のため左記の如く回答します。

記

- 一、病院側としては昭和四十六年十一月十七日付でなした同年十一月三十日限り病院を閉鎖し全員を解雇する旨の意思表示は有効であるとする考え方に変更はない。
- 二、然し前向きの解決の一方法として、組合側が昭和四十七年五月末日に於て、双方合意により平和台病院を閉鎖し、かつ組合員五名を解雇したものとみなすことに同意されるならば、病院側は前記十一月十七日付意思表示を撤回し、その間のバックペイ相当額の支払に応ずる用意はある。

東京・静岡で「優雅な逃亡生活」

つづける阿部一族に追撃戦で反撃強化

（組合ニュース 三月一三日）

私たち労組・共闘委は、去る3月3日から3日間にわたって、東

京・静岡で「優雅な逃亡生活」をつづけている阿部一族に対する追及を聞いた。

「ぼくにも働く権利がある」とフ

テブテしい院長、「私は経営者で

なかつた」と責任回避する副院長

「辞任要求」を突きつけた私たちの追及に対し、院長阿部煥は、

「辞任するのはぼくの意思だ。ぼくにも働く権利がある」などと、

「真の解決」に向けた誠意を示すどころか、フブテしい居直りをつつけ、「あなた方が言っているのは勝手な主張だ」「(爭議解決は)裁判で争う」と、団交を通じた労使間での「解決」などする意志がないかのような姿勢を示しています。また、副院長阿部醇は、「私は平和台病院の経営者ではなかつた」などと爭議責任を回避し、当初からとりつづけている姿勢をまったく変えていません。

阿部一族に対する追及と同時に、逃亡中の阿部をかきまいて続けている病院当局へも、「阿部を辞任させるつもりはあるのか」と問い直し、回答を求めました。

当初からアイマイな態度をとりつづけている関川病院当局は、「全面解決できるのなら、いつでもやめてもらいます」とは言いつつも、院長の隠れ家や、雇用待遇については一切明らかにせず、あくまで「第三者」でおし通そうとしています。また、清水市立病院当局は、「阿部さんを信頼しているから雇っているのだ。市民の為になっている」と、副院長阿部醇をかばい、前面に立って、私たちの

追及をかわそうとしています。

命令出る！

地労委が阿部一族に変わって首切り

(組合機関紙第九号 三月二六日)

「確かに異例の判断だろうが、原状回復にも限度がある。病院再開はむずかしいという委員側の判断で救済は金銭によるしかなかつた」居直る会長・西沢

三年二五日、命令交付の日程を明らかにさせるため、地労委に代表六名で追及に行つたところ、浅井審査課長は、「すでに先週の土曜日に命令書を送付したから今日ぐらいにそちらに着くと思いが」と、とばけた態度で言った。「送つたのなら、写しを見せろ」と要求して、命令を見た所、アゼンとするありさまだった。

組合側の救済申立をすべて棄却あるいは却下した上、解雇の日時を、地労委がかって「昭和四七年九月二二日」と設定しているのである。病院側でさえ主張もせず、考えもしなかつた日時を地労委が一方的にデッチ上げているのである。

私たちがこれまで行つてきた命令交付促進の為の追及の中で、西沢会長はいみじくも言った「審問をやるまでもない。事実経過は明らかだ。」と。なるほど、この命令を見れば審問を長々と続

け、書面や書証を山ほど積む必要もなかつた。証人調べや書証などまったく無視して、地労委が頭の中でひねり出し、政治的目的をもって出した命令以外の何ものでもない。この様な命令をどうして認める事が出来ようか。阿部一族は、さぞかし喜んでいいる事だろう。

し、我々自身の飛躍をかけて闘い抜こう。

地労委、地裁という法廷領域を利用して阿部一族を合法的につなぎ止めておく段階、時期はすでに過ぎた。

阿部一族への直接追及―地労委徹底糾弾ノ 実力追撃戦を強化

(3) 地労委への反撃と追撃戦の強化

―病院再開・職場復帰へ―

(七四年五月〜七五年七月)

地労委命令が、予想以上に反動的で許しがたい内容であることは言うまでもないが、これを覆えず闘いは、地労委と我々との力関係を再度確認し直すべき重大な意味をもっていた。「3・31確認書」は、我々のねばり強い闘いによって獲ち取られたものであるが、その正当性を追認するかの様に神戸地裁から出された地位保全仮処分決定(4月22日付)によって、その後の地労委への闘いは一層我々にとって有利であった。又、地裁決定によって組合員一人平均三万円という低賃金ではあるにせよ、「病院閉鎖・全員解雇」以降の賃金支払いを阿部一族に義務づけたことによって、我々の追撃戦が一層有利となった。

第四回「日本の医療を告発するすべての人々の集い」への参加と期を一にして設置した東京現地闘争本部(東京現闘)によって、追撃戦の飛躍的強化が獲ち取られ、その後の、神戸勤労会館に於いて行なわれた四周年集会(一八〇名結集)の確認を踏まえ、大型バス一台をチャーターした8/4/5追撃戦によって阿部一族への強烈なパンチがみまわれた。地労委命令以降の闘いは、主要には、①地労委への反撃、②現闘設置と追撃戦の強化、③法廷闘争の維持、④「住民

誤まった命令を交付した

兵庫県地労委の取るべき道は唯一つだ!

(組合ニュース 五月一日)

4・23「覚書」どおり、生田署の介入をやめさせ

3・31「確認書」具体化を行え!

兵庫県下の労働者の皆さん! 全国の闘う仲間の皆さん!

そして全国の労働委員会に所属する委員をらびに事務局員の諸氏!
いま、兵庫県地方労働委員会では、その公益委員会(会長・西沢修||関西学院大法学部教授、会長代理・奥野久之||弁護士、元原||同、赤木||同、三木||神戸商大教授、大久保||元労働部次長、井上||元行政官僚)の手によって、労働者殺しの行政が押し進められています。

平和台病院偽装閉鎖・不当解雇事件について、公益委員会は3月12日の合議で命令を決定しました。その内容において、病院経営者・阿部一族の昭和四十六年一月末日付の閉鎖・解雇を不当労働行為であると認めておきながら、その翌年、四十七年九月二二日付で再解雇が成立すると勝手に「再解雇」という事実をつくり出したのです。

という主旨の「報告書」なる一枚の紙切れにしか公益委員会の判断の物的根拠はないことが明らかになったのです。

労使いずれにも反論の機会さえ与えずに地労委が勝手に「解雇日時」を作り出す。それも、一人の公益委員の簡単な報告書一通をもとにして――これを「労働者殺し」と呼ばずして何と呼べるのでしょうか。これは予断以外の何ものでもありません。

さらにもう一つのポイントである「副院長・阿部醇は、昭和四十六年一月三〇日付で退職したのだから、この事件について直接責任がない。」という認定についてはどうでしょうか。これはまた、本年二月二〇日、事務局員・丸居信明が提出した「調査調査書」が唯一の根拠なのです。公益委員会の命を受けた丸居が、静岡県清水市立総合病院に勤務している副院長・阿部醇と、東京・関川病院に勤務している院長・阿部煥に市外電話をかけ、「副院長はいつ退職したのですか?」と問うたところ相手が「昭和四十六年一月三〇日です。」と答えたので、その日が「退職日時」だと認定したというのです。これまた乙号証や阿部煥の証言では全く立証されていないことが明らかになりました。

地労委へ行けば警察が待っている!

病院閉鎖直前の昭和四十六年一月に出された「三委員報告書」で大久保(公)平井(労)横手(使)三委員が「病院側の閉鎖理由を考慮した上でも(平和台病院の閉鎖は)なお、不可解かつ遺憾というほかない。」と述べたことを考えあわせれば、今回の地労委の措

私たち労組・共闘委はもちろん、病院経営者・阿部一族さえ主張していない日時に、労働者の救済機関を表看板に掲げる兵庫県地方労働委員会が首切りを認定する―経営者の代りに地労委が首を切つてあげましょうというのです。

経営者に代り地労委が首切り

「九月二二日付再解雇」と「副院長・阿部醇、会計課長・阿部繁子共同経営者でなかった」という二点をはじめとするすべての事実認定が、平和台病院闘争に対する公益委員会の予断と偏見に基づくものであることは、その後の経過の中ですすまはつきりしてきました。

私たちは、三月三〇日(土)から三一日(日)にかけて二〇時間におよぶ交渉を、担当審査委員である西沢修会長との間で行い、二六項目にわたる「確認書」(資料編参照)を取り交わしたのです。この交渉の席上で、ぼう大な病院側提出の証拠書類(乙号証)を一枚一枚めくってみても、答弁書や準備書面のスミからスミまで目を通し直しても、「昭和四十七年九月二二日」という日付けさえもどこにも記されていないのです。それもそのはず、すでに審問が終結した後である今年の二月二〇日、弁護士であり公益委員である奥野久之の名、「昭和四十七年九月二二日、神戸地裁で平和台病院建物明渡請求訴訟第二回口頭弁論が行われ、病院側の陳述があった。」

置は事実認定を誤ったというよりは、わざと事実を歪曲したものだといえます。

四月三日、「確認書」の具体化についての三項目の申入書をもって地労委事務局を訪れた私たちに対し、公益委員会が用意していたのは、「①確認書は、強要されたものであり無効。②命令に不服があれば中労委への再審査申立か抗告訴訟をやればよい。③この件に関し今後は陳情などの面会を一切拒否する。」という「通知書」と、二〇名近い生田署警備隊員であり、地労委のある東庁舎北側には、装甲バス一台分の機動隊を待機させる有様だったのです。

4・23 ようやく「通知書」を撤回

「四年間の苦しい闘いをお前たちの無責任な紙切れ一枚でつぶされてたまるか!」「反論があるなら内容で答えたらどうや。答えられへんかったら(強要された)ことにして警察の力で脅すんか!」「私たちの心底からの怒りの追及によって、公益委員会は、ようやく四月二日、委員全員が出席して、私たち労組・共闘委との交渉に応じました。

その席で、「確認書」を一項目ずつ読み上げ、西沢会長が自分の意志を表現していない部分があるかどうか問い直したところ、西沢会長からは、「三月三一日の時と変更はない。」という返答が繰り返されたのです。

このように、事実と内容の一つ一つ突き合わせた追及に対して、公益委員は誰も反論できず、右のように三項目の「覚書」が改めて

取り交されたのです。

覚書 (74・4・23)

- 一、四月二日公益委の「通知書」について撤回する。
 - 二、三月三十一日付「確認書」を具体化するための検討を公益委で行ない、「確認書」中「公益委で再検討する」とある項目を中心に具体的な回答が出せるよう用意した上で、五月四日(土)午前十時から再度話し合いを行い、結論が出せるようにする。
 - 三、四月三日、六日両日に於ける生田署警備課員の導入並びに機動隊員の待機について充分調査し、同日の話し合いの席でその責任を明らかにする。
- 以上

仮処分決定(神戸地裁)は組合側勝訴

四月二二日、神戸地裁は、地位保全仮処分申請事件について判決を言渡しました。その内容は、病院経営者・阿部一族の病院閉鎖・解雇が、「労働組合活動を嫌悪しこれを壊滅させる意図も有している」と認められることができる」とするもので、不十分な点があるものの、事実認定について組合側主張をほぼ全面的に認めています。

この仮処分判決に比べてみれば、事実の認定に重点をおいて「労働者救済のための命令」を出すことを看板にしている地労委が、事実認定を意図的にさげていることがますます明らかです。予断と偏見に基づく差別。「文句を言う小さな虫」は踏み潰していく。その

回答要求を申し入れました。それに対する会長からの返答は、①のようなウワサは事実無根だ。②については話し合いをスムーズに進めるためだ。と全く当を得ません。

この会長の返答が、全くのウソであり、交渉開始前の「強引な地労委の対応」は、交渉打ち切り→強制排除→警官導入という「筋書き」に基いた対応であったことが、間もなく入手した「地労委内部文書・メモ」(4枚)によって証明されたのです。

会長が隠し持っていたこの「文書」によると「人数制限に感じない場合、…再三要求する、12時になると退去要求→排除要請：…一〇番する」「人数制限した場合、覚書に対する口頭答弁：…時間満了の宣言：…一同退室→退去要請→排除要請」というように、強権的弾圧の意図に貫かれた交渉の設定であることが歴然としています。しかも、「回答」の下書きらしきメモには、「3/31確認は、検討することも具体化することもできない」とあり、再び約束反古が画策されていたのです。また、「警備配置について」なる「文書」には、過去2回の生田署の介入が地労委の要請によってなされていたこと、かかる措置が公益委員会々議で決定(4/2)されていたこと等が記されています。

直ちに追及を開始した私たちは、①この「文書」はいつ・どこで誰が決定したのか。②最初から交渉をつぶすつもりだったのか。等の回答を求めました。しかし、地労委は、「私が考えて1人で作った」(会長)「私たちは何も知らないし、答えられない」(公益

んな公益委の措置を許すことはできません。5月4日、午前10時から再度の交渉に注目を!

交渉打ち切り、警官導入を

準備していた地労委

徹底追及で、再び「覚書」交す

兵庫県職員のみなさん、市民の皆さん!

「命令の再交付」を約束(3/31確認)しておきながら、二転、三転と態度をひるがえしつづける兵庫県地方労働委員会は、去る5月4日、再び「交渉」を設け、命令再交付に向けた具体的な回答を行うと同時に、2度に亘る生田署の介入(4/3・6)について、「事実調査」と責任を明らかにするに努めました。

ところが、当日、地労委の入口に立ちはだかった松浦審査課副課長、古河第一係長は、「代表10名に絞れ」「応じないと公益委員は会えない」などと、強引にわたしたちを追いはらおうとしてきたのです。しかも、他の入口は全て鍵がかけられているという念の入れようです。やむなく、人数を10名にしばって抗議申入れを行う事にした私たちは、①交渉打ち切り、警官導入というウワサが流れているが事実か。②人数、時間制限した理由は何か。の2点にわたって

委員)と、責任をおこい隠そうとするばかりです。数時間に及ぶ追及によって、長時間の合議をくり返した公益委員は、ようやく陳謝と交渉のやりなおし(次回5月20日)を明らかにしました。

私たちは、更に追及を強化し、「命令再交付」させる決意です。全ての皆さんが、地労委を弾劾し、斗いに支援、連帯されることをお願いします。



地労委の秘文書(四枚)



①

5月4日

- 委員全員早い目に参集(9:30)し、局長室で待機する。
- 労組・共闘委の事務室入室は10名以内に制限する。(廊下及び事務室で行なう)
- その他の労組・共闘委の待合室は9階審問廷。
- 局長室、第一会議室入口は閉鎖。
- 面接人員を10名以内にしぼるよう再三要求する。
- 広、富地が委員と直接交渉を要求した場合は電話で行なう。
- 労組・共闘委が人数を制限した場合
- 12時までには人数を制限した場合は、一時間を限って面接する。

(最終18時まで)

- 終了時間については面会開始、終了直前及び終了時に会長より宣言。
- いかなる文書(確認書、覚書等)は作成しない。
- 命令書に対するコメントは一切しない。
- 覚書2項に対する口頭弁論、内容別添(質問は許さない)。
- 覚書3項に対する口頭弁論、内容別添(質問は許さない)。
- 終了時には時間満了の宣告。
- 委員→同退室↓退去要請↓排除要請。
- 労組・共闘委が人数制限に応じない場合
- 10名以内にしぼるよう再三要求。
- 12時になると退去要求(マイク・ピラ)↓排除要請。
- 局長室から事務室の状況を掌握し、必要な場合は10番する。
- 手順を添えて警備要請する。

② 確認について、あらゆる角度から検討したが、確認書に書かれている事項は、すべて事実認定および判断に属することであるから、命令交付後においては、これを再検討することも、また、その結果を具体化する手法も手続上存在しないという結論になった。

会長 発言 要 領

- 一、話に入る前に念を押しておきますが、12時になったら打ち切ります。それから人数が途中で増えるようなことがあれば打ち切ります。(了解との返事があるまで待つ)
- 二、約束の12時まであと⑤分しかありませんが要領よくまとめ話を進めてくれませんか。(適宜2回位発言)
- 三、これで丁度約束の12時になりましたから、終了したいと思います。ご苦労さん。

警備 配置 について

- 一、4月2日の公益委員会議において今後の警備配置について協議され、やむを得ない場合は警察による警備要請が決定された。
- 二、4月3日の場合
 - (1)、4月3日、組合ならびに共闘委が事務局に来たとき事務局職員に対し着席を強要したり無理に電話をさせたりしている状況を管財課ならびに生田署に通報した。
 - (2)、生田署から視察者が来局し、独自の配慮で機動隊を待機させたのである。
 - 三、4月6日の場合

4月6日組合並びに共闘委が浅井課長に面談のため来局したから4月3日の前例もあるので生田署及び管財課に通報した。

地労委公益委員会は、 逃げまわらずに責任をとれ!

(組合ニュース 七月二三日)

自宅へ行けば、必ず警官が出動

県庁で働く労働者の皆さん、地域の仲間の皆さん、
「平和台病院偽装閉鎖・全員解雇不当労働行為事件」の命令再交付
についての地労委公益委員会と私たち労組・共闘委との交渉は、公
益委側によって6月7日決裂させられ、そのままの状態が続いてい
ます。

7日の交渉の席で、私たちが、①公益委が提起した六項目にわた
る確認書(案)を基本に、3月31日は「26項目確認書」の正当性を
明らかにした上で確認書を交わし、2回の交渉に区切りをつけるの
か、それとも、②交渉を決裂させ各委員への個別の抗議行動など労
組・共闘委側のやむなき戦術拡大をさせるのか、どちらかを選ぶよ
う迫ったのに対し、公益委員は、「3月31日付確認書の正当性は口
頭では再確認できるが文書化できない。今日の段階ではそうとしか

回答できないので、交渉決裂→抗議戦術の拡大もやむをえない。」と、
責任をあいまいにした返答を行い、交渉を決裂させたのです。
私たちはその後、提訴の期限が迫ったため、6月21日、やむなく
「地労委命令取消し」を求める行政訴訟を起しました。しかし、こ
の訴訟は、公益委員会自身も認めているようにあくまでも交渉を継
続発展させ、「確認書」の具体化をはかる場であるわけです。
ところが地労委公益委員会を代表して、奥野久之会長代理は、「
命令は絶対正しい。行政訴訟の場でも徹底的に争う。」と云う意味
の記者会見を行い6/7交渉決裂→6/21行政訴訟提起をよいくと
に、これまでの交渉で言ってきたことをふみにじっているのです。

機動隊が介入!

交渉の糸が断られたため、私たちはやむなく、公益委員会各メン
バーの自宅や事務所に、「交渉を決裂させて、あとどうするのか。」
と追及に行っています。

6月19日には加古郡稲美町にある井上敏夫宅へ7月9日には灘区
八幡町にある赤木文生宅へ、そして、7月11日には、西宮市上中市
(阪急門戸厄神)の奥野久之宅へそれぞれ抗議と申入れに行き、近
所の住民にも実情を訴えました。

ところが、奥野宅では、降りしきる雨の中でシネプレヒコールを
くり返す私たち十数名に対し、西宮警備課長・松岡を先頭にマイク
ロバス2台分の機動隊員がかけつけ、「奥野さんの奥さんから一

○番があったので来た。すぐ解散せよ」と頭ごなしにドウカツをかけたのです。「交渉を決裂させ、ここ(自宅)まで来ざるをえないようにしているのは奥野自身の責任ではないか。」という私たちの追及によって、「それなら奥野さん自身がいる時に来たらどうか。」などと言いながら彼らは引き上げたのです。

井上委員の時は、話をしてる最中に加古川署から私服がかけつけ、赤木委員の場合は離署が大量に出動するなど、警察と公益委員の間で事前の意志一致が充分行われているとしか考えられないタイミングのよさなのです。

6月7日に、地労委公益委員会との交渉が決裂し、以後、公益委員各人の自宅抗議行動を展開する事になるが、一方で、4月22日の地裁決定にもとづく病院閉鎖以後の平均賃金(一人平均三万円という低賃金だが)の獲得という、経済的にも有利な状態の中で東京現闘の設置を実現させた。労組の宗和書記長と、共闘委の高木氏が、新婚夫婦という事でアパートをかり、そこを出撃拠点として東京での闘いを展開し、「現闘ニュース」も発行できる様になった。成増病院、大森病院をはじめ各争議組合との結合を強化する一方、神戸では、地労委闘争を背景に四周年集会での確認をふまえて、8/4/5東京・静岡追撃戦が準備された。

東京現闘活動日誌

(五月十一日 晴れ)

(高木) 今日、アパートを掃除し、荷物をかたづけやと落ちつく。これからやと本格的に動けるようになった。これからは、神戸のメンバーが頑張っていることを胸に刻み込み僕も頑張ります。

5月4日の交渉で計画的な機動隊導入に失敗した彼らは、まだコリずに、警察の力を借りて逃げまわろうとしています。

しかし、早急に交渉を再開し、3/31「確認書」の正当性を文書確認しないかぎり解決の道はないのです。「労働者救済」という看板を下し、ホンネもタテマエも「労働者殺し」行政を推進するのだと公言しないかぎり、官憲の強権介入によって私たちの闘いを押しとどめることはできないのです。

皆さんの支援と、ともに追及の声を上げられるよう要請します。

(宗和) 部屋に移ったものの、中がガランでさっぶら景です。

新婚(?)の部屋にはふさわしくないのではないかと考えるのですが……。昨晩は、フワフワのふとんでなかなか寝つけなかった。やっぱり私にはせんべぶとんが一番良いとつくづく感じた。夕刻、となりの人達にあいさつ回り、「高木です、よろしく。」との口調で「

奥さん」らしく(ノ)エへへ……。

地労委糾弾・追撃戦貫徹総決起集会

神戸、東京、清水で開催

(組合ニュース 八月二〇日)

県で働く労働者の皆さん、市民の皆さん、

私たち平和台病院労組・共闘委は「7・30平和台病院闘争四周年地労委糾弾・東京追撃戦貫徹総決起集会」を神戸市立勤労会館で行ないました。この集会には、一八〇名の闘う仲間や組合員の家族が出席し、東京の地で闘う全統一労組成増病院分会、同赤羽病院分会、同大森病院分会の仲間、更には兵庫スモンの会、部落解放浪速地区総計調査員など、各地で闘う仲間から力強い連帯の決意が述べられました。参加者は、阿部一族を神戸の地に引きつり戻し、争議責任を取らせるため、東京・清水への追撃戦を貫くこと、兵庫地労委の「労働者殺し」行政を徹底して追及することを確認しました。(略)



急救車で偽装出勤の院長を追及

機動隊戒厳令下の清水市内をデモ行進!

(労組機関紙 八月二〇日 第16号)

七・三〇平和台病院闘争四周年、地労委糾弾・追撃戦貫徹総決起集会(一八〇名参加)をふまえて、8月3日夜、阿部一族への追撃を更に強化するため五〇名で神戸を出発、4日から5日にかけて東京・静岡への追撃戦を貫徹しました。8月4日、朝から、関川病院周辺に戸別ビラ入れを最初に、関川病院門前での抗議集会、又、荒川署のすぐ近くにある松島ビルに隠れ住む(偽名・中島卓)会計課長阿部繁子、事務長阿部道貫への抗議行動を展開しました。午後、「8・4阿部一族追撃平和台病院闘争勝利東京現地集会」を東京で資本一権力の攻撃に対し果敢に闘い抜いている仲間と合わせて一〇〇名の参加をもって勝利的にかちとりました。集会では、労組、共闘委の基調報告のあと、東京の闘う仲間のうち、成増、大森病院分会、中央公論社労組有志、全関労コムラレンズ分会、全臨労・千代田計算センター、育英臨労、大盛堂労組、おしはりの会からの連帯のアピールを受け、特別報告として「韓」国からの准看「研修生」導入粉砕闘争委、兵庫スモンの会からの報告を受けました。

この集会において、関川病院当局、清水市立総合病院当局、そし

て阿部一族への満身の怒りをこめた抗議文が決議され、最後に、東京現闘より「阿部一族に安任の地がない事を思い知らせる闘いを東京の仲間と共にやり抜く」と力強い決意表明があり、デモ行進にうつった。私たちの一〇〇名のデモ隊に対し、荒川署の制・私服四〇名が暴力的介入を続けたが、闘いを最後まで貫徹し、全造船会館での夜の交流会では、光文社三労組、赤羽病院分会、東制労、全臨労、医学連、全闘労、山自労、総武反戦から闘いの報告と連帯のあいさつを受けました。

荒川署三〇名の介入を実力阻止し、院長を糾弾

5日朝、三河島駅前デモ行進を行ったあと、集会で決議した抗議文を関川病院の細田常務理事に手渡す一方、門前集会を続けたが院長・阿部煥ら現われず、私たちが集会を終えようとした時、一台の急救車が門前に突進してきたのです。だれかが「院長や、阿部や」と叫んだのでびくびくして急救車の中を見れば、患者はおりません。非常用のサイレンをならしながら強引に突込んで来る急救車と同時に、荒川署の警官隊三〇名がおそいかかってきました。又しても院長は、猿芝居の大根役者ぶりを私たちの前にはづかしげもなく見せたのです。

私たちの強固なビケに荒川署は踏み込めず、細田常務の要請もあって、彼等の介入は失敗に終わりました。

と、平然と居直る始末です。缶詰包装労組の仲間からも「人道的にも許せない」と追及されても、「おたくはだれですか、経過をちゃんと知って言われているんですか」と逆に切り返すありさまです。この様な彼等に、私たちの怒りを思い知らすまで追及を続けねばなりません。

今回の追撃戦で東京―静岡の仲間と共にかちとった闘いの成果を更に発展させ、阿部一族の居直る基盤を打ち砕く強固な現地闘争を継続し抜かねばなりません。資本―権力とまっ向から対決する労働者の階級的団結を更に打ちかためて闘い抜こう。

★ 8・4 東京集会アピール

平和台病院闘争支援東京連絡会議

…(略)… 私たち東京連絡会議のアピールは、なによりも現在の労組・共闘委・現闘依存型ともいうべき闘いの現実に対して、支援のあり方、またその支援の内実を少しでも明らかにすることに向られねばなりません。そして、その克服の作業は、一般的・抽象的な方向におちいることなく、現在展開されている闘争に結合し、その勝利の「核心」が東京連絡会議の内実として形成・獲得されているのかどうかであり、その切開を開始すること、このことが第一に確認されねばなりません。そして平和台病院闘争が、今や個別阿部一族との闘争のみならず、資本・権力との闘争、差別分断攻撃と闘う労働者階級としての闘いを実践的に展開し、提起しているとき、

その後、私たちは、院長を含めて再度、交渉の場を設定させ、本日の事態についての釈明を要求しました。

席上、急救車を運転していた庶務課長は、「患者がたくさん待っていたし、看護婦からも文句が出るし、むかえに行こうかと思っていた時に阿部先生から電話がかかってきたので行っただけ」と、患者を盾にふてぶてしく居直ったのです。私たちは、阿部煥にも抗議文をつきつけ、回答はあらためて聞く事にして、関川病院での闘いをしめくり、病院前からバスに乗って静岡へと向いました。

清水総合病院前は機動隊の壁

私たちが清水駅前に着くと、そこには、トランシーバーやカメラ、そして望遠レンズやビデオ映写器まで持った私服刑事がウジャウジャと沢山、出むかえてくれました。清水の仲間の話によると、時間も前からまちぶせていたそうです。駅前でかんたんに集会をもち、缶詰包装労組の方や、医療労働者からアピールを受けデモにうつりました。ヘルメットに乱闘服姿の機動隊によるあせりに満ちた暴力的弾圧をはねのけ、清水市立総合病院に着くと、そこにも機動隊による壁が作られており、病院当局は「デモ隊がそのままなだれ込まれるとこまるから要請した」と、あたかも私たちに責任があるかの様なふてぶてしい居直りを行いました。

私たちのきびしい抗議の中で、ようやく交渉の席をもうけた病院当局は、一貫して副院長、阿部醇を養護し、当の阿部も私たちの抗議申し入れに対して、「私には、がい当しない。院長に言ってくれ」

東京連絡会議の支援もまた、それを内包し実践化するものへと発展させねばなりません。…(略)…

関川病院当局

責任ある回答を

(東京現闘ピラ 十月七日)

荒川の住民の皆さん、労働者の皆さん、

私たち平和台病院労働組合・共同闘争委員会は、さる九月二七日、平和台病院・院長阿部煥に対する追及行動を行いました。しかし、阿部は勤務先の関川病院にあらわれず、約束の話し合いを拒んだのです。神戸から関川病院に逃亡し、優雅なマンション生活を送り、偽装閉鎖・全員首切りの上に居直っているのです。それも、関川病院当局の説得すら聞き入れようとせず。

やむをえず、私たちは、阿部をかくまう関川病院当局の追及に移り、八月五日以降ひきつらされている私たちの申入れの回答を聞きにゆきました。この日、滝沢事務長が出てきたが、「これまでの責任者である細田常務がいま留守なので、私では責任がとれない。」「申入れの回答は、その文書ができていますので、今日はそれを渡すだけにしたい。」と逃げ口上、しかも「患者」さん達が出入する「玄関先で話し合いをやる。」と言うのです。この滝沢事務長の発言は、

あらかじめ私たちと約束した交渉を踏みこむものであり、責任を回避して私たちを追い帰そうとするものでした。当然、私たちはそれに抗議し、約束通り病院内の会議室での交渉を待ちました。この交渉の中で、まず私たちはこの間阿部煥が交渉への出席を拒否していることを指摘し、関川病院当局が彼を出席させるよう強く要請しました。また、細田常務が居ない時でも滝沢事務長が責任をもって代行すること。交渉の場所も事前に責任をもって準備すること、そして、阿部煥の居場所を調べて住所と電話番号等をつかんでおく様に要求しました。さらに、当日の回答書が八月五日申入れた事項の一部（八月五日荒川署の私服警察官をひきつれ、阿部煥が救急車に乗って私たちの隊列に突入したことに関する事情聴取）しか回答されていないので、申入れの全体について回答するよう要求しました。これについて、滝沢事務長は、はじめはウヤムヤなことを言っていました。次第にこれらの諸点について認め、確約したのです。

荒川署、抗議申入れを聞き入れず

強制排除をしかける

関川病院当局との交渉の後、阿部一族の隠れ住む松島ビルへ向う途中で、警視庁・荒川署への抗議行動をおこないました。ここ荒川署も労働者・住民の闘いに不当介入と弾圧を策動しているのです。これまでに、私たちを尾行したり、監視や妨害をしてきた荒川署は、八月五日に於いて救急車に乗って私たちに突入してきた阿部を助けし、九月六日に於いては、話し合いにつかせる為に阿部を追

及している私たちに対し、ドカドカと病院内に入ってきて私たちを引きずり出したのです。私たちは、これらの一連の弾圧・不当介入を許さず闘う為に、荒川署へ直々に抗議しました。だが、荒川署は何ら非を感じていません。逆に、「阿部煥から要請があったので、法律にのっとって出動した。」と居直る仕末でした。なお「労働争議に介入しても良いという法律があるのなら、具体的に示して説明せよ。」と追及したのに対し、警備課長は席をたって姿をくらました。そして、「警察は悪いことはしない、やることは全て正当である。」と言わんばかりに、私たちを強制排除したのです。労働者・住民の皆さん！

関川病院からの回答

一九七四年八月五日申入れの件について

- 一、八月五日阿部医師出動に関する事実調査
- イ、九時三十分より病院側、細田常務、平和台労組代表十数名と会談
- ロ、阿部医師外来診察当番医（診療時間九、〇〇診察開始）

地労委「命令」を根拠にした

副院長・阿部醇の交渉欠席をどうするのか！

（組合ニュース 十一月四日）

県庁で働く労働者のみなさん、地域の労働者市民のみなさん、兵庫県地労委公益委員会は、11月2日に引き続き今日「平和台病院閉鎖・解雇不当労働行為事件」の命令再交付についての合議を行います。

さる6月7日の交渉が「3月31日付確認書の正当性を内容で認めても文書には書けない。」という公益委員会の態度で決裂して以来5ヶ月間放りばなしにしておいて私たちの追及が再び強まるとあわてて相談しなোসという状態です。

「行政訴訟で積極的に争わない」を

どう具体化するのか？

この5ヶ月間に二つの大きな変化が生まれています。その一つは、副院長阿部醇が10月23日に開かれた第15回労使予備交渉に出席しなくなりました。直接の原因は、病院側が支払う義務がある未払賃金（残額三百数十万円）を借入れするため阿部醇が所有している明舞病院の土地・建物に抵当権を設定してはどうかという病院側代理人の説得に腹を立て、新しく別の代理人を立てた上で「争議の責

- ハ、九時四〇分頃外来看護婦より徳永に阿部医師不在を訴え患者が多数待っていると事に対する解決を望める
 - ニ、たまたま午前十時頃阿部医師より電話あり、徳永応待し患者の受診待を訴え現場まで迎えに行く事を確認する
 - ホ、直に宮地ロータリー際まで救急車にて迎えに行き、阿部医師を同乗させ病院に当番
 - ヘ、救急車の使用については、徳永の判断により、緊急と判断し使用せるもの
- 以上の事実に関して、混乱が起きた事は遺憾である今後かかる、混乱が起きないように充分注意する。
- 二、救急車による、混乱時に対する警察官の出動は、駅前交番よりの連絡で出動したものとわかりました。
 - 三、阿部医師に対する申入れ事項については一日も早く前向き姿勢で誠意をもって現地において解決するよう強く要望し説得に当るものである。



任は院長阿部煥が負うべきだ」と逃亡をはかったのです。しかし、その根拠を地労委命令すなわち、「副院長はS46・10・31で退職し、閉鎖解雇に責任はない。」にもとめていることです。もう一つは病院側、組合側それぞれが神戸地裁に申し立てている「地労委命令取消」を求める訴訟が既に始まっていることです。10月31日の公判は組合側・病院側・副院長側の代理人それぞれ一名が出席、被告である地労委側欠席のまま行われ、今回は12月10日に行われます。

このように、3月に交付された誤った「命令」がより一層争議解決にとって悪影響を与えていること、また地労委公益委員会が「積極的に争わない」と言明してきた行政訴訟が進んでいく時どうするのかが問題であるとして、私たちは交渉再開を申し入れ、11月7日午後2時から再開交渉が予定されています。

兵庫地労委公益委員会はどうかやって一日も早く自分の手の内に「命令」を取り戻し、正しい命令を再交付していくのか。その基本方針を明らかにすべきなのです。一部で「公益委員は、来年二月の任期切れを待っているのではないか。」というウワサも流れていますが、むしろ一日も早く行政訴訟を終らせ自分達が出した「命令」を自分の責任で再交付しなおすというのが当然の道ではないでしょうか。「なんとか面子を守りたい」「会長が出した命令だから会長が責任を取ればいいのだ、おれは知らん」などと逃げ道ばかり探し求めている公益委員会に対して皆さんの注視と抗議の声を再び寄せて下さい。

3月31日付確認書の具体化へ一歩前進

5項目の確認書文す

(組合ニュース 十二月二七日)

私たちは、「労働者殺し」の不当な命令を出した兵庫県地労委と直接交渉によって「命令」に対する責任——「命令再交付」への具体化——を話し合ってきましたが、地労委「命令」がいったん交付された場合、行政訴訟において取消されない限り再交付できないことを知り、やむなく法的処置として神戸地裁に命令取消訴訟を提起しました。

6月7日、地労委から6項目にわたる「確認書案」が示されましたが、「3月31日付確認書が基本的には正当であることは認めるが、文書に明記することはできない。」と居直り、私たちは「正当性を認めるならばなぜ明記しないのか」と追及し、結局交渉は決裂してしまいました。私たちは各公益委員の自宅・職場に数度の抗議行動を行ない、各公益委員の責任追及を行なってきましたが、多くの公益委員は責任を放棄し、居直り続けてきたのです。10月末、地労委「命令」取消しの行政訴訟が神戸地裁で開かれることから、私たちは再度地労委に交渉再開を申し入れたところ、地労委は「6月7日の交渉は決裂したのだから白紙の状態でお話ししたい」という態度を取

りましたが私たちのねばり強い各公益委員への追及行動によって、ようやく「6月7日の最終案をベースにしたい」との回答をかちとりました。12月16日、最終交渉を行ない、私たちの要求した交渉経過を明記した「確認書」(資料)を取り交しました。

闘争勝利へ更に闘いを進めよう

この「確認書」は、地労委が交付した3月12日付「命令」が基本的に誤っていることを地労委自身が認めたものであり、私たちの闘

いの成果です。

さらに現在、副院長阿部醇が地労委「命令」を根拠にして、団体交渉再開に向けた予備接衝から逃亡していることに対して、地労委の責任を具体化させていくことがこれからの課題となっています。地労委闘争で発展させた大衆的かつねばり強い闘いをさらに押しひろげることによって、闘争勝利まで闘いぬいていかなければなりません。暖い支援をお願いします。

闘いは五年目の正月をむかえ、病院再開・職場復帰を勝ち取るべく、さらに団結を強化して闘うことが、恒例の元旦門前集会で確認された。昨年末から、平和台病院周辺の「住民」(地域ボス)の動きが再び活発になり、七五年に入ってから、「平和台病院争議の早期解決を求める地域住民・旧患者家族の会」からの直接の交渉申し入れがあった。組合の広委員長が手術の為に入院したのに続いて、阿部煥院長もヘルニアで東邦医大病院に入院し、地労委立ち合いの予備折衝は、副院長の逃亡以来、実質的に中断せざるをえない状態になった。

住宅供給公社は

一日も早く阿部の土地を買い戻せ!

(組合ニュース 一月二七日)

明舞医療センターを

阿部醇の逃亡の手段に使わせるのか!

県庁で働く労働者の皆さん! 地域の労働者、市民の皆さん! 今日午後二時半から、私たち平和台病院労組・共闘委と兵庫県住宅供給公社の間で交渉を行ないます。この交渉は、今静岡県清水市に逃げている副院長・阿部醇が、明舞医療センターに持っている土地をめぐるものです。

この土地は、五年前(争議開始後)の昭和45年、公社が醇に分譲し、阿部一族が平和台病院を閉鎖した前後に医院開設のための建物が醇によって建てられたのです。しかし、「明舞での開院は平和台

宅供給公社の行なう住宅行政への監視を切に呼びかけます。

伝えられる集会について

住民の皆さんに訴えます

(組合ニュース 一月二八日)

昨年十二月三一日付神戸新聞に「新春早々住民集会在開かれ、解決の糸口をさぐっていく……」という内容の記事がありました。周知のとおり、これまで私たちは、病院側にたいして「偽装閉鎖・全員解雇」を撤回し、病院を再開せよと要求してきましたが、これに対し病院側はかたくなに拒否し、東京、静岡に逃亡し続けております。病院が閉鎖を強行したことに對し、住民のなかからも医者の方勝手さに強い批判の声が起りました。また私たちは大多数の住民の皆さんが一刻も早く病院の再開を望まれていることを知っています。また住民の皆さんが医療の現実を真実に考えられ集会を持たれることは当然です。しかし、一部の患者、住民の人たちは頭から労働組合をきらって、警官の介入を要請したり、最近では協議解決に向けた労使直接予備折衝を一方的に拒否している阿部醇に對して、公益委員が静岡へ直接説得に行ったことをきして「地労委は組合に味方している」とおしよけたりしています。住民の大多数のかたは私たちと同じ雇われて働いている労働者です。日々の職場の中では、

病院の偽装閉鎖(組合つぶしのための閉鎖)の一環である。まず協議の全面解決をはかれ」という私たちの要求によって、開設期限の昭和47年9月を過ぎて、今日まで開院できないまま放置されてきたのです。公社と醇の契約では、①設立趣旨にそって医療機関を開設しない時は公社が強制的に買戻し特約と、②第三者への転売を五年間禁止(期限・昭和50年9月16日)するという所有権移転制限が決められています。ところが、昨年の11月15日、20日、12月5日の三回行なったこれまでの交渉では、『阿部さんが医療金融公庫から金を借りるための抵当権を設定するに当って、登記簿に載せていた買戻し特約は抹消した。このため、公社側には強制力がな』という公社側の回答が、田中開発課長を通じて行なわれています。

このような公社のアイマイな態度をいいに、阿部醇は「協議解決が多少長びいても、いつか明舞で開院できる」と逃げの一手を決め込み『万一開院できない時は、誰かに転売するかガッポリもうかるわい』とソロバンをはじいているのです。公社は、『大城顧問弁護士とも相談し、年度末には態度をはっきりさせる。』とは言っています。しかし、先日も朝日新聞などで、企業サイドの住宅政策を批判されている公社のことです。もっと五年間放置してきた怠慢とそのことが協議解決を遅らせる手助となったことを反省し、病院で働く医療労働者と、病院不足に悩む明舞団地住民の利益を優先させる行政を行なうべきではないでしょうか。

このピラを手にした皆さんの本日の交渉への注目と、兵庫県住

営者に対し労働条件の改善などは正面きってなかなか言えないことと思います。地労委はたてまえは、労使関係の改善と弱い立場にある労働者を救済する行政機関ですが、これまでは御多聞にもれず経営者ベッタリでした。それがようやく労働者の切実な声に耳をかたむけ協議解決へのささやかな努力を示しはじめたことに對し、抗議することは全く理解に苦しみます。少くともこうした一部の動きは住民全体の声を代表するものとは思えません。伝え聞くところの「住民集会」が協議解決のネックである病院側の東京、静岡への逃亡、院長が病院再開を強硬に拒否しているという事実から目をそらして開かれるなら、それは「解決への糸口を見いだす」ことはできないでしょうし、逆に大多数の住民の皆さんが望んでいる病院再開の道を閉ざすこととなります。

住民の皆さんとの話し合いを

私たちは、全ゆるる機会を通じて住民の皆さんとの話し合いをもち卒直な意見、批判を交わしたいと考えております。それだけに、集会在が協議の一方の当事者である労働組合との話し合いの余地のないまま準備されているのは残念なことです。

くりかえし私たちの考えを述べれば、協議解決は病院側が組合否認の態度をあらため、誠意をもって協議全面解決へ向けた団体交渉に応じる以外にありません。皆さんのご理解と支援をおねがいします。

阿部一族に病院再開を要求しよう!

(組合ニュース 五月一七日)

御近所の皆さん、こんにちは!

入梅の季節ですがお元気ですか?

私たちの闘いは、この七月末で早くもまる五年をむかえようとしています。「まだ解決しないのだろうか?」「いつになったら病院を再開するのだろうか?」などと皆さんに御心配していただき、また物心両面での御支援ありがとうございます。

煮つまりそうで

煮つまらないのはどうしてか!

病院経営者||阿部一族と私たち労組・共闘委の間での予備折衝(予備交渉)は、すでに足かけ三年になっています。阿部の方が「地労委にも立ち会ってほしい。」「弁護士も同席させたい。」と言うので、地労委の三委員(公益側||大久保、労働側||藤江、使用者側||横手の各委員)や事務局が立ち会い、病院側代理人仁藤弁護士も同じレベルにいた予備交渉が始まったのは、一昨年五月です。それから一〇数回。まだ話は煮つまずらず、団体交渉(労使間の一番基本的な話し合いしましょよ。」と言うのですが、団体交渉を開くための条

な話し合い)を開けませんが。院長・阿部煥は、口では毎回「早く団体交渉を開きましょうよ。」と言うのですが、団体交渉を開くための条件づくりをなかなか進めないのです。

病院側内部でウチワモメをして、解決案もまとまらない現状で団体交渉を開いたって、どんな解決ができるのでしょうか？

ずるい阿部 醇(副院長)

責任分担がいやで逃亡

昨年一〇月、副院長・醇は急に予備交渉に出なくなりまして。その上、仁藤弁護士は気に入らないと首を切り、(委任を取消し)、院長・煥とは別個に、西山弁護士を新しく自分の代理人として頼んだらしいのです。(らしいというのは、私たちに何にも正式な通知がないのでこういう風に書くしかないのです。)

その後、私たちはもちろん、地労委の三委員が醇に会いに静岡県清水市に行き、事務局の調整課長は静岡県地労委の課長とともに清水市長に会い醇を説得するよう依頼、兵庫県住宅供給公社の開発部・課長も明舞の土地・建物の件で行くといった清水詣の有様です。醇はまるでゴネドクというように、「私は閉鎖前に退職していた。」とか、「それ以前のことでも兄が責任をもっており、私は関係ない。」とウソぶいています。

しかし、こうなったもとの原因が、病院側が支払わなければならない組合員の賃金未払分の金の工面のため、「明舞の土地・建物を担保にいはてはどうか」と、仁藤弁護士が説得したことにあり、このことを知れば、「ハハアーン、醇は自分も具体的に責任をとら

充分だったので、これを機会にもっと多くの方々と話し合いたい。

② 争議解決の主軸は、いま地労委立ち会いでやっている予備折衝↓団体交渉であるが、住民や患者の人々の阿部への働きかけを歓迎する。③ 会の人々の御苦労はありがたいが、会長の荻田さんが、民事裁判で、病院側の証人に出たり、院長夫人が機動隊を呼んで荷物を運び出そうとした時、大工道具を持って手伝いに来ていた方など代表になっておられるが、その時の立場と今の立場はどう変わっているのか証明してほしい。④ 私たち労働者の団結権を認める内容での再開を要求しているが、住民や患者の独自の立場からも、「再開後はこんな病院にするべきだ。」という意見や要求をどんどん出してほしい。一などの意見を出しました。次回は、5月18日(日)午後1時から住宅管理事務所で行なわれます。

皆さんからも、「ぐずぐずせずに早く解決しろ」「病院を早く再開してほしい。」などという声を、再開後はこう改めるべきだという意見とともに病院経営者||阿部一族にどんどんぶつけてほしいと思います。

また、私たちが今集めている「平和台病院の早期再開と組合員の職場復帰を求める署名」に御協力をお願いします。

入会 の 呼 び かけ

振り返ってみれば平和台病院争議も早や五年を経過せんとし

されるのをおそれて逃げを打っているな。」と皆さんにもわかっていただけだと思います。

清水で兄弟ゲンカ

はたまた サル芝居？

先月17日(4/17)、私たちの要求で、院長・煥は東京から清水に来て、私たち労組・共闘委の代表とともに、醇への説得をやりました。

しかし、話し合いのフタを開けてみると醇は「西山弁護士が同席しないと予備折衝についての話はできない。」逆に煥は「今日は予備折衝以外の話はしない。」と言い出す有様。立ち会った清水市立病院の杉浦院長、検皮事務局長のとりなしで、やっと話を始めたらその途中、「じゃあ、私はこれで失礼！」と煥はニヤニヤしながら帰ってしまったのです。さすがの清水市立病院側も目を丸くしてアングリ。

阿部に再開要求を!

二回の住民懇談会で要請

皆さんも御存知とは思いますが、3月29日に結成された「平和台病院争議の早期解決を求める地域住民・旧患者家族の会」の申入れによって、4月12日と22日に2回、私たちと会代表の方との懇談会をもちました。懇談会は終始なごやか、冗談も飛び出す雰囲気で行なわれました。

私たちの方からは、①これまで住民や患者の方との話し合いが不

て居りますが一体何時になったら解決するのやら或は遅々たりと雖も尚解決へと前進を続けているのか全然判りません。随分と長い争議です。それにしても余りにも長いのは全く迷惑して居ります。住民不在も程々にして欲しいものです。噂によれば救急病院も今やパンク寸前の状態との事ですがあの建物を見る度に本当に残念に思へてなりません。

院長は神戸を去り東京で勤務医をして居りますがこの程度の事で病院の真意を了解出来る程我々は賢明ではありません。

次に組合は当初より現在に至るまでに配布された多量のピラの主張及び要求が終始一貫性を欠いている様に思はれますが其の真意はどの様なものでしょうか？

やはり我々は我々の為に行動する以外方法手段を求めてもそれは先ず期待出来ませんのみか絶望感のみ後味悪く残るのみです。この事は皆様も御承知の通りです。

ついではこの度、解決への一里塚と考え

- (1) 早期解決により地域に平穏を取りもどす
- (2) いかなる理由があろうとも暴力は絶対に容認しない
- (3) 患者が安心してかかれる親切な医療機関の早期再開を求める

以上三項目を基本的姿勢として「平和台病院争議の早期解決を求める地域住民旧患者家族の会(仮称)」を結成して争議の根源をさぐり解決へと努力して行きたいと思えます。この際過

去の事は一応凍結して奮って御入会あらん事を希望してやみません。

昭和五〇年三月二二日

平和台病院争議の早期解決を求める地域住民・旧患者
家族の会結成準備世話人一同

追記・会の財政は会員の協賛金（一口百円、口数自由）及び
寄附金によってまかさないです。

かちとろう、病院再開・職場復帰！

一五周年集会、百二〇名でデモ貫徹！

（労組機関紙第二十三号 八月十日）

先日、平和台現地に於て「克ち取ろう病院再開・職場復帰七・二七平和台病院争議五周年病院前総決起集会」を開催し、猛暑の中にも拘らず、組合員の家族や闘う仲間一〇〇名の結集の下に集会・デモ、そして一万枚の地域戸別ビラ入れを貫徹しました。

集会は、まず労組・広委員長、共闘委・宮地書記長より闘いの報告と病院再開にむけた決意表明を行なった後、昨年五月、東京現闘本部を設置し「阿部一族を神戸の地にひきずり戻して争議責任を取らせるぞ」の決意の下、現在その任務にあたっている労組・藤賀副委員長より「阿部を絶対に神戸の地につれ戻す」と固い決意

を表明しました。次いで、全金本山製作所支部、全闘労、山谷自立

合同労組、元総評全国一般南部支部大森病院分会、陽和病院労組、

中谷病院労組を支援する会、自治労小金井市職警備品部会の坪内氏、

中公労組有志から、共に闘う熱い連帯の意志をこめた激電が読み上

げられ、集会は大きく盛り上りました。更には、結集された多くの

仲間の中から、はるばる東京から参加された総評全国一般全統一労

組成増病院分会及び支援する会、医学連の仲間からの熱烈な連帯の

あいさつを受け、続いて関西の全港湾建設支部十三病院分会、全造

船佐ノ安分会、関単労、学生解放研連絡会からも「一層の支援、連

帯をもって共に闘い抜く」という力強いアピールを受けました。

最後に、「偽装閉鎖粉砕」「病院再開・職場復帰を克ち取るぞ」「

白衣の監獄を解放するぞ」のシュプレヒコール、インター斉唱

を行ない、容赦なく照りつける太陽の下、長田・須磨署の介入を挑

ねのけて、区内デモを貫徹しました。デモ終了後、再度門前に結集

し、組合員全員から「六年めに突入した平和台病院争議を完全勝利

するまで、最後まで闘い抜く」決意表明を行ない、約三時間半にわ

たる集会を終了しました。そして又、一息つく間もなく、ひき続き

地域情宣のため、戸別ビラ入れ一万枚を五〇名の仲間と共に貫徹し

ました。

予想を上回る一二〇名もの闘う仲間の結集を得て、私たちは感激

もひとしおでした。今、平和台病院争議は、克ち取ろう病院再開

・職場復帰を合い言葉に、その表現にむけて大きく前進せんと日

々の闘いを担っています。長期にわたる闘いの中で、しんどさ、苦

しさに耐え切れず何度か闘いから抜け出そうとして来た私たちも、

今日では、各地の多くの闘う仲間を支えられ、平和台病院争議の完

全勝利目指して闘い抜いています。

阿部一族をはじめとする医師会・経営者協会・警察権力など、資

本・権力の卑劣な弾圧のその本質を見る時、全生活をかけて闘い抜

いている私たちにとって、一歩も引くことの出来ない闘いとして、

平和台病院争議があります。私たちは、一切の理不尽を許さず、断

固闘います。この五周年集会の大きな力をしっかりと踏まえ、更な

る闘いを展開して行きます。闘う仲間みなさん！一層の支援、連

帯をお願いします。共に闘いましょう！

逃亡中の院長が帰って来た！

果してその心は？

（組合ニュース八月二〇日）

一阿部一族は組合の権利を認め

「病院再開」を決断せよ！

東京の関川病院に居すわりつつづけている院長・阿部煥が、去る十
二日、家族とともに平和台の自宅へかえってきました。前日一片の
連絡があっただけで、全く突然の帰宅といえます。

「逃亡」をつづけている院長が、帰って来なければならぬのは、
当然の事ですが、これを耳にした皆さん方の中には、「阿部さんも
ようやく解決する決心がついたのか」と思われる方も多いことでは
しょう。

わたしたちも、そうである事を期待します。「神戸に戻り争議責

任を果せ、病院再開・職場復帰以外に結着はないぞ」というわたし

たちの声を、ようやく理解しえたのでしょうか。

「閉鎖・解雇」攻撃ほど阿部一族への

不信感を強くさせたものはない！

たしかに、院長は、ここ数ヶ月前から、「病院として再開するの
はムリだが、医院なら可能性はある」と口にしてきました。それな

ら、あとは決断するだけだと思えますが、それだけではありません。

「長い争議の中でいってきた不信感を解くことが先決だ」と言う
のです。

これほど虫のいい逃げ口上があるのでしょうか。「不信感」なら、
院長以上にわたしたちこそ強くもっています。職場を閉め出された

上、首まで切られっぱなしでいるのは、他でもないわたしたち自身

だからです。

院長が、いかに「不信感」をいだいている事実を並べたてようと

も、「閉鎖・解雇」という最大の暴力に、かわるものがありうるで

しょうか。

「不信感」をもちつつも、お互いの歩み寄りを開始する道は、阿

部一族が、「病院再開」を決断する以外にありません。

院長は本当に「解決」する気が

あるのでしょうか？

ともかくわたしたちは、院長の要望に応じて、「話し合い」を開始しました。院長が誠実な態度で「解決」に臨もうとするのであれば、それを拒む理由はありません。争議頭初から何度も話し合いを求めてきたのはわたしたちであり、それをふみにじってきたのは院長自身だからです。

わたしたちは、すでに二回（13・18日）の「話し合い」を院長宅でもってきました。しかし、院長が言っている肝心な事は、数ヶ月前から口にしていて事と全くかわっていません。院長は、ただ「話し合い」さえ何度も続ければ、自然に気持が変わってくるとうのでしょいか。

わたしたちは、少なからぬ不安をいだいています。なぜなら、院長は「逃亡」先の病院もやめていないし、東京のかくれ家を引越した様子もありません。

「再開・復帰」署名に御協力を！

院長の真義がいかにあろうとも、「再開・復帰」を求める声をより大きくして、院長の決断を迫ってゆこう！

いかなる形態で再開するのか

「白衣の監獄」解放への

土台を築こう！

いよいよ、平和台病院闘争も、「病院再開・職場復帰」の具体化をめぐる新たな段階に突入した。病院閉鎖以後、四年間の苦しい追跡・追撃戦を経て、闘争勝利の第一歩を踏み出すのも目前である。しかし、院長一族が神戸に帰ってきたからとは言え、副院長の方が、いまだに無責任な態度を取り続けていること、又、院長の「再開案」が「医院としての再開」であることからして、全面解決への道は、まだまだだけわしい。というより、今からが、つばぜり合いを演じるきびしい攻防戦の段階であると言えるのである。

平和台病院闘争を支援し、共に闘ってこられた同志諸君！

「再開」をめぐる重大な段階をむかえた平和台病院闘争に、万難を排し総力を上げての再結集を訴える。

平和台病院闘争を、すべての闘う仲間の手で勝利させよう！

「白衣の監獄」解放！

患者を人質にした圧政打破！

Ⅲ 闘いの中間総括にかえて

——階級的団結を強化しよう——

(1) 平和台病院労働組合………

——かちとろう、病院再開・職場復帰！

64

(2) 平和台病院共同闘争委員会………

——闘いの波及と拡大！

67

かちとろう、病院再開・職場復帰

平和台病院労働組合

院長・阿部煥が神戸に帰ってきた。平和台病院闘争は、逃亡を続ける阿部一族への追跡・追撃から、病院再開・職場復帰をめぐる新たな段階に入った。平和台病院経営者・阿部一族は、これまでの戦略的退却―逃亡路線から「争議解決」へ向けての主導権の回復を目指し、反撃の体制を打ち固め、一挙に攻撃に転じようとしている。阿部一族の「病院閉鎖・全員解雇」による組織破壊・闘争圧殺の野望も、私たちのねばり強い闘いによって打ち破られ、みじめな思いで逃げ続けるのか、それとも、今一度、体制を打ち固めて攻撃に転ずるのか、阿部一族も正念場にさしかかっている。

「平和台病院争議の早期解決を求める地域住民・旧患者家族の会」の援護攻撃に支えられて、神戸に帰ってきた院長・阿部煥の心中に渦巻くものは何か。はたして、誠心誠意をつくしての争議解決か、それとも……。私たちが七〇年七月三〇日に労働組合を結成し、無期限ストに決起してから今日までの五年間、阿部一族が、誠心誠意をつくして争議解決に当ろうとした事が、たとえ一度でもあったのだろうか。裏切られ、だまされ続けてきた私たちは、阿部一族の腹の

底からの叫びを聞くまではたとえどんなに苦しくとも、断乎闘い抜く以外にはないのである。

院長は、神戸に帰ってきた理由を次の様に言っている。「組合が帰ってこいと言うから、又、組合より古くからつき合いのある地域の人達から争議解決が要求されているから。」と。

私たちが、「阿部一族は、神戸に帰って争議責任を取れ！」と要求してからすでに四年が経過した。又、病院存続を要求する地域住民の声を無視して「病院閉鎖」を強行したのは、だれであったか。それも、争議全面解決の為の地労委立ち合い団交（七一年十一月十七・十八日予定）を一方的に破棄して。そんなこれまでの経過を考えるなら、今さらながら、「組合や、地域の人達が……云々」と言うしおらしい主張だけに耳をかたむけているわけにはゆかない。阿部一族にとって、かなり有利な条件、そして展望がなかったなら、神戸にノコノコ帰ってきたりはしなかつただろう。

それでは、阿部一族にとっての有利な条件とは何か。それは、何よりも、「地域住民」という名の阿部一族の「親衛隊」の活躍によ

る、阿部一族の側の土俵作りである。「住民旧患者家族の会」の中心メンバーが、法廷にも病院側証人として出廷している事実は、この「会」がいかなる性格のものかは明らかである。「会」の基本姿勢なるものが、(1)早期解決により地域に平穏を取りもどす、(2)いかなる理由があろうとも暴力は絶対に容認しない、(3)患者が安心して

かかれる親切な医療機関の早期再開を求める、となっており、すべて組合側にはこ先が向けられている。すなわち、(1)平和台病院闘争が地域の「平穏」をみだしている、(2)組合の争議は暴力だ、(3)争議行為は、患者に迷惑になる、というものである。したがって、組合をつぶし、闘争を圧殺した上で、病院を再開しようともくろんでいた阿部一族の方針とピタリ一致するのである。いや、させたのである。

阿部一族は、病院を閉鎖すれば組合はつぶれるとたかをくくっていたにちがいない。ところが、何年たっても組合はつぶれず、つぶれるどころか、増々、闘いを強化しているのを見て方針を転換し、逃亡路線から攻撃に転じようとしているのである。阿部一族には、主導権を回復出来る展望があるのだろうか。私たちは、その実態をつきとめ、要求実現の回路をさぐり当てねばならない。

病院再開・職場復帰以外に

解決の方向はない！

私たちの要求は、あくまでも病院としての再開である。どの様な形態であっても良いと言うのではない。阿部一族は、「医院として

ならば再開は可能だ……云々」と言っている。阿部一族の思いのままになり、いつでも退却可能な「医院」という形態に固執しているには理由があり、それなりのしたところがある。

名目上の理由はともかくとして、「病院」としてやって行けない明確な理由があるとは思えない。一般的に考えても、おかしな話である。明舞での副院長の開業策動をそのままにして、平和台病院争議の全面解決はないのである。

平和台病院闘争が、これまでの「阿部一族を神戸に引きずりもどす闘い」から、病院再開をめぐる新たな段階に入ったことは事実であり、今後、争議の結着形態についてのつばぜり合いが、熾烈に展開されるだろう。

五年間で打ち固めてきた階級的団結を

さらに強化して前進しよう！

私たちは、労働運動のイロハも知らなかった組合結成当時から、この五年間の闘いの中で労働者階級の団結の思想を学んできた。闘いに勝利するには、何よりも勝利するまで闘い抜ける私たちの階級的団結が強なくてはならない。ところが、私たち、労働者の団結を弱める、まちがった思想が労働者の内部にも横行している。労働者一人一人の問題であるかのように見えても、本当は、労働者の団結と闘いによって解決しなくてはならない問題を、いつまでも、一人でかかえこんでいる個人主義。結局は、「自分しかたよりにならないんだ」と自分にムチ打つことも良いが、仲間を忘れてしまう個人

主義。好きな事はやるが、少しつらい事になると逃げてしまいう自由主義。「個人の生活に介入するな」とか、「決めた事以外はとやかく言うな」とか言って批判をかわす、つごうの良い分離主義。これらは、すべて、資本主義差別秩序の中で日々、拡大再生産されている。

又、資本家階級が労働者階級を支配するのにかかすことの出来ない差別も、そうした労働者階級の団結の弱さにつけ込んで、労働者階級の内部を喰い荒している。

私たちは、闘いを時利させるための土台となる労働者の団結の中身を、今一度、深く掘り起して考えてみなくてはならないと思う。

私たち組合員が、平和台病院に就職し、闘いに立ち上らねばならなかったのは、それだけの社会的背景と、条件がある。それは何によって生み出されたか、何が問題なのか、私たちは、この五年間の闘いの中で、少しづつわかってきた様な気がする。

医療被害者の切実な告発の叫びを聞く時、私たち医療労働者のあり方に心を悩まし、釜ヶ崎や山谷のおっちゃん、おばちゃん、労働者としての心の中、少しづつわかってきた様な気がする。

狭山差別裁判闘争、鳥羽放火デッチ上げ差別裁判闘争、総計調査員活動などとおして、部落のおっちゃん、おばちゃん、労働者とのふれあいの中から私たちは、差別と闘う団結の思想を学んできた。

資本主義差別社会を支えるものは何か、それは、資本・権力の差別的支配だけではなく、その差別的な思想を労働者階級の内部で拡大再生産している労働者自身の生活がある。そして、何よりも重要な事は、労働者階級の解放を目指す労働者自身の運動の中にも差別は生き続けてきた事である。どこかの「前衛党」の様に、「闘う者は差別しない」と断言しながら、一大差別キャンペーンを展開するなどは、断じて許すことが出来ない。

私たち、平和台病院労組は、町かどの小さな労働組合に過ぎないが、階級的に団結するならば、想像を越える力をもつことが出来ることを明らかにしてきた。私たちは、今後、阿部一族への病院再開要求を実現させてゆくと同時に、私たち自身の団結の強化を、より一層進めてゆかなければならない。私たちは、私たち自身の職場で、家庭で、そして地域で網の目の様に張りめぐらされている差別・分断の手を一つ一つ断ち切ってゆかねばならない。私たち平和台の炎は、決して消える事はない。

闘いの波及と拡大

平和台病院共同闘争委員会

一、五年間の闘いをふりかえり

① 闘いの出発点

平和台病院労働組合は、七〇年七月二九日深夜に、阿部一族の苛酷な労働者支配に対して、積年の怒り、怨みを爆発させてストライキに突入した。

平和台病院闘争が、スト突入以来掲げている要求は、「一九項目要求」として表現されている一連の要求である。それは、要約すると……

- ① 「退職の自由」を奪う「前借金制度」（強制年限労働制）の廃止
- ② 看護婦の増員

- ③ 労働基準法を厳守すること

- ④ 寮の自治及び待遇改善

- ⑤ 組合活動の権利を保障すること

という内容にわかるように、最低限のギリギリの要求である。しかも、これら「一九項目」が労組の要求の全てでは決してなく、要求書をつくる為、とりあえず、日頃の不平、不満を並べ立ててまとめたものである。かかる「ささやかな要求」を掲げた平和台病院労組・共闘委の闘いが、権力と一体となった阿部一族の熾烈な闘争破壊攻撃に耐えぬき、かくも長期に戦闘を持続しているのは何か。

それは、労組が掲げている、この争議の当面する直接の獲得目標を、あくまでも「一九項目要求の実現」におきながらも、それらを、バラバラの要求の寄せ集めとしてとらえるのではなく、「一九項目」という要求が出てくるところの根拠・関係の再編、変革においた点である。「白衣の監獄を解放するぞ」という基本スローガンの根源的な性格こそ、これまで、医療労働者への「タコ部屋の労務管理」

を強制することによってのみ、暴利を欲しいままにしてきた病院資本（阿部一族はその典型）の背景をたたきわったのだ。

だからこそ、阿部一族は、要求がどんなにささやかであったとしても、労働者をこれまで通り「飼い犬」同然に支配するやり方が通用しなくなることを恐れ、一切の要求を受けつけようとしなないのだ。（※会計課長阿部繁子の「例え争議が解決しても、ストをやるような人たちは、一緒に仕事をしたくない」という発言の中に、この争議の背景が明らかであろう。）

② 患者を人質にした庄政を打ち破ること

平和台病院闘争が克ちとった「地平」の第二は、「患者を人質にした庄政を打破するぞ」の基本スローガンに表現されているところの、これまでの医療労働者の闘いが封じ込まれてきた「壁」を、実践的に突破し、克服してきた点である。

これまで医療労働者は、自己がおかれた劣悪な労働条件の改善を求めて、幾度か闘いに起ちあがったが、その際常に、病院資本の側からの「看護婦は聖職だから争議などしてはいけない」という「聖職者」論の前に、がんじがらめにしぼりつけられ、一旦、闘いに決起してからも、「患者をまさきこむのか」という恫喝の前に、闘争を終息させられてきた。

ちょうど平和台病院闘争と同時期（七一年二月／四月）に、県立

転換―力関係の逆転も、七一年四月以降の警察の前面への登場、相次ぐ大量逮捕にも屈せず、都合が悪くなれば阿部一族の逃げ込む「聖域」―診察室、待ち合室をも戦場と化して闘いぬくという争議戦術の行使によって克ちとられたのである。

③ 闘いの中でつくり出した団結

この平和台病院闘争を支えてきた力は、何といても、労組・共闘委の一体となった闘いの展開である。

これまでも、組織力の小さい組合の闘いを支援する為に、様々な「争議支援共闘」は存在したが、それらはいずれも、形ばかりの「支援決議」や機関の「代表派遣」が実体であり、「動員」一つをとっても、動員に応じた相互が、単一の戦闘集団へと再編されるようなものでは決してなかった。そのような「支援共闘」は、いずれも、闘いが最も困難な局面を迎えるや否や、相互に「産業」や「企業」の違いを語り、「支援の困難さ」をコボシテ、最低限の支援すら投げ出して召還するというのが、これまでの常であった。

闘いの初期における地区労の脱落は、単に争議を武力で闘いぬくのか否かといった、戦術の形態を巡る分岐だけでは決していない。それは、闘いの基本性格を巡る両者（労組・共闘委―地区労）の違いが、如何なる要求を実現していくのかという具体的な問題に煮詰まってあらわれたのである。前述したように、闘いの「初心」とも

肢体不自由児童施設「のじぎく園」で決起した医療労働者に対しても、日共議員が先頭に立って「子供を争議にまき込むな」のキャンペーンの前に、しめつけが行なわれ、県職本部の裏切りの指導（他分会への波及を庄殺）||「妥協」の下に、闘いが挫折させられていった。「患者を人質にした庄政を打破するぞ」のスローガンは、この「のじぎく園」闘争の挫折の総括の中から導かれ、意識的に提起されたものである。

つまり、「病気は医者が出すもの」という「神話」がまかり通る現行医療の中で、医者对患者に対する権威は絶対的なものであり、医師―医療労働者の関係において、基本的に患者は医療労働者の決起をおさえつける「人質」として病院側に包摂されている。かかる支配のしくみの中で、病院資本は、医療労働者の職業的自覚から生じる人間的やさしさにつけ込んで、「闘争すれば患者が迷惑する」の一点で、全ゆる要求をおしつぶしてきた。したがって、この「患者を人質にした庄政」こそが、「白衣の監獄」ともいべき劣悪な状態―人格無視と重労働―を医療労働者におしつけることを可能としてきたのだ。

組合否認、闘争庄殺をつづける阿部一族が、団交放棄、炊事場閉鎖（七〇年一二月）と攻撃をエスカレートしてきたのに対し、組合の闘いが、病院玄関前集会におしとどめられていたことも、阿部一族の「患者をほり出してストをすることは何事だ」という攻撃に打ち勝てなかったことの結果である。また、平和台病院闘争の局面

言うべき「一九項目要求」は、ストに突入せざるをえなかった組合員が、とりあえずまとめた要求であり、一つ一つの要求がバラバラなものとしてあるのではなく、「白衣の監獄」ともいべき苛酷な労働条件とわかちがたく結びつけられた、労働者支配に対する変革の要求であった。したがって、地区労のいうごとく、「一九項目」のうちいくつかの項目において、一定の歩み寄りが克ちとられたから闘いが前進した、というような性格のものでは決してなく、「一九項目要求」の実現を、「白衣の監獄」の解放と結びつけて闘うという、基本路線を堅持しえない地区労の弱さが、脱落となってあらわれたのである。

争議の主体としての共闘委の形成過程は、労組と一体となった戦闘の展開の中で、「共闘」とは何かを不断に自から問いかける事で、組織・産別・地区の違いをのり越え、「おのが闘いとして受けとめ、やりきる」ような、地区的共同闘争機関として築きあげてきた。それは、決して個人のバラバラな集合体ではなく、むしろ共闘委を構成する諸組織が、それぞれ、政治的・組織的な立場の違いはありながらも、「争議勝利」の一点で討論をつみ重ねてきたことである。

④ 阿部一族最後の切り札

―「偽装閉鎖・全員解雇」攻撃―

「白衣の監獄解放、患者を人質にした庄政打破」を目ざして闘いぬいてきた労組―共闘委は、院内待合室、診察室の「聖域」をも戦場にかけて闘うことで、阿部一族が、「偽装閉鎖・全員解雇」せざるを得ないところまで追い込んだのである。

この「偽装閉鎖・全員解雇」攻撃こそ、これまでの闘いの中で、どのように弾圧しても労組―共闘委の反撃が一層強化されるという経過をふまえ、阿部一族によってなされた最後の切り札である。もちろん、個別資本として、閉鎖にふみきるということは、よくよくのことであり、あくまでも争議において労組―共闘委の闘いが前進し、如何なる形にせよ、阿部一族が争議責任をとらざるを得なくなつたことの結果である。だが、阿部一族を決定的に追いつめながらも、地労委を介した折衝ルートの枠内へ無自覚に流れ込んでしまつた為、偽装閉鎖攻撃を許してしまつたといえる。

かかる攻撃に対して、労組―共闘委は、連日の機動隊常駐体制下で闘いぬいた「71年12月決戦」の勝利的結着によって、闘争拠点を死守し、確保することに成功した。

したがって、阿部一族と権力が一体となつた「閉鎖」強行こそ、極めて政治的色彩をおびている。それは、反戦派（他称「過激派」と結びついた労働運動（争議）は、如何に正しい「要求」であろうと、その合法的領域の拡大、定着は許さない、という観点からのものである。すなわち、労組―共闘委の闘いの前から、その直接の攻撃目標たる阿部一族を権力の手で庇護し、その逃亡を助け、「戦場」

つた。それは、現在の不当労働行為制度が、雇傭関係が生きている時にのみ（経営者や警察の弾圧を抑止する意味で）一定の効力を発揮できるにすぎないことを阿部一族自身が知りつくしていたからである。言いかえれば、病院を閉鎖し、全員を解雇することによって私たちを素っ裸のまま飢えた機動隊狼の囲みの中に放り出せると算段したのである。

ところが、どこいそううまくはいかない。それまでに交流し結合してきた仲間の全国的結集によって、私たちは閉鎖前日、院長・阿部煥への大衆的追及を成功させ、その後、半月間にわたる機動隊の暴力的常駐にもめげず、闘争拠点死守のスクラムを実現させたのである。

また一方、地労委や地裁での法廷闘争の蓄積を活用して「寮使用妨害排除処分決定」を獲得することによって、阿部一族は短期決戦から、長期逃亡へと路線変更せざるをえなくなつたのである。

「逃亡」とはいえ、病院経営者であり、医者である阿部一族にとっては、医師会や慶応大学医学部関に支えられ、現行法制度からも警察権力からも擁護された「転進」であつた。そして、闘う労働者にとつては、職場を奪われ、経済的にも健保をはじめとする「社会保障制度」の面でも、住居や水光熱など生活に欠かすことのできない物質さえも、すべてが不安の暗闇の中へ放り出されるということの意味していた。もちろん阿部にとって最大の財産である病院の土地・建物や自宅を一時的にはあれ捨てていくこと、子供の学校を

もろとも、労組―共闘委を抹殺、解体せんとするものであつた。

71年「12月決戦」で、労組―共闘委が、闘争拠点死守を通じた勝利的結着を克ちとつたことは、敵の狙い―戦場の抹殺、労組―共闘委の解体を通じて、合法的存在すら許さぬという「見せしめ」のための攻撃―の一切を打ち砕き、ひきつづく平和台病院闘争の永続を保障する物質基盤を確保したことである。以降の、阿部一族の「優雅な転進」―逃亡戦略をうち砕き、平和台に引きずりもどして争議責任をとらせる闘いの一切も、この「12月決戦」の勝利に規定されたといえよう。

⑤ 「逃亡」と「迫撃」

「12月決戦」以降、私たちは、「阿部一族の優雅な転進を阻止し神戸にひきずり戻して争議責任をとらせるぞ」のスローガンをもとに、阿部一族の病院閉鎖・全員解雇―全国逃亡に対する追及行動を展開してきた。阿部一族は当初、突然の閉鎖・解雇を強行することによって、追いつめられた自らの立場を逆転させるとともに、警察力をかりて、病院現地から私たちを強制排除し、自らの主導権を回復した後には病院を再開せんと画策していたのだろう。また、平和台病院現地のもつ闘争拠点としての意味を半減させ、私たちの結集力を弱めるとともに、私たちが阿部追及の副軸として力を注いできた地労委をめぐる闘いでの力関係を大きく変えようとするものであ

はじめ近所づき合いを含む全生活を未知の地で新たに始めなければならぬ等の困難は横たわつていた。また、医者としての地位や慶応の支援網は、私たちの全国の仲間と統合した追跡の闘いに対して、発見されやすいという弱点を逆に持っていた。

事実、私たちの追跡・迫撃の闘いは、阿部煥の息子が通う六甲山麓のR学園前から始まり、煥の家族が住む平野マンションの発見―明舞団地の阿部醇所有の病院用土地・建物―四国・新居浜病院での阿部煥―静岡・清水市立総合病院での阿部醇―阿部煥の東京・関川病院への再逃亡などを次々と発見し、それぞれの現地の闘う仲間とともに追及の火の手を燃やし続けてきた。

これまで多くの労働者が、経営者の『伝家の宝刀』―企業閉鎖・全員解雇攻撃を受けた時、有効な反撃の闘いを実現できず、その先行きと生活の不安から、涙をのんでいくばかりかの解決金の前にひきさがらざるをえなかつたことを考える時、私たちは、この三年一〇カ月の間、多くの面で不十分なながらもこのような闘いを維持できたことに、また、今なお「組合員の職場復帰による病院再開」を具体化する闘いを前進させていることに少なからぬ自負を感じている。そして全国の闘う仲間から寄せられている支援と共闘の熱気に、このような労働争議の新たな領域での成果を結晶させることで応えたいと望んでいる。

⑥ 共闘委としての反省

ところでこの三年半の闘いの経過を、今振り返る時、私たちはいくつかの反省すべき点に気付く。

その一つは、すでに明らかにしたように、「12月決戦」を境目として、闘いの性格や条件が大きく変わったのに、私たちがそのことを充分掘り下げ分析した上で、闘いの方向を打ち出してきたのかどうかである。たしかに「長期闘争に耐える」という資質は当然前提としつつ、闘争主体の「攻撃性」の獲得を不可欠としている（共闘委ニュース、七二・二・二三）とし、「主体の危機をテコとし新たな攻撃性を獲得せよ」（同）と叫んだ。しかしこのニュースそのものが、非常に抽象的な言葉で書かれざるをえなかったことに示されているように、具体的などころにまで引きつけた討論を私たちは欠かしていた。

闘いの性格はどう変わったのだろうか。病院現地で、しかも、生産の現場（平和台の場合は医療業務）をめぐる闘いを行っていた時には、阿部自身が生産活動（医療業務）を続ける限りいやがおうでも組合の存在や、労組・共闘委の攻撃とぶつからざるをえなかった。私たちの側からすれば、労組・共闘委が存在し続け、闘い続けていることだけでも、阿部一族への攻撃の強化——争議解決への前進を意味していた。その上、争議解決後の姿は、阿部の謝罪と労働者の権利確立をかちとった上で、現に阿部が続いている診療業務の中へ復帰するという具体的を形で、目の前に現われていた。

ところが、阿部が自ら病院を閉鎖し、生産活動（医療業務）を放

委がその独自の立場から平和台病院闘争勝利の「獲得目標」を、自分たちの共同の軸としてどれだけ深め、具体化できたかということではないだろうか。共闘委と労組の関係というならば、組合の自主的な団結を強化すると同時に、闘いの性格の変化によって水面に浮き上がってきたいろんなシンドサを、共に討論し、共に解決していける関係が強化できたかどうかである。それを闘いの一つの要素としてきたのかどうかである。

むしろ「12月決戦」後の共闘委では、組織問題をめぐる一連の論争を、表面に現れた組織問題そのものとしてしか論議できなかった。その底にある闘いの内容や方向、やり方などについての考え方の違いを明らかにし、その上でどう生き生きとした共同闘争を組んでいくのかという論争が必要だったのである。この弱さは、一方で組織論争を続け、他方で限定した戦術論議によって行動をきめていくという変則的な運営をもたらした。七二年秋の、明舞再開阻止の闘いを四国追撃の行動の関連でどうするかという議論や、七四年五月以降設置した東京現闘をめぐる討論などに、その点が集中して現われたといえないだろうか。

闘いの路線や思想をお互いにたたかわせ、それを、一枚のピラミッド、一回のシュプレヒコールに体现していくというのが、私たち共闘委の原則である。日常活動やそこで現れた問題点を「戦術行動」上のささいなこととして切り離すならば、外から（地域から）平和台に結集し闘い続けている私たち共闘委が、闘いの正当性や自信を

棄したとたん様相は大きく変った。病院現地から逃げだしたため、さらに大きく変化した。阿部は私たちの存在から無縁になった（なる可能性を極端に拡大できた）。「持てる者」と「持たざる者」という資本家と労働者の階級的な立場が、モロに現われ、労組・共闘委が存続していることだけでは、阿部にとっては、それほど痛くもかゆくもないのに、私たちの方は存続するためにさえ多くの困難を克服しなければならなかった。いうまでもなく争議解決・闘争勝利の姿は、私たちが積極的に描き出さないうちがかり、もうろうとしたものに変った。

このことは、「寮使用妨害排除処分決定」や「団体交渉応諾命令」を求める法廷闘争を新たに開始しなければならなかったことや、水道、電気、ガス、電話などの確保のため、連日、関西電力や大阪ガスなどへの交渉や抗議行動を行わなければならなかったこと、また健康保険継続適用を要求する闘いをその後二年半にわたって県保険課や須磨社会保険事務所に対して行ったことにもその一面が示されている。

このような生活上の困難や先行きの不安、郷里の家族の心配など、とくに組合員の肩の上に、一度にドッというんなシンドサが舞い降りた。私たちは、このような事態に意識して対応できてきただろうか。組合員の自主的な団結の強化と、共闘委の独自責任体制の確立を、闘いの一方の重要な柱として追求していただろうか。私たちの側からするならば、労組とは、生活も職場も闘いの組織も違う共闘

共同のものとして確立し続けることはできないだろう。それは書かれた言葉だけのものと終り、行動は「決定を消化」するためのものになってしまいうだろう。私たちの「獲得目標」は、常に平和台の具体的な闘いと関連させつつ深められねばならない。

先の共闘委ニュースが「当然前提とし」た「長期闘争に耐える」資質」とは、このように省る時、「前提」ではなく、むしろ12月決戦以降の戦いの中で、「闘争主体の「攻撃性」の獲得」とメタルの裏表の関係にあることを私たちは改めて気付く。今後の闘いにこの反省を生かしていきたい。

⑦ 「病院再開」を前面にかかげて

私たちは、12月決戦の最中の七一年一月四日、「第一に阿部一族をひきずり出し、労働争議としての結着をつけさせる、と。即ち閉鎖を撤回させ、争議責任を明確にする。さもなくば、第二に、阿部一族を再起不能にまで叩きつぶすこと」（共闘委ニュース）を提起し、翌七二年一月一日、「それは別々のことではなく、転進の道を押きつぶすことを通じて、阿部一族をひきずりだすことだとまとめられよう」（同）と訂正した。そして、この項の最初にも記したように「阿部一族の優雅な転進を阻止し……」というスローガンを闘いの指標としてきたのである。

ここでもう一度、私たちは闘いの指標を振り返ってみる必要がある

るだろう。

闘いの大きな指標はいうまでもなく「白衣の監獄を解放し、患者を人質にした圧政を打破するぞ」であり、争議結着の中でのその具体化は、19項目要求の実現、組合の自主的な団結、基本的な権利を阿部一族に認めさせていくことである。また、12月決戦以降の当面の指標は、「偽装閉鎖・全員解雇を撤回し、争議責任を取らせるぞ」であり、具体的には、阿部が謝罪し、平和台の地で放棄した生産活動（医療業務）を再開すること、労働者の権利を認め組合員を職場に復帰させることである。そのためには、明舞における醇による開院や全国逃亡行脚という「阿部一族の優雅な転進」を阻止することが必要であり、「神戸に引きずり戻す」ことが必要なのである。

この一見あたりまえのようにみえる、大きな指標と、当面の指標と、さらに具体的な闘いの指標の、この三つのそれぞれの関連を私たちはもう一度深くとらえておく必要がある。この点をアイマイにしておくと、次のようないくつかの弱さを再びもたらすことになりかねない。

その一つは、法廷内外の闘いの結合（言い換えれば、追撃戦の一部として闘ってきた成果）として、七四年四月、私たちが組合員の『地位保全仮処分決定』をかち取りながらも、それをすぐさま「病院再開・職場復帰」の具体的実現へと結びつけ、集中して闘いを飛躍できなかったことに表われている。もちろん、この判決の一カ月

前に出されていた「地労委命令」が与えたマイナス面がそれだけ大きかったのも事実だが、それ以上に、この指標についての掘り下げが労組・共闘委全体として充分だったかどうかの方に焦点をあてるべきだろう。

また、当初、私たちの一部にあった「優雅な転進を阻止すること」自体を目的ととりましがえた「阿部一族を壊滅させればよい」とする傾向や、「再開か放棄か」というスローガンを、予備折衝を引き延し何とか逃げの手を画策する阿部一族に決断を促すための、限定した突きつけ（七四年一月段階）にとどめず、それ以上の指標に拡大してしまう誤りを生み出すことにもなりかねない。

偽装閉鎖が、経営者の責任放棄・逃亡にとどまらず、それを放置し固定化させれば、経営者にとっての「優雅な転進」になるのだという私たちの洞察と指標のたて方は正しかった。また、これまでの闘いがない画期的なものであった。しかし、「優雅な転進を阻止」しても、「神戸に引きずり戻す」ことを同時に実現しなければ争議の解決、闘いの勝利はない。そして、「神戸に引きずり戻す」ことは、ただ直接戦闘の面や物理的な力関係にとどまらず、私たちの要求の正しさを社会的にも、阿部一族自身にとっても、認めざるをえない状態をどう作り出すかということである。

神戸、平和台の地で、阿部が自らの責任で生産活動（医療業務）を再開し、組合員の職場復帰を行うよう私たちが要求していることの正しさを、ただ言葉として表わすだけでなく、具体的な力として、

実体としてゆるがすことのできないものとしてどう確立するかである。

神戸↓明舞↓四国↓静岡↓東京という、全国を駆けめぐる三年半の苦闘を経て、闘いはいまようやく、新たな段階に入りつつある。いまこそ、「病院再開・職場復帰」の旗を前面に押し立て、力強い隊列で進んでいこう！

二 法廷や行政との闘いで獲得したもの

Ⅰ 民事仮処分公判闘争

五年間の闘いの中で、法廷闘争は重要な位置をしめてきた。その中の民事仮処分公判闘争では、阿部一族と敵連合戦線による一貫した組合否認・闘争圧殺策動に対する歯止めを作り出すこと、法的にも阿部一族を追い詰め、このことによって直接の闘いを有利に導くことをめざし、労働争議としての合法領域を拡大してきた。

闘いのまだ初期にあたる七〇年九月、阿部一族の労働基準法違反を西神戸労働基準監督署へ告発したが、その一部に当る「時間外未

払賃金」については、七〇年一月、神戸地裁へ「時間外未払賃金の支払いを求める仮処分」を申し立てた。これは時間外賃金の計算基礎を病院側がごまかしたり、時間外割増を正当に行っていないといったもので、もし病院側が労基法違反として有罪になっても支払いの強制力は生れないし、直接交渉でもラチがあかなかったので法的な措置をとったのである。しかし病院側の炊事場閉鎖攻撃などへの対処におわれ、「弁護士まかせ」となり、直接の闘いや交渉に有利に活用することができないまま、七一年二月、病院側との和解に応じてしまった。

そして、七一年三月以降警察権力を全面的に介入させ、ありとあらゆる不当労働行為と弾圧を続ける阿部一族に対して、七一年六月「組合活動に対する妨害排除の仮処分」を申立て、一方の兵庫県地方労働委員会において七〇年九月以来続けていた「支配介入、不当差別不当労働行為事件」とあわせて、敵の暴力的弾圧への歯止めを行なった。

しかし、阿部一族はこれに対抗してその年の九月、日常的な組合活動（争議行為）の一部である門前集会和阿部一族への追及行動を制限する目的で「診療業務に対する妨害排除の仮処分」を打ってきた。神戸地裁はこの一部として「診療室立入禁止仮処分決定」を行ったので、私たちはすぐさま「異議申立」の手続きをとり、反撃の手を休めなかった。

阿部一族は、これまでの労組・共闘委の闘いに、直接的な圧殺が

できないと知るや七一年十一月、偽装閉鎖攻撃によって病院現地からの逃亡をはかったのである。この偽装閉鎖によってそれまで係争中であつた民事仮処分関係は、事実上「たな上げ」になり新たに十二月「偽装閉鎖・全員解雇地位保全仮処分」を申立て寮強制退去攻撃にそなえて実力阻止・十二月決戦の体制を維持してきた。

そして緊急性を考へて「寮使用仮処分」だけを分離して申立て、七二年一月居住権を獲ちとり暴力的に寮から排除しようとした阿部一族―県警・長田署に対して法的な意味でのクサビを打ちこむことに成功した。

さらにこの「偽装閉鎖・全員解雇地位保全仮処分」公判では、①閉鎖・解雇が組合つぶしの為の偽装閉鎖であることを暴露し、②閉鎖以降逃げつづける阿部一族を合法的につなぎとめて、③追跡―追撃戦の場にする―という方針で仮処分公判闘争を阿部一族に対する直接戦闘の場にしてきたのである。そして、公判そのものも七四年四月二日神戸地裁によって「閉鎖・解雇は組合を嫌悪したもので不当労働行為であり、よって組合員の従業員としての地位を認め閉鎖以降の賃金を支払え」という内容の決定が出された。この決定によって組合側の主張がほとんど認められ法的にも私たちの闘いの正当性が明らかになったが、①閉鎖・解雇は組合つぶしの為の偽装閉鎖である②副院長阿部醇は共同経営者である―の二点が明らかにされない不充分性があつた。

私たちは、法廷闘争を「敵の土俵上」での闘いであり「両刃の剣」引っぱり出して闘争圧殺にはん走したのである。

しかし、私たちはこの刑事弾圧体制に対して、広委員長はじめ八名の被告団と弁護団そして労組・共闘委・支援戦線のより強固な団結でもってこの熾烈な弾圧と闘争圧殺・組織破壊という彼らの意図を打ち砕いてきたのである。

しかし、検察庁・裁判所一体となつた敵連合戦線の意図は公判そのものに表われ、神戸地裁山下鉄雄裁判長の平和台病院闘争への予断と偏見に満ちた訴訟指揮により裁判が故意に引きのばされてきた。第二回公判では「裁判は力でもって排除したり、私服警官と機動隊の包囲の中で公判を行うという政治弾圧のための裁判を強行してきた。裁判所・警察・検察庁はそれぞれ独自の政治的役割を持ちながら、平和台病院闘争そのものを押しつぶそうとする意図を前面に押し立ててきた。

私たちは、被告団・弁護団の意見陳述の中でも明らかにしてきたように、この裁判そのものは、敵の土俵上の闘いであり、国家権力は、裁く者と裁かれる者の関係をその暴力装置でもって維持しているのである。このようにむりやり立たされた被告の席という限定されたワクからではあるが、一連の政治弾圧に対抗して闘っていかねばならない。それは、この裁判を通じて、私達が闘っている平和台病院闘争の正当性と阿部一族―敵連合戦線の争議圧殺策動の実態を

であることをはっきりふまなければならぬ。裁判で勝利しても解決にはならず、争議は阿部一族との力関係―直接戦闘でしか決着がつかないのであり、私たちはこの有利な「仮処分決定」を闘いの武器に、逃亡する阿部一族に対して更なる追撃戦を組織していかなければならない。

② 刑事公判闘争

七一年七月九日、平和台病院第一回刑事公判が開かれてから今日まで四年の歳月をついやし、本年七月十一日三一回公判を終えたがようやく検察側証人として病院長・阿部煥の「証人調べ」がはじまろうとしている。

この刑事裁判は、病院経営者―阿部一族と兵庫県警―長田署をはじめとする敵連合戦線による三〇〇回を越す警官導入と延べ四十人ものデッチ上げ逮捕、そして八人をデッチ上げ起訴するといった「なりふり」かまわぬ闘争圧殺・組織破壊策動そのものである。それも、いまや労働争議では当然の争議行為として認めさせている「ピラ配り」にさえ「軽犯罪法違反」を適用、また、門前集会には、「威力業務妨害罪」、病院側の一方的な炊事場閉鎖に抗議した「スッカード貼り」には「建造物損壊罪」を適用している。さらに、逃亡した院長の家族への団交開催を要求する抗議行動に対しては、「住居侵入罪」、スキップ要員の院長秘書への抗議行動に対しては

バックロシ、デッチ上げ逮捕・起訴、さらに、この裁判そのものの不当性を明らかにしていく闘いである。闘争の合法領域の拡大を目指して五年十年かかろうと最後の勝利を獲ちとるまで闘い続けていく。

③ 地労委をめぐる闘い

私たちは、七〇年七月三〇日のストライキ突入三ヶ月後に、兵庫県地労委史上初めてといわれる「実効確保の勧告」（不当労働行為のような言動を慎しめ）を、そして病院経営者により偽装閉鎖・全員解雇が通告された時には「団交応諾勧告」（七一・十一・二九）を、さらにその四ヶ月後に「団交応諾命令」を出させ、経営者・資本権力に対して合法的な面でも有利な条件をつくりだしてきた。

（病院経営者は「団交応諾命令」について「不服申し立て」を中労委に行なつたが、私たちの断固たる追及・暴露の結果「敗訴」の方向が明らかになるや七二年十二月に「申し立て」をとり下げ、初審命令が確定した。）

この経過で重要なことは、我々が地労委に対し、単に勧告や命令を出させるだけでなく、警察権力の弾圧に対する歯止めとして、また県医務課や保健課の行政責任追及の際に労働争議としての正当性を明らかにする説明役としての責任を果たすよう要求し、それを実現してきたことである。

次に地労委は、私たちが提出し七三年九月に結審した「偽装閉鎖・全員解雇不当労働行為からの救済申し立て」に対し、七四年三月十二日付けでようやく命令を出した。

この命令は、結審以降私たちが「命令を早く出せ」「不当労働行為であることは明らかだ」「解雇と閉鎖の不当性を明らかにせよ」と再三にわたって地労委に要請し、追及してきた結果であった。ところがその内容は「七一年十一月における解雇はとり消すが、十ヶ月後に再解雇したものと認める」という地労委がかってに再解雇の時期をつくりあげるといふ反労働者のなものであった。しかもこの「解決」方式は既に七四年二月の「団交開催をめざす労使予備折衝」の席で経営者から出されていた「閉鎖六ヶ月後の解雇を認めるなら七一年十一月での解雇をいったんとり消す」という実質上「闘争解体」を意味する回答を擁護し、追認するものであった。正に、地労委が県下の労使秩序の安定をはかることを使命とするブルジョア行政権力支配の一機構であり、経営者阿部一族とそれを全面的に支援する医師会・経営者協会の意向を無視することができず、その意向を積極的に擁護する機関であることを赤裸々に暴露したものであった。

これに対し私たちは断固たる反撃を開始し、地労委西沢会長を二〇時間にわたって徹底的に追及し三月三十一日「命令にある再解雇については何ら正当な根拠はなく、誤った判断であるので公益委員会再検討し訂正を行なう」など二六項目に及ぶ「確認書」をとりか

わした。

この「確認書」こそ、地労委という公的機関がいったん出した命令を労働者の追及の結果再検討すると約束した地労委史上かつてない前代未聞の「確認」であり、地労委の命令は裁判所の判決と同じで、ひとたび出れば反論のしようがなく、あとは上級審査機関で争うほかないという常識をくつがえすものである。私たちが「決して泣きねいりはず最後の最後まで闘いぬく」方針を大衆の実力闘争として貫徹し勝ち取った成果であり、今後の地労委をめぐる労働者の闘いに「不当な命令はとり消させるまで闘うのだ」という方向の新たな地平を切り拓いたものである。

私たちは、その後「確認書」の具体化を求め再三地労委と交渉したが、命令を再交付できないという現在の法律を根拠にした「法的」居直りの前にやむなく神戸地裁に命令取消訴訟を提起せざるをえなかった。他方交渉の中では交渉への機動隊導入計画を事前に察知し暴露・追及によって計画を失敗させ、何度も「確認書」や「覚書」を獲得した。その後、七四年六月、地労委の居直りの前に決裂状態となりながらも各公益委員の自宅・職場での追及を行い、同年一月一六日の交渉でこれまでの交渉経過をもち込んだ確認書を取り交した。この最終確認書は「三月三十一日付確認書の具体化を検討する。行政訴訟ではこれまでの交渉の精神及び内容を引き続き発展させ、命令取消し判決が出たならば確認書の内容を充分活かすよう最善をつくす。」というものであり、その後地労委は私たちへの約束どお

り行政訴訟には私たちに反論することを避けるために欠席を続けている。私たちは、この地労委をめぐる闘いにおいて、行政の一環としてある地労委に何か「公平」な判断をお願いしてきたのではない。警察権力の弾圧にも一歩も退かぬ闘志、組合員の闘いと生活の苦しさを突きつけた追及、労組法上の正当性をも含む内容面での地労委の誤りの指摘、さらには労組・共闘委・支援戦線の力の結集によって地労委が私たちの要求を聞かざるをえなくさせてきたのである。この成果をさらに発展させ、今後行政訴訟の早期結審・命令再交付・闘争勝利に向かってさらに闘いぬく決意である。

④ 地域住民への働きかけ

平和台病院闘争に於て、住民対策のおかれている位置は極めて重要である。病院にとって、地域住民とは潜在的患者であり、病院側は常に医者―患者という関係で最大限利用し、地域住民を闘争圧殺の強力な部隊に上げてあげようとしてきた。それに対し、私たち労組・共闘委は「住民対策部」を設置し、彼らの地域の組織化に歯止めをかけると共に私たちと住民の共通の闘いの組織化をめざしてきた。

平和台病院闘争での地域をめぐる攻防が争議の局面を大きく左右するものであり、この闘いの手をゆるめることはできない。病院側は「患者に迷惑をかける」という考えをバックに、医者という特権

的地位を利用して、地域への宣伝―組織化を行ってきた。これは、「患者を人質にした圧政」の一つであり、私たちは、その様なかで地域住民へは、ビラまき・戸別訪問の緻密な展開という形で始めていった。どんな運動においてもいえることであろうが、病院という条件の下では、住民対策はとりわけ重要なものであることは言うまでもないだろう。

阿部一族の地域への働きかけは、地域ボス・警察と結託し、労組・共闘委を地域から孤立化させる形で行なわれてきたが、この策動は争議開始時から現在に至るまで、形に差はあれ常に続けられてきた。

そして、病院側が行う労組―共闘委―過激派キャンペーンは〈市民〉として解体されている地域の労働者に比較的受け入れやすいものであり、「争議の目的は病院をつぶすことだ」などというデマ宣伝が通じていくのである。私たちは、この様に市民社会の中に解体されている地域の労働者どこで接点を見い出せるか―地域でのこの諸関係を解体できるのかということを出していかななくてはならない。

住民対策は、争議当初の七〇年八月の第一回医療を考える会を皮切りに九月八日・一〇月三〇日と医療の矛盾を暴露する集会を開催し、地域住民をまき込んだ闘いとして開始された。

病院側のテコ入れによるいわゆる「地域住民署名」(弾圧要請書

や病院側のピラ宣伝など、私たちを孤立化させる策動に対し、さっ
ちり反撃を行ない、更に、地域をまきこみ、平和台闘争を地域へ環
流させるべく、住民対策部を七一年六月に設置していったのである。

住対部は、地域ピラや戸別訪問を通じての宣伝活動・情報収集等
を行うと共に、地域での小集会を開催するなどの活動が中心であっ
た。また、住民対策は、単に平和台現地だけでなく、闘争地域の拡
大により、多くの地域で同様に行なわれた。明舞団地・姫路・平野
マンション周辺等々、どの地域でも、非常に重要なものであり、地
域での支援者ほりおこしやその地域の住民の意識を知り、闘争の進
め方を決める上でも、その意義は大きかったといえるだろう。

さらに、住対の成果として、七一年一月には「平和台病院闘争
を考える地域住民の会」が結成され、偽装閉鎖時には「平和台病院
の閉鎖に反対し、話し合いによる解決を望む」署名活動を展開し、
三百数十名の署名を得るといふ成果も得ている。

地域では常に「住民説明会」であるとか「署名」であるとか、ま
た、七四年暮れから動き出した「旧患者家族の会」の動きなど、争
議の局面に応じて、それぞれ「住民」の動きが常に見られる。

しかしながら、偽装閉鎖以降、住対活動の停滞という事態を生み
出してしまった。これは、地域に闘いの焦点がなかったからではな
い。私たちが闘いの中で、住民対策を闘いの勝利に向けた積極的方
針の中に充分くみこむことができず、受動的にしか対応しなかった

用して行った兵庫県保険医協会（日共系）などの場合は、むこう側
が闘争圧殺包囲網の一翼を担うことによって浮び上ってきたのであ
る。

このように総評―民同路線や日共―医労協路線を批判し、それを
乗り越え闘い抜いていくことは、私たちの平和台病院闘争の避ける
ことのできない道筋としてあった。彼らを批判するためにこの闘い
をやってきたのでも、批判を実践化することを目的にやってきたの
でもない。そうせざるをえない現実が、敵との厳しい対決の中に浮
び上ってきたのである。彼らへの批判を深め、彼らの誤りとその根
拠を他山の石として逆に私たちの実践を豊かなものに変えていく―
それだけの力量を私たちは獲得できてこなかった。しかしいま、共
闘委の「中間総括」を行うにあたって私たちは、この実践の上で必
然として現われた彼らの路線との対決を、その根底から把えなおし
てみる必要があるだろう。

「既存の本工企業内エゴイズムの労働運動から放置された、中小
未組織労働者であり、絶対的命令者としての医者の下で黙々と働く
べき道具に化せられた医療労働者であるという二重の意味でピラミ
ッドの一番下積みからの告発として平和台の闘いは始まった。それ
故、この闘いは自ずと全医療体制に突きささり、階級支配に対する
非妥協的な闘いとして深化せざるをえないのであり、また地労委の
労働者側委員（総評選出）との対決や地区労幹部の敵前逃亡を経る
ことになったのである。」

逃亡している阿部一族は、平和台周辺の地域ボスと連絡を常にと
りつつ、スキあらば、労組―共闘委を完全に地域から孤立させよ
うとたくらんでいることは明らかであり、「患者を人質にした圧政」
を打破し、医者―患者という関係あるいは「住民」でしかない地
域の労働者といった関係をゆり動かししていくような住民対策をこれ
から展開していく必要があるだろう。

三、闘いの波及と拡大

すでに、一、の項目や二、の項目でもあきらかにしたように、私たち
はこの闘いを、総評選出労働者委員に対する追及とオーバーラップ
させる形で始めざるをえなかった。そして、スト開始一カ月後には
速やかに形成された敵連合戦線に対抗する戦列を打ち建てるため一
つの領域として地区労（当時は地区共闘）に加入したのだが、その
ことは引続き地区労（総評系）との実践をめぐる路線の対立をさけ
られないものにしたのである。さらに「反戦と手を切らないなら支
援できない」と、まず阿部一族との話をおえた後に通告してきた医労
協（日共系）や、阿部一族の全国逃亡行脚を神戸の地で支え、留守
本部よろしく「共闘委は病院をつぶすことが目的だ」との過激派キ
ャンペーンを機関紙の発行と患者に対する絶対的に優位な地位を利

七一年三月二五日発行の第一号パンフで私たちはこのように述べ
た。底辺医療労働者としての平和台病院の仲間が孤立した突発的な
闘いとして始めなければならなかった事実が、すでに既存の労働運
動に対する実体的批判を物語っている。私立中小の病院で働く労働
者のほとんどが組合さえない無権利状態におかれている現実、それ
を放置している総評―民同は、確かに書かれた方針の上やアジテ
ーションで「中小未組織労働者の組織化」を述べ、「弱者救済―国
民春闘」を口にしてきた。しかし、労働者解放の一つの基本領域と
して労働運動を推し進めるのではなく、資本権力によって許容され
た範囲の内だけで利益の分配を拡大するかに基準をおき、敵と
の力関係をどのように変え労働者内部の団結や諸階層との結合をど
れだけ深めえたかではなく、「くそつきの千円で千円だ」（太田
薫元総評議長）と一切を賃上げの金額や選挙の票数で測ろうとする
彼らが、組合費の増大にも「実績づくり」にもつながらないことを
知ったとき、平和台から「手を引いた」のは当然であった。

それ故、「前借金制度の段階的解消」という阿部の提案をのむこ
とを押しつけようとした地区労幹部には、平和台労組のかかげる19
項目要求が、隷属を拒否し、基本的な力関係を変える（権利を獲得
する）ことを表現しているのだと理解できなかったのである。
さらに地労委や行政の領域における闘いについても、与えられた
地位を幹部が活用し（例えば労働委員や各種の委員）、それらの機
関の裁断をどれだけ有利に仰ぐかという闘いを軸に、せいぜい大量

の署名を集中するという「大衆闘争」を付け加えてきたにすぎない。そしてそのことは、同時にこれまでの秩序を「はみ出す」部分に対する安全弁の役割を与えられるのである。闘争の初期、総評傘下のある大単産の委員長であった労働者委員が公益委員会の「警告決議を携えて来院し、スト解除を強く迫ったことに、その本質的な役割りがはっきりと示された。(日共一医労働協、保健医協会等の「患者のために」論に基く闘争敵対の役割りとその誤りはⅡ項参照)

私たちは、このような路線では闘い続けられないことを実践の上でも切実に知り、労組一共同委一支援戦線という三結合を軸に、全国の仲間の力量を集中することによって、既存の労働運動とは独自に阿部との院内攻防、追撃戦、さらには地労委・行政・司法の領域における闘いを発展させ一定の成果を獲得してきた。詳しくはⅡの項に述べているが、例えば地労委闘争ではこれまで県下の多くの争議組合が要求しながらも実現できなかった「実効解除のための勧告」を審問中止という強権的な訴訟指揮を打ち砕く実力闘争のなかで獲得し、また健保継続適用についても「S・25厚生省通達」による措置を打ち砕くための一歩を切り拓いた。これらの闘いの成果を和歌山の中谷病院の闘いや、大阪の山本病院、太田垣さんを守る会、大塚・柳田さんの闘いなどと結び付け、相互に闘いを強化してきたし、いままた東京現闘の設置をきっかけに全国の争議団との経験交流、闘う結合の実現として追求している。

しかし、一方、阿部一族一敵連合戦線が狙う平和台病院労組・共同をとらまえ、また私たちの闘いが持つ力の方向を見定める時、地域へ打ってやる作業を、私たちのそれぞれ独自の領域のものと、共同のものを相互に関連させながら推し進めねばならない。

このように、私たちをとりまく地域の住民や地域労働運動の状況をとりまえ、また私たちの闘いが持つ力の方向を見定める時、地域へ打ってやる作業を、私たちのそれぞれ独自の領域のものと、共同のものを相互に関連させながら推し進めねばならない。

県職大会への「健保」特別決議の提案と全体としての健保交渉の推進や、地労委闘争をめぐる各組織の関係を通じた働きかけなどを始め、署名・カンパ集めをきっかけにした既存の組合内部への働きかけは、労働戦線におけるその具体化である。また、韓国からの准看「研修生」導入策動紛争闘争委員会から「労働力輸入と闘う会」への発展もその一つであろう。そして今後、地域の争議団との積極的な結合、職場で組合を作ったり、不当な弾圧と闘おうとしている仲間との相互支援、差別と闘う戦線との共同行動の促進とそのなかから学ぶことなど、日常的な作業と体制づくりを積極的に促進する必要があるだろう。また、共同委各組織、メンバーがその職場や学園、地域などで関わっている独自の闘いの内容を共同委の場に、どう生き生きと反映させていくか、平和台での闘いとどう重層させていくか一平和台病院闘争の深化・拡大と闘いの勝利にとって欠かすこ

委に対する地域住民との分断、地域労働戦線からの孤立化攻撃を、私たちはいまだ十分に打ち砕けていない。地域へ、地域労働戦線への波及を押しとどめている原因は、何よりも第一に、政治警察を筆頭とする資本・権力の側の弾圧の力であり、第二には、それを「住民」「患者」あるいは労働者の内部から支える民同・社共の路線であり、第三には、私たちの闘い自身がそれらの労働者支配の総体に食い込み、問題を投げかけ、分解を促進するだけの思想的力量、団結の質、物質力を獲得しえていないことにある。

私たちは、もちろん闘いの波及を第一の目的として闘ってきたのではない。また平和台からの波及は、当面の勝利一病院再開・職場復帰によって最もよくその力を増し、拡大する。「要求を組織し、組合を結成して起ち上げれば首を切られる。」「原則的に闘い続けられ、企業をつぶされ職場を奪われ、刑事制裁も食らう。」といった資本・権力の側の見せしめに対して、逆のみせしめ一組合つぶしのために企業を閉鎖すれば、高くつくだけではなく、最後には失敗に終わるのだという一を作り出し、いまなお組合もない無権利状態におかれている多くの病院で働く労働者をはじめとする中小未組織労働者や、会社の第二勤務課の役割を担っている同盟やJC傘下の労働者に、闘いにむけた大いなる勇気を与えるだろう。

ところが一方、私たちが当面の勝利を表現しようとするれば、敵の平和台を分断し孤立させ圧殺しようとする攻撃に打ちかたねばならず、地域へ、全国へと波及・結合することは不可欠のものとしてあ

とできない一面であろう。

四 「白衣の神話」と

医師会支配体制との闘い

ここ数年間、ようやく公立病院を中心にして、看護婦の夜勤制限闘争(いわゆるニッパチ)が闘われ、一定の成果を収めつつある。しかし、民間中小病院、開業医に働く、多くの看護婦、医療労働者は、過酷な労働条件の中でいまだ沈黙を強いられている。

平和台病院闘争が明らかにしたものは、病院経営者一医者と医療労働者との間には、明らかに搾取する者と搾取される者との関係があり、しかもそれが絶対的な身分関係に支えられているということである。しかし、この関係をばかし労働者への支配を容易にできたものは、医療という領域において「白衣の神話」が通用してきたからである。

看護婦をはじめ医療労働者は、「白衣の天使」「ナイチンゲール精神」という美名のもと、患者のために犠牲にあまんじることが美德とされてきた。しかしその美德は、患者を利潤を得る対象としか見ない医者の搾取、収奪体制をより強固にするために強調され、利用されてきたものに他ならない。闘いに立ち上がった労組員に対し

阿部一族が投げかけた「飼犬に手をかまれた」という言葉は、平和病院の労働実態がいかなるものであったかを、如実に示している。

そして、医者による労働者の闘いへの攻撃は必ず「患者を犠牲にするな」という点に集中する。また、患者（その多くが労働者とその家族）は医者の治療（治療は医者のみによってなされるものではない）を受けることのみを要求して労働者と対立する。実際平和台の争議では、経営者は患者のかけにたくれて、争議責任者であることをあいまいにし、患者に対して労働組合を「診療妨害者」と煽動することによって官憲の導入を容易に行ってきた。しかしはたして病院での闘いが患者への「被害」「犠牲」を抜きにして存在するのだろうか。このディレンマに耐え、患者と対決することを避けた所で、「患者のためによい医療を、よい看護を」と願望したこれまでの闘いは、ほとんどが再び自己犠牲を背負いこむことで敗北している。

現実の資本主義社会における医療が、患者を単なる「利潤を得る対象」「労働力商品所有者」として取り扱い、患者と医療労働者との関係を引き裂いている現実（いいかえれば、労働者である患者の意識そのものが解体されている）から出発しなければならぬ。

「白衣の労働監獄」はこの「患者を人質にした圧制」によって支えられてきたのである。患者との連帯はほんとうの闘いの勝利も、この圧制を告発しつづける中でしか実現されえないだろう。

のもとに女子を使い捨て、回転させるという医療構造政策によってつくり出されたものである。

さらに医師会は、最近では各地で准看「研修生」という名目で「韓」国から女子労働者を導入しはじめた。それは日本の南朝鮮に対する新植民地支配を前提とし、入管体制と「白衣の監獄」で二重にしばり働かせることを意図した「人買い政策」そのものといえよう。（詳細は「韓」国からの准看「研修生」導入策動紛争闘争委員会発行のパンフレットを参照）

このような医師会支配体制の下での医療労働者の闘いは、東京の成増病院、大森病院にもみられるようにしばしば敵の病院閉鎖という攻撃に直面する。しかし、この弾圧をのりこえ、闘う医療労働者の連帯をもって医師会解体を追っていくことが、医療労働者の解放にとって重要な課題であるといえよう。

また、民医連・医労協などの日共系医療運動は、日本の医療矛盾を政府の低医療費政策にあると一面化することによって、労使提携して政策の転換を要求する没階級の運動に転落している。彼らはその没階級性ゆえに、平和台のように階級矛盾を突き出した闘いが波及することを恐れ、彼らが牛耳る兵庫県保険医協会の手を借りて、これまで、「病院つぶしが目的の争議」というようなデマ宣伝をはじめさまざまな妨害行為をくわだててきた。問題は単に低医療費政策にあるのではなく、医者、医療労働者という身分に支えられた労使関係を背景としつつ、投資資本の八割が医療器材、製薬資本に再

平和台の闘いがこの現実の壁に体当たりしていったのは、スト突入後八ヶ月もたった七一年三月頃からである。これまで「聖域」とされてきた待合室にマイクとピラを持ち込み、患者を説得し、診察室の阿部に向って抗議行動を展開し、文字通り院内を戦場となしてきたのである。この敵の「聖域」をふみつぶす闘いに恐怖したのは阿部一族だけではない。闘いの波及を恐れた神戸医師会は当初より直接間接に闘いへの介入を行った。阿部一族に対する物質的な援助はもとより、かつて平和台病院に勤務していた看護婦の再就職を妨害する「通達」を出したり、准看学校へのピラ配りに対して、「受け取るな」と生徒に指示するなど、きわめて悪質なものであった。また病院閉鎖以降も阿部一族の逃亡を助け、安住の地を与えているのが慶応大学閥の医者達である。

武見太郎を会長とする日本医師会は、中小病院、開業医の利害を代表し、全国八〇名の医師を組織し、自民党と結びついている特権ギルド集団である。（七一年七月彼らが診療報酬引き上げを要求して、以上も保険医総辞退を強行したことは記憶にあたらしい。）医師会は、看護婦不足対策のため多くの准看学校を作った。しかし、准看教育の実態たるや、学費貸与制度という名の「前借金制度」で身分を拘束し、就学中はもちろん卒業後も徹底した搾取と搾取を前提としており、教育とは名ばかりの使い捨て若年労働力養成に他ならない。また、有資格者が五〇万人いるにもかかわらず、就業者が半数しかないという、奇妙な「看護婦不足」は、低賃金、重労働

吸収されるといふ資本主義的利潤追及の医療構造そのものにあるといえる。

「白衣の労働監獄」は「患者を人質にする」ことによって支えられている。そして、利潤追及を目的とする資本主義的医療体制が「患者を人質」にしているのである。医療の改革は、医療労働者を中核とした新しい医療労働運動によって実現されなければならない。

五、病院再開・職場復帰 をめざして闘おう！！

最近の情勢と課題

このパンフの「共闘委の総括」の部分は、討論の開始から、文章の完成に至るまで、約一年の月日を必要とした。時間を長くかければそれでよいというものではないが、この討議はそれまであまり掘り下げてこなかった問題を浮び上らせるとともに、具体的な日常の闘いへの積極的な結集強化を確認させるものとなった。

そしていま（七五年八月）、闘いの新たな局面をむかえるに当たって、私たち共闘委自身としては、一時期みられた分散化の傾向を徐々に克服しつつあるし、情勢の把握と、闘いをどこに集中すべきかという点について、労組や支援戦線に対しても独自の立場から建設

的な意見を出しつつあるといえるだろう。

① 私たちが一年がかりの討論を続ける一方、東京・清水への追撃の闘いや地労委闘争、裁判闘争などを日常不断に行ってきたことは、すでに報告した。そしてその中で、闘いの情勢はいくつかの大きな変化を示している。

その第一は、なによりも、今年八月十二日、院長阿部煥が、病院敷地内の自宅へ帰ってきたことである。ヨボヨボになった事務長阿部道貫、老いてなお盛んという感じの会計課長阿部繁子とともに院長夫人美子の運転する乗用車で帰り着いた院長は、「毎日でも話をしましょうや。話の進展如何では再開するし、ここに住みつく。」と調子よく語った。

このため翌十三日に、院長の入院先であるはずの、東京は大森、東邦医大病院ベット横で予定していた院長と労組・共闘委代表との会談は、急きょ場所を院長自宅に移して行われた。その後、この原稿を書いている今日まですでに四回の会談を行い、九月三日には地労委での折衝を予定している。

この会談は、もともと次のような経過の中から生れた。

昨年十月、副院長醇が突如として予備折衝を欠席し、「争議の責任は全て兄である院長が負うべきものだ。」と主張したため予備折衝は中断。その後、院長煥とその代理人仁藤弁護士との間で変則的折衝を行ってきたが、今年四月、院長煥が椎間板ヘルニアを理由と

して入院したため、変則的折衝さえも実質上は中断してしまつた。仁藤代理人が一人出席する折衝の中で私たちは代理人の責任を追及するとともに入院中の院長への直接会談(説得)を要求、病院側がシブシブ受け入れてようやく七月二日、院長煥、仁藤代理人と労組共闘委の代表による会談を東邦医大病院で行つたのである。

自宅での会談の冒頭、院長は、①病院としての再開は経営上無理であり、医院として再開なら可能性がある。②労組・共闘委、とくに共闘委の路線は「病院をつぶし、闘争拠点を維持すること」が目的であるかのように思われる。その疑惑を解いてもらいたい。③今回戻ってきたのも地域住民の人が早く戻って来いというからで、今後地域の協力を得る必要がある、と述べ、このような少数人数による話し合いを毎日でも行ない、その中で妥協できる線をさぐり、団体交渉で結論を出していきたいと繰り返した。

これに対し私たちは、①組合員全員の原職復帰による病院業務の再開を、まず公けの席で明らかにせよ。②病院側の疑問に対してはすべて予断と偏見に基くものであることを明らかにする用意があるが、労使間の立場の違いによるものは、単なる私的な話し合いをいくら行ってもラチがあかない、むしろ、今後、団体交渉での労使対等の原則を確立し、どのような労使運営を行うかが問題である。③予備折衝の再開―団体交渉の開催による争議解決を促進すべきである。このため、院長は9月8日の折衝に出席するとともに、副院長が同席する予備折衝を早期に再開せよ、と逆に要求した。

『少数人数による話し合いなら、ジックリ話せて前進できる。』

こう繰り返す院長らに対して、私たちは、それならその成果を明かにすべきだと主張したところ、八月二三日の、自宅での第三回談で、院長は七項目にわたる基本見解を示した。その主な内容は、

① 国家権力や行政権力の前でもともと弱い一人である私が病院経営をしていくという限界を知ってもらいたい。

② いまの医療体制には矛盾があり、その矛盾をできるだけ少なくする必要がある。しかし、矛盾を承知で医療をやらなければならぬ現状を、全面肯定するのではなくとも、あるていどやむをえないものと考えてもらわないと現在の労使間の関係は成立しない。

③ 労使の立場、利害は必ずしも一致しないが、医療効果を上げるという点では共通の目標として連帯しなければならぬ。たとえストライキ中であっても治療効果を阻害するような戦術行動は今後考え直してもらわないと前途に希望をもてない。

④ これまで組合側は「再開・再雇用」を要求し、私は「再開反対」を主張してきた。また私個人としては、社会的に評価される所で研究や診療にたずさわりたいという希望をもっている。しかし、組合側の希望があり、またそれ以上につき合ひの古い患者さんたちが「再開すればどうか」という声を上げているので、再開を検討しつつある。もし再開・再雇用すれば、組合側にはどんなメリット(プラス面)があるのか明らかにされ

たい。

⑤ 病院経営の困難さ。

(イ) ムダをはぶき、ゼイタクを望まなければ私的医療機関でも、ある程度の研究ができると、大学へのレジスタンスを試みたが、若気のいたりだった。

(ロ) 勤務医の方が経済的には、はるかに率がよい。

(ハ) 医療機器・設備は、耐用年数が短かく、新機種の開発も激しく、消耗品に等しい。資産として残るものではない。大規模な投資は、自分の生活も皆なの労働条件も圧迫する。

(ニ) 自分の生活を二四時間拘束され、夜も充分眠れない。

(ホ) 自分が病氣した時、代りの医者確保も、学閥の関係など考えねばならず安心できない。

(ヘ) 学会への出席も充分でない。

(リ) 自分には退職の自由も、退職金もない。

(ル) ミスでない医療事故でも、病院経営者が責任を負わされる。

⑥ 医療従業員の待遇は、他産業に従事する者に比べても、たしかに悪い。あなた方がそのことを承知の上で原職復帰するというのなら、医療職への魅力からそうするのか。もし、闘争

拠点や政治活動の場を目的にそうするのならついていけない。

⑦ 再開したくないが、再開するとすればどうなるか。

(イ) 解雇は撤回する。S三四年規模で、ともかく外来診療を始め、後の業務内容、体制などは組合側と相談する。

(ロ) 再開後の労働条件は、小企業の社会通念上の労働条件でしんぼうしてもらいたい。

(ハ) 診療行為を妨害しないことを、「地域住民の会」に約束してほしい。

(ニ) 平和条項を締結してほしい。

(ホ) 労働組合の人格を認め、これまで行きすぎがあった点は今後改めるが、組合側は経営管理権を認め、事業計画に協力してもらいたい。

というものであった。

この内容は、院長のホンネをほぼ正直に表現したものであり、突然神戸に帰ってきたこととあわせて考えれば、①このまま放っておけば、病院現地での主導権を労組・共闘委側に握られたまま再開に追い込まれかねないと阿部側が判断したこと、②組合側の要求より「住民、元患者」の要請で戻ってきたことを前面に打出し、阿部一族を支持する一部住民を争議解決の場や、再開後の病院運営に有利な圧力として利用しようとしていること、③再開するとしても、外科の外来診療だけを行っていたS三四年規模という枠を前提にし、④しかも医療従事者＝聖職者論を軸に、組合活動の制限、労使協調

も同様、組織的な動きがあることを報じていた。(巻末資料参照)

私たちは、刈田会長が地位保全仮処分で病院側の証人として立った人物であることや、日共系弁護士や民医連、保険医協会系医者などの裏での動きを伝え聞いていたことから、この「会」がその中心メンバーの反労働者的なくろみをはらんでいることを知っていた。しかし、このような一貫した阿部一族支援のグループの他に、(イ)住民エゴとしての「ともかくうっとうしい争議状態を一日も早く終了せたい」という声や、(ロ)ごく少数ではあれ、労組・共闘委の訴えを改めて聞いて、その要求や考え方の正しさを知り、「病院再開・原職復帰」を支持し始めた人々など、住民や元患者の間に、多様な傾向と要求が渦巻いていることを知り、「会」側の申入れによる懇談会を四回にわたって行ってきた。

またこれまでの五年間、住民対策部を中心に行ってきた住民懇談会の開催や、何十万枚にのぼるビラまきなどが、敵の地域からの孤立・分断攻撃に対処するという防衛的なものとどまり、たとえゆるやかでも、共同要求・共同行動を積み上げていくという基本路線が充分確立できていなかった点を反省し、ビラまき、再開要求署名のための戸別訪問などを、再び全面的に強化している。

①の項で明らかのように、院長が現地に戻っている今日、病院側も一部地域ボスらも、「住民」「患者」という看板を、労使関係と使用者側の責任をアイマイにさせるための材料に利用しようとしているようである。私たちは、労働者の権利確立なくして患者にとっ

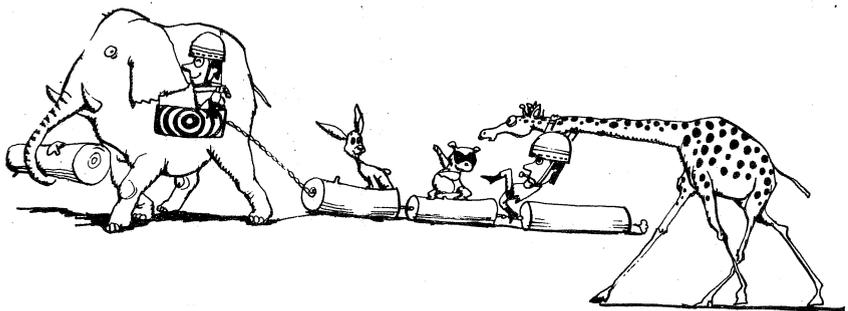
路線をレールに敷いた上での再開を狙っていること、⑤副院長の争議責任や再開についての責任をウヤムヤにしようとしていることが明らかである。

いいかえれば、この「院長の七項目」は、労使間の責任を棚上げにした、医者や病院経営者のあまりにも身勝手な言い分なのだが、私たちは、それへの批判にとどめず、私たちの主導権による「病院再開・職場復帰」を具体的に打ち出していくこと、地域住民の間への必要性をいっそう積極的に訴え、一部地域ボスの反労働者的な策動を浮かせていくとともに、要求での正しい結合を目指すことなどで、「院長の七項目」を実質的に打ち砕き乗り越えていこうとしている。

このように、闘いは再び病院現地の主導権を、再開めざして労使のどちら側が打ち建てるかという局面に入っており、十二月決戦以来、一番大きなヤマ場をむかえている。

② 地域住民は「住民無視の労働争議はまっぴら」と二九日夜「平和台病院争議の早期解決を求める地域住民・旧患者家族の会」(刈田啓会長、約五〇名)を発足させ病院側・組合側両者に話し合い開始を働きかけることを決めた。—— 今年の三月三〇日付毎日新聞朝刊は、「住民が再開働きかけ——閉鎖の続く平和台病院」という見出しでこのように報道した。昨年末(十二月三一日付)の神戸新聞

てよりよい医療は追求できないことを、具体的に打ち出し、それを基盤にした住民・患者の阿部一族に対する要求超越しを促進しようとしている。争議全面解決と命令再交付の一体化という地労委闘争の再強化を含め、「現地をめぐる闘い」への再結集を呼びかける。



IV

健保闘争の成果を

すべての闘う労働者、争議組合のものに

平和台病院労組・共闘委—健保闘争対策部—

阿部一族の「閉鎖・解雇」攻撃の一環として行政権力によって一方的に剝奪された労組員の健康保険資格は、七四年五月地位保全仮処分勝訴にもなつて二年半ぶりに回復が実現した。

我々が、資格喪失の事実を知り、闘いを起こしてから二年間、この間組合員は病に耐えながら、須磨社会保険事務所・県民生部保険課と二六回に及ぶ交渉を中心に、厚生省への要請行動、保険課長宅への抗議行動、街頭署名、神戸地区労傘下労組へのオルグなど多彩な行動を展開して来た。(注1)

我々の闘いの成果が幾分なりとも、多くの闘う労働者・争議組合に役立つことを願ひ、また闘いの不十分な点は、これから同志諸君と共に克服していくことを明らかにし、闘いの概略を報告する。

☆

我々が、健康保険資格の一方的剝奪に気付き、取り組みを開始し

たのは、「閉鎖・解雇」後、半年以上たった七二年六月であった。

阿部一族による「白衣の監獄」の中で強制的労働、そしてスト突入以降の長期の闘いの過程で、殆んど組合員が健康を破壊され、一人は胆石に肝炎を併発し、緊急に手術が必要という事態になった。

所轄の須磨社会保険事務所に問い合わせ、継続適用の申し入れを行なったところ、一旦は、「平和台の争議経過なら継続適用は可能だ」という返答があったが、二度、三度と交渉の回を重ねる毎に言葉が濁し、挙句の果てには、「健保がなくても死んだら死んだ時のことで処置の仕方がある。」(須原前所長)と暴言を吐くに至った。須磨社保と決裂した後、交渉は第五回より、その上級機関である県民生部保険課に引き継がれた。

阿部一族は、「閉鎖・解雇・寮退去通告」の後、神戸市長田保健所・県衛生部医務課に「病院閉鎖届」を提出すると共に、一二月五

日には、「閉鎖」を理由に、しかも組合員には何の通告も行なわず

に、保険証を回収不能と偽って、「資格喪失届」を須磨社保に提出した。当時、「閉鎖」がマスコミ等によって社会問題化し、しかも同じ県の行政機関である地労委が病院側に勧告を行ない、「閉鎖・解雇は不当かつ遺憾」という報告書を公表している段階であったにも拘らず、須磨社保はこの虚偽の届を何の検討も加えずに受理したのである。この誤った措置を保険課当局は、「昭和二十五年社会保険局長通達」(注2)に従った正当な措置であると称して居直り続けて来たが、事実経過からして、平和台争議に対する予断と偏見をもって、経営者の意思をそのまま代行したに過ぎないことは明らかである。

☆

☆

我々は、この闘いを押し進めるにあたって三つの獲得目標を設定した。まず第一に、この健保打ち切りが明らかに「閉鎖・解雇」を根拠とした行政権力による攻撃であることから、この処分を撤回させる闘いを通して、阿部一族と敵連合戦線との間に楔を打ち込み、「閉鎖・解雇」の不当性を明らかにしていくこと。第二に、健保制度の矛盾—偽善性を暴露し、県当局の「資本家あつての労働者」行政を打ち破り、争議中の健保継続適用措置を取らせることによって、争議組合や無権利状態に放置されている中小未組織労働者の合法的権利拡大に役立てていくこと。第三に、この闘いを通じて他の労働者の闘いと支援・共闘を実現し、また、地域の労働組合などに平

和台闘争の意義と支援を訴えていくことである。

☆

☆

☆

これらの獲得目標はどの様に実現されたのか。まず第一点については、保険課当局に阿部の偽りの「資格喪失届」を受理した責任を認めさせ、また、交渉の席で地労委から争議経過を報告させ、更には東京の阿部 に対して直接行政指導を行なわせるなどして、「閉鎖・解雇」の不当性を明らかにしていった。

第二点は、長期にわたる交渉・糾弾の中で、健保制度が労働者を二重に収奪するカラクリの性格を持ち、全く経営者本位に運用されていることを暴露した。

※ 健保制度も資本主義社会にある社会保障制度の一つである限り、本質的には、労働力の「賃労働」としての創出・保全と労働者階級全体の統制・統合を行なう役割を持っている。とりわけ現行の健保制度は、診療報酬点数単価制(出来高払い)を取っており、過剰投薬・検査や差額ベッド等、受益者負担などによって営利医療の中心軸となっている。また、組合健保(大企業)、政府管掌健保(中小企業・日雇)：平和台もこれ)、国民健保(その他、自治体管掌)と三つに分かれ、黒字の組合健保に比べ、後二者が大幅な赤字を出しているように、制度そのものの矛盾を深めている。

我々は、当局が楯にしていた「通達」(昭和二十五年当時レッドパージの最中、その追い打ち策として出され、解雇即健保打ち切り

を指示したもの)の反動性とその改正の必要性を当局自身に認めさせ、争議中の健保取り扱いについては、経営者の屈を一方的に受理することなく、労使を含めた話し合いで解決することを約束させた。しかし、平和台の場合、実質的な継続適用は実現出来ず、資格回復は仮処分決定後になった。

第三点は、まず、平和台と同じ様に不当解雇され、仮処分に勝訴し、健保資格の回復を実現すると共に、前進的な「確認書」を行政当局から克ち取った大阪の谷川運輸倉庫の太田垣さん、山本病院の長谷川・坂本さん、更に、私学共済組合員の資格回復にむけて現在闘争中である大塚・柳田さんと相互に連帯しつつ、また、かつて継続適用を実現したことのある元全金東洋ダイカスト支部長の協力をも得て、交渉と闘いを有利に展開していったことがあげられる。

(注3)

署名活動を中心に駅頭や病院周辺で宣伝活動を行ない、地域の労働組合に対しても支援要請・オルグを行なった。(集った署名は四九団体・労組、二〇二七名―七三年十月現在)更に七三年八月、全国労組活動交流集会での支援特別決議の採択をはじめ、県職内では闘う仲間によって組合大会で支援決議が提起され、いくつかの支部・分会で支援の機関決定がなされたり、当局に対して公開質問状が出されるなど、内部から県当局を告発する闘いが活発に展開された。



下りてないから健保継続は出来ない、これ迄の話は反占にする」「死んだら死んだで処置出来る」と聞き直り、退去命令を出す―交渉決裂。

7月10日 須磨社保に対する抗議の立て看設置、ステ貼り。

7月14日 三ノ宮・須磨社保へのビラ入れ。

8月3日 第5回交渉(保険課)―「資料を見直して検討する」と須磨社保との交渉を引き継ぐ旨を約束。

8月23日 第6回交渉(保険課) 担当者がいなかったらので話進展せず。

9月14日 第7回交渉(保険課) ①地裁、地労委から事情聴取する、②前例を調査する旨を約束。

9月28日 第8回交渉(保険課) ①再度地労委へ行って調査せよ、②東洋ダイカストと比較した措置を取れ、③東洋ダイカストについてキッチリ調査せよ等を申し入れる。

11月20日 県庁前早朝ビラまき

第9回交渉(保険課) 地労委事務局立ち合いの下に交渉。

11月28日 厚生省、社会保険庁前早朝ビラまき。厚生省、社会保険庁への抗議申し入れ。

12月22日 県庁前早朝ビラまき。

第10回交渉(保険課) 一「二六日に地労委に行く」

我々は、この闘いを充分にやり切れたとは決して考えていない。しかし、既存の社共・総評が殆んど放置して来たこの中小未組織労働者の健保問題に正面からぶつかり、一定の成果を生み出した意義は確認出来る。我々は、今後も「確認書」(注4)の一つ一つが具体的に充分生かされているかどうかを厳しく点検し、「資本金本位労働者殺しの健保行政」に打ち込んだ楔をさらに大きく、さらに深くしていかなばならないだろう。

(注1)

健保闘争の経過

一九七二年

6月8日 第1回交渉(須磨社保) 事情を知るために須磨社保

に向く―「平和台病院の争議情況なら健保継続は

可能だと思ふ」と返答。

6月12日 第2回交渉(須磨社保) 一「客観的に経営者が不

当であることが、判断されうる公的文書があれば暫定

的に使用出来る」と返答。

6月20日 第3回交渉(須磨社保) 組合側資料提出―「地労

委へ判断する材料をもとめるものとして話を聞きに行

く」と返答。

7月1日 第4回交渉(須磨社保) 「地労委・裁判所の決定が

旨約束。

12月26日 第11回交渉(保険課) 地労委含めての交渉。

一九七三年

1月23日 地労委に対し「報告書の経過と主旨を保険課に明ら

かにして欲しい」旨要請。

3月中旬 健保闘争対策部設置。

3月20日 県庁前早朝ビラまき

第12回交渉(保険課) 地労委西沢会長より実情報告。

4月10日 地区労に「健保継続適用」の闘いへの支援要請。

4月16日 県庁前早朝ビラまき。

第13回交渉(保険課) 一「命令や判決が出て争

議全面解決まで資格回復はしない」と石田係長の暴言

撤回、謝罪させる。

5月22日 県庁前早朝ビラまき

第14回交渉(保険課) 須磨社保所長同席。「健保の

一方的打ち切りに対する抗議ならびに撤回申入れ書」

提出。確認書交わす

県職本部に「健保継続適用」の闘いへの支援要請

6月9日 健保継続適用を克ち取るための署名活動(板宿駅)

6月13日 健保署名活動(新長田駅)

6月15日 県庁前早朝ビラまき

第15回交渉(保険課) 須磨社保所長同席。一「5

月22日付申し入れ書」に対し、「労働委員会、または裁判所が解雇無効の判定をなし、かつその効力が発生するまで暫定的に健保被保険者証を使用することは出来ないし、また被保険者資格喪失取り消しの処理をすることは出来ない」と返答。

6月23日 健保署名活動(明舞センター)

6月30日 健保署名活動(板宿駅)

7月10日 県庁前早朝ピラマキ、署名活動。

第16回交渉(保険課) 須磨社保所長同席。一「健康保険法では業務に使用されなくなったとき、被保険者の資格を喪失する。平和台病院の場合は、事業の閉鎖が行なわれたものであり、当然事実上の使用関係がなくなったものと判断した云々」と阿部一族の「偽装閉鎖」を追認。

8月9日 地域労組へ健保署名の要請を行なう。

8月10日 県庁前早朝ピラマキ

第17回交渉(保険課) 須磨社保所長は欠席し保険課は前回と同じ回答書を置いて逃亡。

8月26日 神吉課長補佐自宅抗議行動

8月31日 神吉課長補佐自宅抗議行動。(パトカー一台、白バイ二台)

9月11日 県庁前早朝ピラマキ

第18回交渉(保険課) 須磨社保所長同席、一課長の出席を確認、確認書交わす。

10月9日 県庁前早朝ピラマキ

第19回交渉(保険課) 須磨社保所長同席。清水課長の欠席を追及、一確認書交わす

10月19日 県庁前早朝ピラマキ

10月31日 保険課への抗議行動。署名提出(四九団体、二〇二七名) 一初めて出席した清水課長は「次回までに経営者に資格回復出来る様行政指導を行なう」旨約束。

11月27日 県庁前早朝ピラマキ

第21回交渉(保険課) 11月20日、神吉課長補佐が東京に出張し、阿部煥と面会した結果を報告。しかし、前回の約束であった行政指導を何ら行なっていないため、その責任を追及。清水課長、謝罪し、交渉のやり直しを約束。

12月21日 清水課長自宅抗議行動(制・私服車にて見まわり)

12月24日 県庁前早朝ピラマキ

一九七四年

1月16日 清水課長自宅抗議行動

1月28日 県庁前早朝ピラマキ。

第22回交渉(保険課) 須磨社保所長同席 一①東洋ダイカストの例を調べて平和台の問題を検討する②継

続適用を行なう姿勢としては、被保険者の自主的な保障を考えるという立場をとる(どういう形態が考えられるのか)を約束

2月22日 保険課との話し合い(労働会館二〇一号)約束反古にし「平和台の場合、事業所が存在しないから継続適用出来ない」と返答。

2月25日 県庁前早朝ピラマキ。

第23回交渉(保険課) 須磨社保所長同席 一四項目確認(注4参照)

4月22日 地位保全仮処分組合側勝訴「閉鎖に伴なう解雇無効」
第24回交渉(保険課) 一①これ迄の責任を踏まえ仮処分決定に基づき阿部一族に資格回復手続を早急に行なわせる②今後、確認書の四項目をふまえ、二度と平和台の様なことを繰り返さない旨確認。

5月17日 第25回交渉(保険課) 須磨社保所長同席。最終的確認書を交わす。(注4参照) これ迄ひきのばして来た責任を追及、一健保資格回復かちとる。

一交渉の打ち切り 一

(注2) 昭和二十五年

社会保険局長通達(抜粋)

解雇の効力について係争中の被保険者の取扱いについて

一、解雇行為が労働法規又は労働協約に違反することが明かな場合を除いて、事業主より健康保険法施行規則第十条第二項の規定による被保険者資格喪失届の提出があったときは、当該事件につき労働委員会に対して、不当労働行為に関する申立(労働組合法第二十七条)、斡旋(労働関係調整法第十条乃至第十六条)、調停(労働関係調整法第十七条乃至第二十八条)、若しくは仲裁(労働関係調整法第二十九条乃至第三十五条)の手続きがなされ、又は裁判所に対する訴の提起若しくは仮処分の申請中であっても、一応資格を喪失したものであるとしてこれを受理し、被保険者証の回収(回収不能の場合は被保険者証無効の公示をなすこと。)等所定の手続きをなすこと。

右労働法規又は協約違反の有無について、各保険者が一方的にこれを認定することは困難且つ不適當であるから、当該保険者においては、労働関係主管当局の意見を聞く等により、事件結着の見透しを慎重検討の上処理すること。

なお、本年七月十八日付マッカーサー書簡の趣旨に基づき、新聞等報道関係において行なわれた解雇は、労働法規又は協約に違反しないものとしてこれを取り扱うこと。

なお、解雇された被保険者で、被保険者証を事業主に返還しないものに対しては、不当使用の際には詐欺罪として処罰

される旨の警告をなさしめること。

二、右の場合において労働委員会又は裁判所が解雇無効の判定をなし、且つ、その効力が発生したときは、当該判定に従い遡及して資格喪失の処理を取り消し、被保険者証を事業主に返付すること。

三、右の場合において解雇無効の効力が発生するまでの間、資格喪失の取扱のため自費で診療を受けていた者に対しては、療養の給付をなすことが困難であったものとして、その診療に要した療養費として支給し、その他現金給付についても遡って支給すると共に保険料もこれを徴収すること。

四、第一項の申立又は仮処分申請に対する暫定的決定が本裁判において無効となり、解雇が遡って成立した場合には、すでになされた保険給付は被保険者から返還されることとし、又徴収済保険料は事業主からの還付請求に基いて還付手続をなすこと。

五、厚生年金保険における取扱についても、右に準じて適切な措置を取ること。(昭和二十五年一〇月九日保発第六八号)

(注3) 谷川運輸倉庫、

山本病院での闘いの成果

谷川運輸倉庫に働く太田垣さんは、七一年秋の沖繩闘争で不

後、一旦共済組合は、「資格回復を認める」確認書を交わしたが、すぐそれを放棄し、全く正当な根拠もないままに居直り続けている。一方、大阪府私学課は、「学園当局に指導しているが従わない」「強制力がない」と責任逃れをしている。現在も大塚・柳田さんは、平和台など闘いの成果を武器にしながら、この両当局に対する粘り強い闘いを続けている。

(注4) 保険課との確認書

その1 (七四年二月二五日付)

確認書

平和台病院労働組合(以下労組という)ならびに平和台病院共同闘争委員会(以下共闘委という)と兵庫県民生部保険課(以下保険課という)ならびに須磨社会保険事務所(以下須磨社保という)は、過去二十三回に及ぶ交渉を踏まえて次のとおり確認する。

一、平和台病院々長阿部煥による平和台病院労働者の健康保険被保険者資格喪失届を須磨社保が受理し、資格喪失の手続を完了したことは、主に次の三点において、不十分であった。すなわち(イ)当時、平和台病院争議が社会問題化していたにも拘らず、労働者側から何ら事情聴取を行なわなかった点、(ロ)その結果、病院経営者が被保険者証添付不能調書において、

当にも逮捕され、そのことによって解雇、同盟労組からの除名処分を受けた。七三年四月地位保全仮処分に勝訴し、健保資格回復を会社側に要求したが、会社側は手続を拒否した。太田垣さんらは、早速、福島社会保険事務所、大阪府民生部保険課、大貨健保組合などを相手に交渉・追及を行ない、同年六月、府・健保組合それぞれから、資格回復にむけた指導と手続を行なう旨の確認書を克ち取った。

山本病院の長谷川・坂本さんは、七一年秋の沖繩闘争に際して職場でピラマキをしたというだけの理由で、同盟労組の除名処分を受け、ユニオン・ショップ協定を利用した会社側によって即解雇された。七三年三月の仮処分に勝訴して以来、東大阪社会保険事務所との交渉で、同年五月に資格回復を実現する旨の確認書を取り交わした。太田垣さん、長谷川・坂本さんらは、仮処分勝訴後ということもあって比較的短期間に資格回復を実現したのであるが、当局の責任を明記した確認書は、平和台の対保険課闘争の中でも有利な武器として活用された。

清陵学園の大塚・柳田さんは、専門学校を「高校に昇格させる」ことをキャッチフレーズにして生徒を集めておきながら、昇格した高校に一部しか編入させなかった学校当局に対して抗議し闘ったために、六九年五月、不当に解雇された。七二年三月、仮処分勝訴後、私学共済組合に対して資格回復を要求したが、学園当局が届出をしないことを理由に拒否をされた。その

虚偽の申告をなすことを許した点、(イ)更には、兵庫県地方労働委員会が、当時「三委員報告書」として公表していた「平和台病院閉鎖が不可解かつ遺憾極まりない」との見解を生かされなかった点である。

二、保険課ならびに須磨社保は、上記の点を踏まえて病院経営者・阿部一族による資格喪失届の撤回を含む資格回復のための行政措置を今後も可能な限り追求する。

具体的には、院長・阿部煥に対する説得を行ない、労組・共闘委と保険課・須磨社保との交渉への院長・阿部煥の出席を促すことである。

三、その間の最低保障として、全国金属労働組合東洋ダイカスト支部組合員への適用事例(恵見工作所)を含む継続措置を取る。

四、保険課ならびに須磨社保は、今後、他の解雇事件についても係争中である場合、労使双方の事情聴取を充分に行なった上で処理すると共に、昭和二十五年厚生省通達に基づく健保取扱には被保険者に不利な内容が多いことを認め、その基本的な改善を上級官庁に働きかける。

一九七四年二月二十五日

平和台病院労働組合

印

平和台病院共同闘争委員会

委員長

広 春夫 印

共闘委書記長 宮地洋二 ㊦
 兵庫県民生部
 保険課長 清水 暎 ㊦
 課長補佐 神吉比呂美 ㊦
 監理係長 石田修造 ㊦
 須磨社会保険事務所
 所長 福永英市 ㊦

(注4) 保険課との確認書

その2 (七四年二月二五日付)

確認書

- 一、平和台病院労働組合員の不当解雇事件については、事業主の一方的な届出を受理したことにより交渉が過去一年十ヶ月間にわたり長期化し、組合員が不利益をこうむったことについては、謝罪すると共に今後はかかる事件については労使双方の意見を十分聴取して処置する。
- 二、不当解雇事件にかかる事例については、現在届出を一方的に処理することなく話し合い解決のうえ処理することとし、すでに各社会保険事務所において実施している。
- 三、昭和二十五年厚生省通達については、労働者に不利益な要素があるので、その改善を上級庁に要求することを今後も機会あるごとに要求する。

会あるごとに要求する。

四、今回の資格喪失取消における取消期間中の治療費につきましては、療養費請求書の提出により支払します。

一九七四年五月十七日

平和台病院労働組合 ㊦
 平和台病院共同闘争委員会
 委員長 広 春夫 ㊦
 共闘委書記長 宮地洋二 ㊦
 兵庫県民生部保険課
 課長補佐 神吉比呂美 ㊦
 監理係長 石田修造 ㊦
 須磨社会保険事務所
 所長 福永英市 ㊦



V 東京から阿部一族をたたき出せ!

東京現闘を設置して

阿部一族が、偽装閉鎖・不当解雇を行ない、以降全国を逃げ回り、現在、院長・煥は東京関川病院に、副院長・醇は清水市立総合病院に逃亡している。

私達は、労組・共闘委は、最初、72年6月愛媛県立新居浜病院に院長が隠れ住んでいるのを発見したが、再度の逃亡を許してしまった。そして、73年8月、再び院長を発見し、それ以来、1ヶ月に1回という形で追撃戦部隊を組織して阿部一族を追及してきた。しかしながら、阿部一族に対して、我々が来た時だけがまんすれば、我々からの追及がなれるという気持ちを与えてしまった。以上のような反省点を踏まえて、阿部一族に絶対に逃亡を許さず神戸につれ戻す日常的な闘いを展開するために、74年5月より東京現闘を設置した。現段階では、労組・共闘委総体の中間総括にはならないので、ここでは、現闘任務を担ったメンバーそれぞれの意見を述べていきたい。

★東京現闘員／高木哲之助（七四年五月～八月）

七四年五月より、労組―共闘委が阿部一族への追及を更に日常的に強化する意味から東京現闘体制を設置し、現在は組合員ひとりしか派遣できていないけれども、僕は、現闘設置以降の約3ヶ月間をその任務に着いて活動してきた者として、考えた事や思った事を述べてみたいと思います。

まず、僕は共闘委の代表メンバーとして最初に現闘任務につくのであるから、みんなの期待に応えて精一杯頑張らなければならぬという気持ちと、一方では、この大きな任務が果せるのだからかといふ大きな不安が入まじっていました。正直言って、後者の気持ちが大きかったことは事実です。特にそれまでの僕は同じ商大のメンバーの後からついて行くといった消極性を前面に出しており、何事も自信を持って自分の思っている事を訴える事ができなかったからです。

さて、現闘任務につくと、とにかくわからなくても動かなければならぬし、自信がないと言ってさぼる事もできない。そして、あちらこちらの闘争に顔を出して、平和台病院闘争の経過報告と現在、東京現闘を設置している事を訴えて、支援と連帯を求めると言った活動でした。しかし、気があせるばかりで作業は仲々進まず、それと、僕自身共闘委の代表という事が頭にあつて、肩を張ったような

活動にしか成り得なかつたような気がします。

僕は、当初現闘体制の基盤を作り上げるといふ事を目標に置いていました。そして、阿部一族への日常的な追及と東京争議団との交流の芽を作るといふ事は、微力ではあつたけれども、一定成しえたように思う。しかし、平和台病院闘争へのガルクナイザーとしては、前に述べたような僕の主体性の問題として大へん不十分であつた事は明らかだと思ひます。

最後に、僕は組合の現闘メンバーに引つ張られながら活動してきた訳だけれども、日常の生活の態度、作風などについて、大変、組合員に教えられました。

★東京現闘員／宗和末子（七四年五月～七五年六月）

昨年五月、東京に現闘を設定してから、私は十ヶ月余にわたって現闘メンバーとして日々の活動を担って来ました。

五月五日の「医療を告発するすべての人々の集い」に参加後、そのまま東京に残り、現闘生活に入りました。正直言って「やっていけるやるか、いや頑張らにやあ」と毎日自分に言い聞かせて来ました。現闘を運営していくためのアパート探しから、争議団、闘う仲間との支援、連帯を深めていくための具体的行動への参加、交流、そして「神戸の地にひきずり戻して争議責任を取らせるぞ」の闘いへの意欲をみなぎらせての駅頭ピラマキ、関川病院当局、院長・阿部

煥への直接追及抗議行動、家族（事務長・道貫、会計課長・繁子）

が隠れ住む松島ビル三〇三号室への抗議行動、地域周辺戸別ピラ入れとそれぞれの闘いを展開して来ました。それこそ、朝早くから夜遅くまで、抗議行動、会議、集会においまくられる毎日でした。しかし、阿部一族への直接追及が、抗議のピラマキが、一つには、充分な体制をもって思う様に抗議行動を展開出来ない中ではアセリが先立つばかりでした。でも「一人でも頑張る」という自分への闘いと「私一人がしんどいのではない、神戸でもみんなが頑張っている」という仲間とのつながり、そして東京の闘う仲間との連帯を何よりも支えとして、行き詰りながらもやって来たと思ひます。

これまで、神戸に於ける闘いの中では、共闘委を軸とした支援体制が保障され、或いは又、ピラ一つ書くにしても周りに必らず誰かがいてくれました。そうです、「自分がやらなくても誰かがやってくれる」「誰かに頼れる」という甘えた考え方でいた私だったので、よく組合討議の中で「一人になつてもやり抜くんだ」という決意はあるか」と問われて来ました。その時は「やる」気になつていても、結局は、誰かにのつかった上でのものではしかなかったことが一人東京に来て見て、痛い程思い知らされました。私は思い、考えました。毎日動き回るしんどさの中で、阿部への抗議が目に見えた成果として表われてこないアセリの中で「しんどくても自分が今やっていることは何なのか」「何故やっているのか」を、自分への闘いと同時にその目的にむかつて私なりに今日まで一つ一つの活動を担

って来たと思ひます。ただ、東京に於ける支援体制の確立が今だ不十分であることを認識する時「自分がどれだけの仲間を結集しえたのか」が問われてくると思ひます。78年に平和台病院闘争支援連絡会議（準）が結成され、追撃戦の主要な部隊としてその力を発揮していました。現闘設置以降、組織強化、拡大が出来ていません。実質、「開店休業」の状態に至っています。現闘の任務の一つとして支援連絡会議の再編、強化が問われており、遅ればせながらも今それにむけての準備を開始しています。「組織化」することの困難さ、そして重要さを肌身をもって知らされた私は、自らせずともやってくるという受け身の立場でいた自分を振り返り、「何をどう、どんな仲間とやっていくのか」が必然的に問われ、ようやく第一歩をふみ出せて来たと思ひます。

十ヶ月間の現闘任務が、反省せねばならぬ点ばかりを残して、交代する事になりましたが、この事は、神戸での闘いの中で克服していかなければと思ひます。そして、藤賀さんに、私自身の問題点を共有して、今後の東京に於ける闘いを担い抜いて欲しいと思ひます。

★東京現闘員／藤賀千代子（七五年六月～現在）

東京現闘を担って三ヶ月がすぎました。昨年の五月以降、高木く

んと宗和さんが築いてきた現闘での闘いを継承しながらの闘いは、しんどいながらもやりがいのあるものだと考えています。

昨年、九し十月の現闘を担った時は、不安で不安で地に足がつかねている中で、がまんしてがまんして二ヶ月間の任務を果たしたこともありま。けどそれ以降、自分の生き方を考える中で、「自分がなぜ闘っているのか」「闘わねばならないのか」が、徐々にではあれ、わかってきました。中卒で働いてきた自分はずかしく思い親の事も切り捨ててきたことが闘いの中でどれだけの影響が（マイナスの方向で）あったのかがはっきりしてきました。それは、部落解放闘争をはじめ、あらゆる差別の闘いが自分の中でとらえられるようになったからだと思います。そして、その中で私自身、平和台病院闘争を闘っていることがどういふことなのか、真に自分の闘いとして自信をもって闘う中で一つ一つ踏みしめていこうと思います。今、現闘を一人で担う中で、仲間を作る組織ということがどれだけ必要であるかを感じます。東京での平和台闘争の支援体制再編強化に向けて追及しています。これまで、組合員のだれかに

たより、共闘委メンバーにたよってしか闘ってこなかったことを痛苦に反省し、今、自分が、自信をもって闘う仲間をオルグし、結集をかちとっていかねければならないところにきています。

一方、阿部一族は、院長・阿部煥が「腰推間板ヘルニア」で東邦大附属大森病院に入院中で、何回かお見舞い(?)にも行きました。しかしながら、関川病院から最低の保障(月二〇万円)があり、職員なみの入院費で入院しているのです。私たちは、あくまで神戸ー東京を結んだ闘いを「病院再開、職場復帰」を獲ち取るとともに、自らの闘いの強化と、東京での平和台病院闘争の発展を獲ち取らなければならぬと思います。

現闘体制を担う者として、まだいろんな問題点はあるにしろ、「一人でも闘う」ことを踏まえ、阿部一族を今だかくまっている関川病院に対して、徹底して「逃げ場のないこと」を思い知らせる闘いを東京で闘う多くの仲間とともに闘い抜きます。最後にこれまでの現闘体制を更に強化せんことを決意します。

〔VI〕支援戦線からのメッセージ

平和台の炎は全国へ

★兵庫スモンの会

国家権力、医師集団、製薬資本が、いかに医療幻想をばらまこうとも、資本主義医療は今や完全にその反人民性を露呈し、荒廃の極限を迎えつつある。今こそ医療労働者と医療・薬害被害者は連帯しよう。医療の名による人民収奪と人体破壊を許さず。資本主義医療ー官利主義医療解体ノ医療変革から社会の変革へノ共に闘おうノ

★全港湾建設支部十三病院分会

団結を堅持し、闘争を堅持して六周年を迎える労組・共闘委に敬意を表します。敵連合戦線を更に追いつめ、解雇撤回完全勝利をノ昨年、私達は平和台の闘いの赤い糸に結ばれ、「労働者の為の病院」の名の下の労働者支配打破に決起した。医療、末組織労働者の決起の為、共に闘い抜こう。

★総評全国一般全統一労組成増病院分会

この五年間の阿部一族追及を働く者の団結をもって闘い抜かれて

きたことに敬意を表します。中小病院の劣悪な労働条件に苦しむ労働者全体にとって、平和台病院そして成増病院闘争の勝利の意義は大きい。私たちも七し八月が大きな山場です。労働者弾圧と患者無視の悪徳病院経営者を許さず病院再開まで共に闘わんノ

★陽和病院労働組合

一二年間にわたる前近代的支配に楔を打ち込み、陽和労組が結成されて一年になります。現在、まったくふざけた解雇攻撃に対して闘っていますが、金もうけのみに血道をあげる経営者どもに対し、精神病院という現場から医療労働者の新生を賭け、平和台労組の切り開いた道をめざして闘い抜いていきたいと思ひます。

★元総評全国一般大森病院分会

平和台病院労組ならびに共闘委の仲間達の闘いに、東京で共に闘いをおし進めている者として敬意を表します。

閉鎖・解雇攻撃に抗し三年半闘い抜いてきた「事実」は、全国の仲間に限らない共感と励ましを与え続けておりあります。

第二・第三の平和台を、闘いがあって矛盾は明らかになる。

★南埼玉病院労組

私達、南埼玉病院労組は、我々プロレタリアートの奪権、「障害者」解放の闘いのために、既に実態化されている刑法改「正」一保安処分体制の粉碎へと、団結をさらに強固なものとし、共に闘い抜く決意です。

追伸、闘争中の絶大なる支援に対し、この書面に深く御礼申し上げます。

★成増病院闘争被告団／千葉・岡本・三好

平和台病院労組、共闘委が五年もの長期闘争を地道に、そして確実に資本を追いつめてきていることは成増病院闘争に多くの教訓を与え、そしてどれほどのはげましを与えてきたことか。

成増闘争は資本を団交にひきだすまで追いつめたが互いに全面勝利するまで闘い抜こう。

★「成増病院闘争を支援する会」事務局

完全勝利へ向け5年に及ぶ不屈の闘いを堅持しておられる貴労組、共闘委に心からの敬意を表します。成増病院の闘いも病院の売却という困難な状況下2年になりました。しかし経営者に争議責任を取らせるまで闘い抜く決意です。私達の支援闘争も「共闘委」に学び共

闘争としてさらに発展させていきたいと思えます。

★京都府医大新聞会

この間の労組・共闘委の東京現闘体制による追撃一波及戦とあらゆる領域での闘いは、阿部をドタンバへと追いやっていく。そして、同時に一切の差別と侵略を闘う労働者階級の任務をわがものにせんとする労組を中心とした闘いが、より根底的に資本家どもを追いつめていくことを、私達は自らのものとしていかなばならない。そのことを通して、労組・共闘委との真の団結と内実ある結合をもちつついきたいと思います。

★全日本医学生連合・中央書記局

七〇年代の医療労働運動における新たな地平、中小市中病院資本に対する戦闘的労働運動の展開を切り拓いた平和台の闘いは、現在首都圏における労組結成の闘い等へ波及及びびいる。医学生・青年医師の大病院における闘いの構築の立ち遅れを克服し、広汎な分野・領域に拡大した医師の闘いへの参加を更に組織してゆきたい。

★労災・職業病と闘う神鋼労働者

十数年間にわたって、ただの一度もストライキを経験したことがない鉄鋼現場がある。それが僕達の職場だ。板宿の空の下、五年間にわたって、いわば「無期限ストライキ」を闘い抜いている職

場がある。その平和台病院労組の闘いにつながる道を、しかし、いま歩み始めようとしている。共に頑張るってゆきましょう。

★光文社三労組

ねばり強い闘いを持続している平和台病院労組・共闘委の労働者諸君に熱い連帯のことばを送ります。我々も、4月21日、執行部解雇無効の全面勝利判決を勝ちとり、現在、全員の就労を求めて、親会社講談社に対して団交要求行動を行っています。労働者弾圧を許さず、解雇撤回まで共に闘おう！

★中央公論社労組有志

長期にわたる困難な闘いにもめげず、阿部一族を追って原則的な実力闘争を継続している平和台病院労組の皆さんに敬意を表します。私たちが有志一同も、皆さんの果敢な闘志に学び解雇撤回・組合再建を勝ちとる日まで闘いぬきます。どんな小さな闘いも、すべての労働者の抵抗の血となり肉となることを信ずる以外ありません。

★全東映労連東映東京制作所労働組合

「白衣」といえば純白と救済、「監獄」といえば暗黒と抑圧を思ふ。だが今「白衣の監獄を解放する」。そこには避けがたい闘争が生まれる。その渦潮へともかくズーム・イン。純白が血に染まり、暗黒に光明が射す。そこに解放が生まれる。

東映東制労働者12名の契約工の解雇撤回、映画契約臨工差別制度解体ノ、万難を排して共に頑張らん！

★全通東京／池田実

平和台病院労組・共闘委の5年間にわたる熾烈な闘いは、「労使正常化」路線にのめり込み職場末端での闘いを抑え、ますます体制内化していくわが全通の悲しむべき現状の中で、どもすればくじけそうになる私たちに闘う勇氣と根性を与えてくれます。官公労働療産別、東京・神戸と産別もちがいが距離も離れていますが、闘う心は、いつも真赤な糸で結ばれています。共に勝利の日まで！

★清水地区／労働者有志グループ

偽装閉鎖・不当解雇と闘い続ける平和台病院労組・共闘委のみならず、阿部醇をかまくまい続ける清水市立病院を抱える清水地区の労働者である我々は、自らの闘いが同じ闘う労働者として必ずや、あなた達の闘いと結合するだろうことを確信し、併せて更なる健闘を祈ります。ともに闘わん！

★北海道「白鳥の宿」／能登裕

春宣言。そちらでは毎日毎日暑い日が続いているようですが、負けず頑張っていきましょうか。こちらでは、アヤマが一面に咲き一番いい季節です。白鳥の宿の方は自宅柄を完成し、今、

宿舍の建設に励んでいます。君達の長い長い闘争の事を考えると、のんきにやっている僕など本当に恥しい気持ちです。まだ建設中だというのに、うわさを聞いた旅人がここを時々訪れてくれます。六月から開放したのに、六月末までに延べ十六人、二日に一人の割合で利用してくれまます。中には、完成まで手伝ってくれる人もいます。若い人は、本当にいいです。お互に自分の道を精一ばい進もう。

★狭山―総計闘争勝利学生解放研連絡会

われわれは、部落解放調査員活動という日常的な部落差別をなくす闘いの中からつくり出され、現在、地域―学園で部落大衆との共同闘争の堅持発展をめざし闘っています。平和台病院労組が五年間の闘いの中で、差別との闘い抜きに闘いの前進はないと確認してきたことに学び、今後連帯を強め、共に闘っていきたいと思います。

★大盛堂書店全労組・大盛堂書店臨労組

社前坐り込み闘争の現場から熱い連帯の意を送ります。私達は20ヶ月ぶりに社長出席の社内団交を奪還しました。更に争議責任・不当配転を追求し勝利まで闘い決意しています。激力ですが、長期に亘り平和台病院闘争を闘い抜いている仲間と支援・連帯していきたいと考えています。闘争6年目突入決起集会・デモの成功を。

★全関東単一労組コムラールレンズ分会

★婦人民主クラブ神戸支部

看護婦に対して、白衣の天使のベールのもと、労基法さえ無視した労働を強制し、一方患者を人質にして腹を肥らせている現在の医療体制を告発した平和台闘争の闘いの炎は、大量逮捕、デッチ上げ起訴などの権力の弾圧に屈せず力強く燃え続けています。五年間の闘いをバネに解雇撤回、病院再開を目ざし更なる反撃を！

★神戸市民救済連絡会議

永い闘いの中で青年になった平和台労組のみなさんを見てみると、毛沢東の言った「青年よ未来は君たちのものだ」という言葉を思い出さずにはいられない。この青年たちには、次代を担う二世も誕生しつつあります。燎原を焼きつくす一点の火花であり続けることを期待します。

★柳田悦子

清陵学園の健保闘争に対する長期の力強い支援ありがとうございました。一口に五年と言っても、それがいかに長く重い闘いの日々であったかを、同じ被解雇者として痛感すると同時に、それであるだけに団結を堅持し、果敢に闘ってこられた皆さんに心からの敬意を表します。今後とも「病院再開・職場復帰」の闘いに、労働者の立場に立つ医療体制の確立という課題を掲げて挑まれる皆さんに対し

「全ての労働者の力で全面的勝利へ」
まず、六年目に及ぶ不屈な闘いを展開しておられる平和台病院労組・共闘委の皆さんに対し、心から連帯の意を表します。
この五年間の闘いの教訓を私達も自らの体の内にタタキ込み、微力ながらも共に、全ての労働者の団結と力を総結集して、全面的な勝利へ向けて歩んでいく決意です。

★西宮社研・平和台病院闘争支援西宮連絡会

労働運動に赤い炎を燃し続けよう！

二・二一の大弾圧により、私達の仲間三名を含め大量逮捕された時のいきどおりは忘れることができません。しかも、それを口実とした職場からのバジジ……。私達は、この資本・権力に対する憎悪と、バジジと共にハネ返した自信をもって、平和台病院の仲間が病院再開―職場復帰を待ちとるまで、精一杯支援していきたい。

★県職員平和台病院闘争を支える会

「平和台の炎」を勝利へむけ燃やしつくそう！
私たち支える会は、「労働者魂」を一かけらも売りわたさない平和台病院闘争から多くのことを学んできました。

今後も、闘いの初心を忘れず、「あたりまえの労働組合」を追求する中で、目ざめた仲間を多くつくりだし、戦列の一翼を担っていきたいと思っています。闘争勝利へともに闘っていきよう！

闘う仲間たちの索引車としての期待で一杯です。

★全臨時労働者組合

「白衣の監獄」を解放し、労働者、人民の為の医療を掲げ、偽装閉鎖・不当解雇撤回の実力闘争を闘い抜き、六年目に突入した今日の地平を、更に勝利に向けて力強く前進している平和台病院労組・共闘委の皆さんに、全臨労からの連帯のアピールを送ります。

現在、全臨労がかかえる六争議は、いずれもがしんどい闘いと困難な局面を持たざるを得ませんが、その中でも、輸送闘争が、八月一日に三年三ヶ月に及ぶ争議の全面勝利を獲得し、組合全体に活気を与えるに至りました。臨時労働者の繰り返しの決起が、資本の鉄鎖の前に、団結の基盤すら削り落されんとしていますが、闘いの中で、敵よりも一日でも長く頑強に闘い抜き労働者階級の核心が据えられれば、決して資本の隷属支配に置かれる事はないと考えます。貴労組の勝利を確信し、共に闘わん！

★明和労組／浅尾宏

平和台病院の闘いを知って五年の歳月、「白衣の監獄」の解放へと闘い抜いている労組・共闘委の皆さんへ、まさにその闘いで学んだ根性は、東京の地において今現在、合理化の嵐の吹き荒れる朝日新聞の下請会社である明和の闘いとして資本に対決しています。東京―神戸を貫く連帯で、平和台病院闘争勝利へ共に闘わん！

★阪神労働運動活動者会議

阿部一族の逃亡が続く限り、抑圧者としての生命が続く限り平和病院闘争に終りは無い！
支配者階級の差別・分断支配と闘い、右翼的労働運動に抗し、闘う労働者と連帯した戦闘的・大衆的実力闘争を背景に、解雇撤回・病院再開の勝利を目指し不屈に闘い続ける平和台病院労組に固い連帯の意を表します。
更なる闘いの前進と階級的、戦闘的労働運動の飛躍を目指し共に闘い抜こう。

闘争五周年集会の激電の中から

★全国金属本山製作所支部

闘う労働者の団結で警察権力の弾圧を克服し、闘争突入五周年を契機に一節の教訓と蓄積されたエネルギーで勝利に一歩前進しよう。最後まで共に闘おう。

★全関東単一労働組合

五年の闘いを更に強化拡大し、病院再開・職場奪還・労働者解放に向け共に歩まん。

★山谷自立合同労組

不倒・不屈の五年間の闘いにて心より敬意を表し、更に団結を打ちかためて、断固かちとろう。病院再開職場復帰！
山谷も共に闘おうぞ！頑張れ！

★日本脳性麻痺者協会関西青い芝の会
連合会兵庫青い芝の会★グループゴリラ

闘争五周年前集会の成功を祈る。白衣の監獄解放！みずみずしい人間の未来をかちとろう！

★自治労小金井市職警備品分会／堀内三平

現在、「暴力事件」をデッチ上げられ、市当局、日共、組合執行部などからの弾圧、切りくずしが行なわれていますが、連日、坐り込みを強化し、又支援共闘関係を強化し闘っています。
平和台の闘いに学び、闘い抜こうと思っっています。

正職化闘争勝利！ 反合、反差別！ 共に勝利を闘いとるまでがんばりましょう。

★中谷病院労組を支援する会

五周年を迎えたねばり強い闘いに学びつつ、私たちも頑張っています。更に強い団結で闘いぬこう。

Ⅶ 弁護士からのアツピール

弁護士／浦 功

平和台病院闘争は、それに関わる弁護士にとって、一定の緊張関係を強いる数少ない闘争の一つである。平和台病院闘争は、常に「弁護士とは何か」という根源的な問題を、それに関わる弁護士に投げかける。私たちが、平和台病院闘争に弁護士として関わる様になったのは、一九七一年四月の第一次逮捕の時期である。この時期は、私たちが弁護士という職業についた時期にあたる。以来私たちは、相次ぐ執拗な不当刑事弾圧、組合活動に対する妨害排除や偽装閉鎖を理由とする解雇撤回の仮処分事件に闘って来た。これは、労働事件の法的側面に於ける全分野をおおう問題であり、問題意識こそあれ、労働事件は全く未知といっても良い私たちは、常に不安につき

分 浦 銅
古屋 野
海 堂
麻 田
一 泰
功臣 也
光 夫 広

まとはれつつ闘って来たと言っ良い。私たちは、弁護士として五年目を迎えた、そして現在私たちは、ある程度の方法的問題について、語りうるのも、平和台病院闘争から得たものであることは疑いない。私たちは、弁護士として「技術的」に平和台病院闘争の深化と共に、そのエキスを吸収して成長して来たのだ。しかし、私たちは、平和台病院闘争が私たちに投げかける「弁護士とは何か」という根源的問題について、今何を語りうるであろうか。
平和台病院闘争は、今後もなお一層深化され、それだけ根源的な問題にぶつかり、それを私たちに投げ返すことであろう。その時に私たちが問いに答え得なければならぬ。それが平和台病院闘争に関った私たちの責務ではなからうか。

(1) ①平和台病院闘争は、争議突入後既に五年を経過しようとしている。そして、昭和四六年四月一日日広・宗和・椿原の三君が逮捕され、接見のイロハも本当には知らないまま大きな顔をして接見に走り回ったのは弁護士稼業二日目のことであつた。

その後も私にとって平和台病院の闘争は数々のことを教えてくれたと言える。現在の私の弁護士活動の基盤には、平和台教対の諸君とともに、パンをかじりつつ、或る時は夜の三時迄接見に走り、平和台病院の寮で準備書面を書くのが遅くなり皆で雑魚寝をしながら討論したり論議をしていた当時の活動があると言える。平和台病院の闘争から多くのものをまなんであり、平和台病院の闘争なくして今日の私はなかつたであろうとさえ考えている。

だわら私は、平和台病院の闘争というものにめぐり会えたこと自体極めてめぐまれたことであつたと思つてゐる。

②何日の我々同期の弁護士の集まりである二期反法連の合宿であつたか忘れたが、次の如きことがあつたのを私はよく記憶している。二期反法連とは、修習生時代は、「修習生へ平連」と名のり青法協に対抗する組織として小西事件のシンポジウムを開いたり、任官差別反対闘争を闘い、坂口徳男が罷免された終了式当日も、中庭にマイクを持ち込み、終了式ボイコットのマジ演説をくり返したりしていた連中が、弁護士になつてから二期反法連と名称をかえ

である。即ち、私にも法律事務所開設の準備と事務所経営の問題が目前にせまってくることも金銭面を無視しえなくなり、「事件」を「金」に評価する傾向が強まってきたのである。

更には、未組織労働者や小組合の活動家のみならず、大単組の執行委員等にも接する機会も増加することによって、私自身の中に労働組合に対する見方に変動が生じ、前述の金ずると見る傾向を合理化する側面がでてきたことを否定しえない。

しかしこの様な、「労働事件」を金ずるとして私が見ようとするとき、何時も、平和台病院の労働者とともに五〇円づつカンバしあつて食べたカレーライスの味を思い浮かべ、原点に戻らなければという気がするのである。この様な意味で、私が今でも労働事件に対する多少でも誠実さが残っているとすれば、それは全く平和台病院の労働者によるところが大きいと言えるであろう。

そして、将来とも平和台病院の労働事件にたずさわつたことが私の弁護士としての最低限の良心の支えになるであろうことに私は確信をもっている。

③本件平和台病院の労働事件は、担当弁護士たる私に対し多大の影響を与えたのみならず、未組織労働者の闘いの方向性や方法を具体的方法を示したものと、又、医療労働者の深奥からの告発としても、荒廃しきつた医療体制にくさびを打ち込んだものとしても重要な闘いであつたと私は高く評価しうるものと考えている。

そこで、彼等が闘いの中で、民事・刑事の両裁判をどの様に位置

ていたものであつた。そして彼らは弁護士になつてからも、夫々が分担し、或る者は三里塚の闘争を、或る者は小西裁判を、また或る者は四・二八破防法裁判をと忙しく走りまわつて来た。

彼等はその裁判を進めていく中で、運動体の者達から何故にこの闘争に関わるのか、その主体的立場を明確にすることを鋭く追求されつつ、誠実にそれらの課題に不十分ながら答えようと弁護士活動を展開していた。

その様な彼等であるから、修習生時代から労働運動に於ける弁護士の役割についても、闘争現場である生産点において労働者とともにピラを配り、スクラムを組む弁護活動を主張していた。

ところが、数年後の合宿で出てくる労働運動との関わりというのは、大衆運動では大衆とともに歩いているとみえる弁護士が、法的側面のみに限定されて話をしていった。

この様な状態を苦々しく思い組合活動との関わりについて質問する私に対して「分銅は恵まれてゐる。平和台病院闘争をはじめとし、労働運動の質的な部分とのみ関わっているから従来と変らないのであつて、我々の如く、東京を中心とし、大組合とのつきあいが多ければ、運動との関わりよりも、法的側面に於ける関わり及び金銭面に力点が移らざるを得ない。」ということを言われたことがある。

私は、そんなものかなという程度で彼等のいうことが十分理解出来なかつたのであるが、弁護士稼業も五年になり、腹が少し出てくる様になると彼等のいうことが少し理解できるようになってきた様

づけ、又、我々弁護団がどの様にかかわつてきたかを以下のべてみたい。

(二) 刑事弾圧に対する取り組み

本件平和台病院の闘争は、その出発点としては、「白衣の監獄」を解放する」というスローガンにも見られる様に極めて改良主義的な要求をかかげて争議に突入したのであるが、病院側の階級的な非和解的態度によって、医療体制そのものの矛盾に対する闘いとして発展し、それが故、兵庫県警及び長田署の刑事弾圧はシ烈を極めてた。平和台病院に警察官が導入されたことは、二〇〇回を優に越えているし、閉鎖前は、常時、長田署の警察官が病院の周囲を徘徊しているのをよく見かけたものである。又、平和台病院争議に於ける警察の介入の仕方には他の労働争議に比しても露骨であつた。即ち、他の争議では、使用者と警察が一体となつて、組合つぶしを計るのが常であるが、本件争議の場合には、院長阿部煥が医師であるという立場を最大限に利用し、患者や地域住民の弱い立場につけ込み、これらの人々をも巻き込んでいたため、労組員を過激派と規定することにより、露骨な介入が可能となつていたのである。

警察や院長阿部煥らは、患者地域住民を先頭にたてんと、何度か地域住民に対する説明会を開き、衝突を行わせる様指導し、衝突を契機として刑事事件をデッチあげ、組合員や共同闘争委員会のメンバーを逮捕・拘留・起訴してきた。

この様な刑事弾圧の結果、平和台病院争議に関する逮捕者は四〇

名を越え、起訴も、組合員は逮捕時未成年者であった藤賀さんを除き全員が起訴され被告人席につくことを余儀なくされている。

更に、共同闘争委員会の書記長宮地氏をはじめ多名賀・椿原・竹村の中心的メンバーが起訴されており、運動体の構成員と逮捕者・起訴者の数の比は、従来の労働運動には到底見られない高さを示すであろう。しかし、この様な激しい弾圧にも拘らず、平和台病院の争議が庄殺されなかったのは、運動主体の質の問題が大きく取り上げられなければならない。しかし、今では逮捕されても外部からの指示なく完黙を貫徹し、独自の判断で闘える組合員も、争議当初は、組合活動のイロハも知らない看護婦であったり検査員であった。

然って、当初は早急に身柄の釈放が必要であったし、接見による外部からの指示、警察署周辺に於ける支援のシュプレヒコールが必要であった。この意味で昭和四十六年四月一日三名の逮捕以後の長谷川さん、牧野君らを中心とした平和台救済の献身的活動を忘れることは出来ないであろう。関西救済センター神戸市民救済会議等とは異なった個別救済として、逮捕者の差入れは勿論、身柄引受書、居住証明書、戸籍謄本住民票等の勾留請求却下の意見書や勾留取消請求書の添付書類の取寄、接見に関する弁護士との対応、逮捕者家族の対策等のきめ細かい救済活動を行ない逮捕者の身柄釈放のために大きく貢献してきた。彼らの活動なくして、四〇数名も逮捕され八名の起訴者を出しながら保釈保証金を一銭も出さず早期釈放を獲ち取ることができなかったであろう。

争議全体に於ける位置づけが本件争議においては正当に位置付けられていたとすることができるでしょう。

私達が受任している他の労働事件に於いては、多くの場合裁判中心の闘争が生まれ、当初は使用者との直接交渉なり直接の抗議行動が行なわれていた場合でも、何時の間にか、訴訟が提起されることになって裁判所に於けるやりとりが中心となってしまう傾向が見られる。しかし、これでは労働関係法規そのものがまだまだ労働者の権利擁護のためには不充分である現時点に於いては、使用者の思惑どおりの解決にならざるを得ないことになる。

又、この様に裁判に傾斜していく理由としては、現在の労働運動自体が、年三回春闘・年末一時金・夏期一時金の際にのみ盛り上がり、賃上げさえ確保しうれば、使用者側の日常的な合理化等の労働組合の弱体化策に対抗しうる有効な闘争を組み得ず、次第に弱体化してしまっており、裁判闘争をすることによって、労働組合らしさの免罪符としている弱さがあげられるのではないかと思われる。

この様な既成の労働組合におけるアリバイづくりのための闘争と異なり、本件平和台病院闘争に於ける裁判闘争は、現地に於ける闘争の一環として現地の闘争と有機的関連をもつて闘われたと評価しうるであろう。即ち、院長阿部煥が、病院を閉鎖し何処へともなく姿をくらましてしまった時、地位保全仮処分事件への公判廷への阿部煥の出席が直接的抗議の場として展開されたし、同時に阿部煥の地労委の不当労働行為の救済申立の審問廷への証人として出廷も亦

我々、平和台病院の争議に関係した弁護士も彼等の献身的な救援活動に触発され、夜の二時三時迄分散留置された逮捕者の接見にバシをかじりながら走り回られたのであったし、明け方近く迄、勾留却下の意見書、準抗告申立書、勾留取消請求書を書くことが出来たのであって、彼等救済の活動は地味ながらも、平和台病院闘争を側面から支えて来たものとして、如何に高く評価しようとしてもしすぎることはない。

今日の社会状況は、労働争議は勿論、その他の公害、薬害等の市民運動や解放同盟等の大衆運動に対しても苛酷な刑事弾圧が加えられることが十分予想しうる。この様な刑事弾圧に耐えうるためにも、組合や大衆組織にも優秀な個別救済組織が必要となってくるであろう。平和台病院労働組の救済は、個別救済組織の経験者として、今後これら救済組織を持たない組合や大衆組織の良きアドバイザー乃至は協力者となって欲しいと考えるものである。

(三) 民事裁判に於ける闘争

平和台病院の労働争議に於いては、労組側、病院側双方で非常に多数の民事裁判が提訴されるに至っている。

即ち、組合活動妨害禁止の仮処分申請をはじめとし、その後、使用者側から診療妨害禁止の仮処分申請及びこれに対する異議申請事件、閉鎖に伴う地位保全仮処分申請・寮使用妨害禁止仮処分申請事件、家屋明渡請求事件、地労委命令取消請求事件等である。

これら多数の民事事件が応酬されたが、私は、これら民事事件の

同時に直接的抗議行動の場として利用されていた。

これら法廷や審問に於ける審理が継続する限り、阿部煥が如何に病院現地から逃亡を企てようと、逃げ切れるものでないことを思ひ知らしめさせたり、又、これら法廷、審問廷への出席を契機として彼等の逃亡先も判明して来たのである。

更に、一回一回の公判に於いては、その都度の争議の段階を考慮した上で進行せしめられていたし、勝訴判決を得て、その勝訴判決後直ちに、院長・副院長の下へ直接抗議行動を組み、院長に対し最大限のパンチを加えた。

この様な裁判に頼ることなく、しかし、ブルジョア体制内で有効に利用しうる裁判制度を、刑事事件の如く被告人席に立たされたながらも、言語のみの主体的取り組みではなく、真から自らの闘争の一翼として自らのものにして来たと言の意味で、運動の中に於ける裁判闘争の在り方を示すものとして今後ともに大いに参考となるであろう。

最後、平和台労組諸君及び共同闘争の諸君の一層の闘いの発展を祈るとともに、我々弁護士も、彼等の闘いに学びつつ今後とも全力を尽くしていきたい。

VII 資料

— 労組・共闘委・病院側・関係機関発行文書 —

① 地労委への申入書

一九七四年五月四日

平和台病院労働組合

平和台病院共同闘争委員会

委員長

広 春夫

共闘委書記長

宮地 洋二

兵庫県地方労働委員会

会長 西沢 修 殿

四月二三日付覚書の具体化についての緊急申入書

当労組・共闘委は、四月二三日、貴委員会公益委員会との間で、三月二三日付決定の「平和台病院閉鎖・解雇不当労働行為申立事件命令」ならびに三月三十一日付「確認書」について交渉を行ない、三項目にわたる「覚書」を交わしたところである。翌二四日付神戸新聞夕刊にも報道されたように、当日の口頭での確認ならびに「覚書」によれば、本日、再度貴委員会との間で交渉をもち、貴委員会より具体的回答がなされることになっている。

ところが、貴委員会は、直前になって人員ならびに時間の制限を一方的に通告して来た。更に、労組・共闘委が人手した多方面からの情報によれば、貴委員会は本日の交渉において、「覚書」を含むこれすでの確約を反古にし、同時に、意図的に「混乱」を創り出す中で官憲の導入を図り、もって、従来の交渉経過の一切を強権的に

清算すると共に、今後の話し合いの道を自ら断ち切ろうと予定していることが懸念される。

もし、このような情報が真実であり、そのような策動が行なわれているとするならば、それはあまりにも貴委員会の手前勝手であり、自ら犯した誤りを他人に転嫁する誤った態度といわざるを得ない。

もともと、本交渉は、貴委員会の事実認定をゆがめた誤った命令交付故に、当労組・共闘委としてもやむなく行なわざるを得ないのであり、四月二三日交渉で、三月三十一日付「確認書」を一項目ずつ再確認したところ、貴委員会の誰一人として反論できなかった事実がそのことをはっきり物語っている。

また、交渉の制限条項である時間の問題一つと見て、その理不尽さは明らかである。四月二三日の交渉が延々十時間に及んだのは事実であるが、その約半分、五時間近くを合議、休憩、食事のためについやしたのは誰だったのか。冒頭、交渉場所をめぐって一時間半近くの時を無駄に過ごさざるを得なかったのは、貴委員会の一方的且つ突如の変更によるものでなかったか。

更に、人数制限についても、貴委員会は四月九日、二三日の両日の交渉に当っては、二〇名にしばって欲しいとの要請を出し、実際には、二三日の交渉では、四十数名の参加を黙認した上で交渉が行なわれたのである。それを何故、今に至って一方的に一〇名という制限を行なおうとするのか。上記情報がうなずかれるところである。このように、自らの責任を覆い隠すために官憲の力を借りるとい

う方向を万一、貴委員会がとるならば、私たちの答はずでに明らかである。

阿部一族―長田警察署を中心とする敵連合戦線の不当な強権的弾圧が、かえって私たちの団結を強化し、闘いの発展を逆に促したことは、貴委員会も充分承知のことと思われる。

もし、かかる背信行為が行なわれるならば、当労組・共闘委は、あらゆる困難を克服し、全生活を賭して、貴委員会が確約を実行するまで闘い抜く決意であることを改めて明らかにすると共に、貴委員会が本日の交渉において、誠意をもって「覚書」ならびに「確認書」の具体化を行なうよう申し入れる。 以上

② 地労委との確認書

確認書

平和台病院労働組合（以下労組という）ならびに平和台病院共同闘争委員会（以下共闘委という）と兵庫県地方労働委員会公益委員会（以下地労委という）は、次のような交渉を経て、下記5項目についての合意に達したので、本確認書を作成し双方手交する。

1 地労委は、本年3月12日、昭和47年(不)第14号平和台病院閉鎖解雇不当労働行為申立事件に関する命令を決定し、同25日労組に対

して交付した。

ロ 労組ならびに共闘委は、右記命令には種々の事実誤認ならびに法文適用の上で誤りがあり、とりわけ(1)昭和47年9月22日の件(11)副院長阿部醇退職に関する件(12)阿部繁子の被申立人適格の件について重大な誤りがあると主張し、同3月30日、地労委西沢会長との交渉を申し入れ、双方の間で同日から翌31日にかけて確認交渉を行なった。その結果、双方の間で26項目にわたる「確認書」を取り交わした。

ハ 地労委は、同4月2日付で労組ならびに共闘委宛に「通知書」を交付し、右記「確認書」が無効である旨主張した。

ニ 労組ならびに共闘委が同4月8日、同4月6日の両日申し入れのため地労委事務局を訪れたところ、生田署警備課員が介入する事態が起った。

ホ 労組ならびに共闘委の申し入れに基づき、同4月9日地労委側より奥野会長代理ならびに赤木公益委員出席の下、事情聴取が行なわれた。席上、労組ならびに共闘委は、「通知書」の撤回と右記「確認書」の早期具体化および右記警備課員介入の件について釈明を要求した。

ヘ 同4月28日、公益委員全員出席の下、双方交渉を行ない3項目にわたる「覚書」を取り交わした。この「覚書」において地労委は右記「確認書」の具体化を検討する旨約束した。

ト 双方は、同5月4日右記「覚書」に明記された地労委による検

討作業の中間結果を明らかにするための交渉を行なったが、席上西沢会長が持っていた「会長発言要領」「警備配置文書」などが明らかになった。この点に関し労組ならびに共闘委は背信行為である旨抗議し、地労委は陳謝すると共に双方の間で4項目の「覚書」を取り交わした。

チ 同5月20日、双方は交渉は行なったが、地労委内部の意見調整が終っておらず、このため結論を見るに至らなかった。

リ 地労委は大久保公益委員を平和台病院現地に派遣し、双方の意見調整を行なった上で、同6月7日交渉を行ない、席上地労委側から6項目にわたる「確認書(案)」が提起された。しかしながら一部分の字句表現をめぐり合意に達せず交渉は決裂した。

ヌ 労組ならびに共闘委は、同10月22日神戸地裁における行政訴訟の進展にともなう交渉再開を文書で申し入れた。

ル 同11月7日右記申し入れに基づき双方交渉を行ない、地労委は6月段階の確認内容をベースに再度検討し、同12月16日、双方の最終確認が成立するよう努力する旨約束した。

ヲ 同12月16日、双方交渉を行ない、左記のとおり確認した。

記

1 4月28日の覚書に基づく3月31日付確認書の内容検討が種々の事情で延引し、労組・共闘委との交渉が長引いたことについて、地労委は遺憾の意を表明する。

2 しかしながら3月31日付確認書の各項目を検討してみても制度

上命令の再交付、訂正等は出来ないもので労組側の行政訴訟の提起を望んだものであり、公益委員もその結論が早期に出ることを期待している。

3 行政訴訟は従来交渉の精神及び内容を引き続き発展させる場であるから、訴訟係属中も必要があれば誠意をもって交渉に応じることとする。

4 訴訟によって命令の取消判決が出たならば速やかに審査を再開し、3月31日付確認書の内容を充分に活かすよう最善をつくす。

5 この確認書は公益委員の辞任・交替があったとしても引き続きその効力を有するものである。

昭和49年12月16日

平和台病院労働組合

委員長 広 春夫

平和台病院共同闘争委員会

書記長 宮 地 洋 二

兵庫県地方労働委員会

会長 西 沢 修

3

「神撫山麓に野秋続きて」(抜粋)

平和台病院 阿部 煥

炎天下の昨年七月三十日、何の予告も又要求項目もないまま無期限ストに突入した組合員達は今尚性格不詳なる共同闘争委員会を組織して過激な争議行為を続けております。この為、患者各位、近隣各位、尚一般従業員に大変な迷惑をかけ、病院としても誠に申し訳なく思っております。

昨年八月八日、第一回の団体交渉をもち、以来約五十五回に亘って団体交渉をやってまいりましたが、そのあらましについては又別の項に述べる事にします。

一 この争議の特質について

組合側が出した山下五郎論文の七頁には「七十年七月三十日、神戸、平和台の一角から、炎天の日に発せられた、スト決行組合結成の宣言は、六十年から始る病院ストの魂を再現した。確かに組合員も少ない。強烈な戦術もない。しかし、その質は、病院闘争史上、最大のものといっている。要求なしの闘いから要求を作った。

」とあるように、少なくとも表面的にはストライキそのものが目的であるかのような様相で突発しています。しかし組合側のピラによれば、すでにその前年の九月に学習会が発促しており、すでにその時から「共闘委も自身の性格のあいまいさの故に一貫した戦術をもつて指導を行ないえず、組合左派的レベルにとどまっている。ここから医療労働者の状態を奇形において条件づけている看護婦養成制度の階級的性格の暴露に場をおいた戦術の設定、云々」とあり、又白衣の監獄を告発する第一巻の三十八頁には「昭和四十四年四月す

でレッドパーシを受け日共からも除名されたT氏を中心に数名でグループを作っていたので、悩みを話したり、アドバイスを受けながら、云々」又、「一九七〇年六月二十三日、七十年安保が自動延長された。私は学習会をもって仲間と二人で三の宮の市役所前に行った。もう薄暗くなりかけている中でヘルメット部隊がすでに集会をはじめていた。その中に分け入り、安保紛争、医療体制紛争とみだしを入れたピラを約三百枚程まいた。羽田の実力闘争以来練り上げてきた七十年安保闘争の一定の決着点でもあった。この日の集会に参加して私はじめて官地氏を知った。私達の闘争には共同闘争委員会の書記長として又は地労委審問の代理人として参加してもらっている。この日のデモに私達は金属グループとして加わり学生の体列の後についた。県庁近くで私達は機動隊から集中攻撃を並び、体列がバラバラにつぶされた。機動隊とぶつかるといことは敵権力の壁を感じた。平和台病院闘争にもいつらが介入しているのだ、絶対許すことの出来ない存在である」とあるように、すでに前々から反権力闘争を基盤とするきわめて政治的な闘争計画が萌芽していたものと考えざるを得ないのです。地方労働委員会は四十五年八月十二日付をもって争議行為予告違反被疑事件として組合の調査を行ないましたが、恐らくこのような実情はわからなかったものと思います。再び山下五郎論文に戻りましょう。その七頁に「平和台病院闘争の階級的意義はどこにあるのであろうか。第一に、労組・共闘委一体の、反戦、叛軍闘争の新しい潮流の産み出した

イデオロギー的、物質化を体現している。同論文の第一頁「平和台病院闘争は、六十六年から始まった病院闘争の中で最も階級的立場を維持して来ている。或はその八頁に「平和台病院闘争は、不断に、地底からの叫びをもって、革命党派の成長、革命党派への現実性をよびまわす」。「平和台労組・共闘委は、真剣に、他病院の組織者へと新たな質を転換しなければならぬし、そのことは、より一層の政治を獲得した労働者として、飛躍を要求されている。そのことにより、綱領、政治、組織、軍事、イデオロギーを体系的に体現せんとする、党派の志向を要求されてくる」又その九頁には「平和台病院闘争は、全国の今までの病院闘争の最先端を担う質を内包しているし、労働運動の一つの典型を七十年代に示していると思う。革命的敗北でなく、勝利こそ平和台病院闘争にかかげるべきである」又戦士六号（昭和四十六年九月一日発行）巻首頁を見ても、

「この一年を越える平和台病院闘争の中で、我が神戸地区反戦は、『全人民的政治闘争と階級的労働運動』の担い手として、共闘委の一翼に組織的に結集してきた」その基調は、第一に六九年一月の『敗北』により階級闘争の尖端が「蜂起」の領域に踏みこんでおり、大衆戦線の任務は、党一軍の独自の建設と結合しつつ、萌芽的武装闘争を実現した全共闘運動の質を体現し、全社会、全戦線に波及、浸透させていく事である」又、戦士第六号四頁には「この『全人民的政治闘争と階級的労働運動』を労働戦線における基本任

務として、提起している我が神戸地区反戦がどのように平和台病院闘争に参加し、労組の権力に対する燃えたる様な階級的憎しみに学びつつ、闘いぬいて来たかの総括であり、今後の展望である。第五頁には「階級的労働運動と平和台病院闘争」という主題のもとに五つの論文が寄せられておりますが、その中で、また六頁には「強固な帝国主義の治安体制のXで白旗XXXXXことなく、XXその体制に抗し、その打倒を準備する闘いとなることは明らかXあXXところで注意しておかなければならないのは、われわれが労働戦線で闘いをひろげていXXき、既存の労働運動の常識、左翼組合主義におち入りやすいということだ。尚、火砲四号一九七〇年九月三日付には「平和台病院闘争の真価をからとり、医療の帝国主義的再編を粉碎せよ。又、火砲一九七一年七月二十四日第十四号「階級的労働運動の全面的開花をめざし、スト突入一年突破、七・三一総決起集会の圧倒的成功を」とかあります。

再び「白衣の監獄を告発する」第一巻を開いてみましょう。その第六頁に「現代の歪められた医療制度を根底的に改革する闘いの拠点、資本主義体制の矛盾と闘う根拠地として、炎は強く大きく燃え上りつつある。私たちは、十九項目の要求を「白衣の監獄」を解放し、現行の医療体制を根底から改革するために」というスローガンに集約し、自ら「氷山の一角」として位置け、闘い抜いて来たのである。又その七頁には「この闘いは自ずと、全医療体制に突きささり、階級支配に対する非妥協的な闘いとして深化させざるを得な

いのであり、また、地労委の労働者側委員（総評選出）との対決や地区労幹部の敵前逃亡を綴ることになったのである。」その八頁には「共闘委を契機であるとし、その解体を要求する地区共闘幹部に対しては、まず、この闘いを勝利させることによって応えねばならない。また、変則的であるという指適を私達は否定しようとは思わない。私達の闘いは、未開拓地における手本なき闘いであり、真に階級的な闘いは、常に新しい地平を切り拓くという決意と行動抜きにしては実現しえないものである」又同じ八頁には「私達の闘いは、象にかみつくアリの闘いである。言葉で文字で語れば、整然とした体系的な闘いとして表現されてしまいが、多くの弱さと、曲折を綴っている。私達は、決してそれを切り捨てようとは思わない。それをほつきりさせることをさけて通れば、これまでの支配秩序とそれの上につくられた常識を、具体的に、根底からひっくり返すことではない。」「今日の医療制度を具体的に支える身分差別制度、階級支配関係を打ち砕く闘いを、私たち自身の多くの弱さを克服しつつ勝ち抜かねばならない。」「平和台の炎は、さらに大きく深く燃え広がり、果しなき闘いとして持続するであろう。その五十四頁には「鋭い階級対立の接点にあればあるほど、その闘いの在り方は、企業主義とは全く逆に、真に階級的な闘いをもつて闘われなければならない」その五十五頁には「病院側は「医療体制を云々し」というようなことを言い、あたかもわれわれが、この病院での解決を目ざしてはいないかのごとく主張しているのであるが、こ

のことは半分は正しい指適なのだ。というのは現にわれわれは『医療体制』を云々しているし、その変革をめざしており、その『解決』は決して、その医療体制と切り離された『平和病院での』解決ではないというものは明らかである。その上に立って、われわれは当然、労働組合の十九項目要求の解決を追求しているのである。『地区共闘の幹部の一人が、明確に次のように述べたことによっても明らかである。』この争議には偏向が見られる。第一に、医療体制変革などという問題と切り離す必要がある。第二に、労働組合と共闘委の関係が問題である。共闘委などというものは、現在までの争議に存在したことはない。あり続けるとすれば明確に『支援団体』自ら規定すべきだ。』とあります。この共闘委という問題に関してには後に私見を述べるつもりで次に急ぎます。同五十六頁に「平和病院労組が相手としているのは、単に阿部病院だけでなくその背後にある医師会、大学病院公立病院の力なのである、そして現在の医療体制の腐敗しつくした急激的現実との闘いであるのだ。』又、五十七頁には「病院労組の加盟組織であり、交渉参加団体でもあるところの地区労は一貫して『この争議は変則的、第一に医療体制変革などは切りはなすべきだ。第二に共闘委が存在する限り解決出来ぬのでは。』という発言を蔭に陽に行なってきた。』その五十八頁には「われわれ反戦が正面から労働運動にかかわる場合、社民や民同の戦闘的常識を一定ふまえ、手を結ぶことはテクニク上あり必要としても本質的にはありえぬ、』」根本的に反党派が正面からとりく

にハッキリしたいことは、わたしたちは決して『患者のために』でも『被抑圧民族のために』でも闘うのでは決してなく、何よりも、資本、体制の側の基本的な後退と、わたしたちの前進、そして自らの階級の解放にむけて闘うことを通じて、最も深みからの連帯を通じて、階級的団結をかちとるのだと言っています。』そして、この平和病院闘争を、その困難な道程の門出として、勝利へのあらゆる可能性の追求と力を傾けるであろうことを明らかにしておきたいと思えます。二十八頁には「家族との問題や、自分自身の日常生活の作風、人生観までを含めた思想闘争を行いつつ、今日の階級支配の中に平和闘争を位置付け直すことぬきに、闘いの深化も、前進も、持続もありえない。』又、「先駆」昭和四十五年九月二八日付第二一五号には「地域の日共―民主商工会は、公然と労働組合の闘いを圧殺している。日共、地労委の労働者側委員の弾圧、反労働者的言動を許さず、徹底的に暴露、糾弾を展開している。資本―権力―日共の闘争圧殺を断呼としてはねかえす。』とあります。又、「火砲」第八号昭和四十六年一月二十四日発行によれば、貸与金制度に関し「病院当局がそれは医療体制にふれるから認められない。』としてきたことの中にこそ、この争議の本質がある。』とありますが、実は病院当局はそのような発言をしたことはなく、単に「他の病院でもやっているからやって来た」と述べただけであるし、又すでに貸借関係については何らかの妥協案を組合側が出せばそれを解決案とすると述べ、以後貸与金制度を廃止する旨を明らかにしたのでありま

み闘い抜く課題においては程度の差はあれ、彼ら民同と（サヨナラ）する時がくるのである。』又、五十九頁には「地区反戦は帝国主義の毒芽が、全ゆる既成の労働者階級の闘争機関を促している中で、唯一、労働者階級の革命的独自性を代表し、労働者階級の闘いを、職業的枠組の狭さから解放して闘っている。』

「白衣の監獄を解放するぞ!」第二巻を開いてみます。その三頁には「十ヶ月間のストライキを継続する中で、平和台の土俵にあらゆる敵が姿を表わし、全ての問題が浮び上がった。』それは帝国主義体制下の今日、氷山の一角』としての、いかに小さい闘いであって、自ら行動で甘い幻想を打ち破り、階級原則をより明確にして、死にも狂いの闘いを持続するならば、当然表面化してくる敵であるともいえる。』その七頁には「団交に参加していた地区共闘はその企業（内）主義的体質の為、何ら対決しえず、逆に『組合は共闘委と手を切れ』等、言い出しついに敵前逃亡してしまつた。』共闘委こそは、単なる外からの支援やカンパにとどまらず『己れの闘いとして共に闘う』という階級の連帯の所産である。』「現体制そのものとラディカルに対決するという労働者魂に支えられて初めて『共同闘争』が成り立つのである。』「問題を医療一般に解消する事は許されぬ。この矛盾にみちた医療（体制）を支える体制・支配秩序を解体しうるような、新たな階級の団結（力）を作り出す闘いとして、又そうでない限り、一歩も前進しえないような地点にまで我々の闘いは、たどりついたのである。』その十九頁には「わたしたちが最後

す。又四十五年八月十二日には、神戸西部青年反戦委員会事務局は「チェ・ゲバラのキューバゲリラのやったように、毛沢東の人民解放軍のやったように、僕達もやるんだということ、実際信頼は言葉を通じてでなく、行動をもって云々」とすでに述べています。

以上述べて来ましたが、後に述べる十九項目の要求はともかくとしても、それはあくまでも前景であって、主たる目的が極めて階級的・政治的な闘争であり、又反権力主義であり、反組合主義であることが充分にうかがえると思えます。そしてこのことを裏付けるように、病院内に貼りめぐらされたピラの中にも階級闘争、医療体制紛争、三里塚闘争、入管阻止闘争、反権力闘争と一連の政治的な文書あるいは発言が事業所内で行なわれているのであります。元来、労働組合が政治運動をやること自体異議をはさむものではありませんが、これを企業内に持ち込むことについては私達は正常な労働運動とは理解しておりませんし、又、この争議自体正常な争議であるか、極めて疑問に思っているのであります。

六月四日はぎ取ったピラの中にも次のようにあります。「私達の闘いは、持続する中で、今日の階級情勢の中で考えられるありとあらゆる敵の登場をもたらし、これらの敵を打ち破り砕く闘いの一環として、平和台の闘いを位置付け、それに打ち勝つ目的意識的な、計画的な攻撃を持続させない限り、いかなる意味での勝利もありえないのである。闘いが深化し、弾圧が激しくなる中で、組合員のみならず共闘委のメンバーも含めて、家族の問題、結婚など人生観、日

常生活の作風まで問われだした。階級闘争がまさに、敵を知り己れを知る、ことから始まるという意味で、それは当然すぎる程当然の原則なのだ。が現実には、門前集会で歌う歌詞の内容を選択することさえ、七ヶ月間の闘いを闘いぬき、またそれに勝利しようとするならば、私達は、自らにまつわる全ての常識を根底からくつがえさなければならぬ。敵との関係の中で私達の姿を明らかにし、全体闘争の中に個別闘争を開花させ、闘いを持続させ、結合させるために骨肉にまでしみこんだ思想を獲得しなければならぬ。地区共闘幹部や共産党、地労委など労働戦線内部や中間的ペールを装った者達も、私達の闘いの中で、はつきり敵として浮上した。このことは自らの内部に果敢と資本主義的常識という敵も含めて、私達があらゆる敵を打ち砕かない限り、真の意味での「白衣の監獄」の解放はありえないという事実を指し示してくれた。この間の平和台闘争が、このように階級支配を打ち砕く闘いとして長い道程の中の一つの決戦であることを、私達は知っている。あらゆる階級の敵を打ち砕く闘いを、私達が全力をあげて闘いぬかない限り、当面の目標としての、19項目要求の実現や自主的な組合活動を認めさせ、私達の主導権のもとに結着をつけるという部分的勝利ですらありえないという現実を目をそらすことは許されぬ。

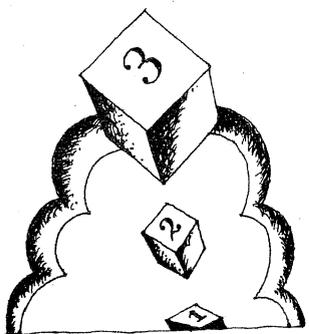
二 共同闘争委員会の性格について

平和台病院労働組合規約第三十一条、第三十二条により組合員、医療労働者、患者、地区住民並びに総会で認められたもので構成す

りますが、共同闘争委員会側のピラから争議頭初の様子をうかがいますと、神戸西部反戦青年委員会が主導権を持ち、そして神戸地区反戦に対して批判的な意見を持っていたようです。例えば、そのある文面では「具体的、特殊の個別闘争としての、平和台病院闘争などのような形の勝利へと導くのか。確かに医療制度について全的に批判し、告発し、麻痺させ抜本的改革を国民全体の利益の方向でなさねばならない。しかし、ただ今のきわめて無展望な局面を勝利へと数歩以上前進させ打壊するのは、局面の前進的打壊と一心の勝利への展望を確保することこそ、それを基礎とした次の要求と闘いを準備するのであって、医療制度そのものを今すぐ平和台病院において粉碎する為の永続的な闘いなるものは、無展望のままに現状を固定化し、学習と原動力にすえ、その間に経営者側の全面攻撃を展開させる右翼日和見主義に他ならぬ」

この頭初における神戸地区反戦と神戸西部反戦青年委員会の闘争方針の相違は、おそらくはこの争議が終わるまで争われる議論だと考えます。一方は医療制度を粉碎するまで闘いを続け、一方は医療制度粉碎を目的とし、反復闘いをいどむということであると解釈されます。

共同闘争委員会なるものを自称しております。これはその構成内容から見てわかるように、労組法第二条にいう労働組合とは違ふと思ひます。そしてこの共同闘争委員会なるものの委員長は当組合の委員長である広春夫となっており、この共同闘争委員会の中に全組合員が包含され、その他不特定多数の人達からなる集団であります。これらの人々は必ずしも単一のセクトではないようであり、また、ブンド系が主流をなしているように思われます。そして、私どもがわかる範囲としては神戸地区反戦、兵庫県職員反戦、長田地域グループ、金属反戦グループ、神戸西部反戦等の組織が伺えるのであります。これを支援する団体としては、神戸大学医学部、兵庫県職員組合、全金トランスミッション支部、全金山和鉄工所、全農林、西部反戦、果立子ども病院、関西労働者学園、京大病院労研、県職のじぎく園分会、神戸地区反戦、神戸西部反戦、大阪社会福祉評議会、親和女子大新聞総部、京大病院、大阪労働者学園、北野病院、神大医学部自治会、県職商大分会、阪大病院有志、済生会病院界病院、阪神労働者活動会議、ベ平連、大阪印刷合同組合、統一共産同盟、婦人民主新聞西宮支部、同京都支部、同大阪北支部、同大阪南支部、金属反戦、地区共闘、神戸反戦、自運労、県職阪神支部青年部、大阪大学医療技術短期大学部学生自治会、灘高、大阪市大イカロス書房、京都反医学会、労災公害問題関西集会、総評全国金属労働組合山和鉄工支部、丸山中学校、神戸外国語大学新聞会、神戸商科大学新聞会、等諸団体の中の少数者が支援している様子であ



神戸医師会への導入と反対闘争

(『アジア人労働力輸入』／現代評論社
／二〇二頁)

七三年三月二十八日の『神戸新聞』は「看護婦不足に苦肉の策／韓国からの研修生／神戸医師会九月に二九人招く／表向きは日韓友好」という見出しで、神戸市医師会による韓国人准看「研修生」の導入計画をつぎのように報じた。

「計画では、ソウルを中心とした高卒者二九人を市医師会が三年間研修する。研修生は市内の各病院、診療所が二、三人ずつ預り生活のすべてを見る。午前中は受け入れる医院で実習、午後は准看学校に通学する。三年間の滞在費用は医師会と各医院が負担するほか研修生には毎月、研修生手当を渡すというもので、いたれりつくせりのもてなしよう」

これは奈良につづくケースであり、神戸市医師会はそのために奈良県医師協同組合と密接な連絡をとり、施設の見学をしたり資料の提供などを受け、韓国領事館へなんども足をはこんで「人買い」に走りまわったといわれる。だが、ここでも導入策動を紛砕する闘争が、神戸市長田区の平和台病院労組の日本人准看護婦たちを中心にありあがった。とくに「夜逃げカストか」と追いつめられた劣悪な

労働条件のもとで、生まれてはじめてストをおこなない、およそ一五〇〇日をはこえる労働争議を聞いた抜いた彼女たちの目はきびしく、韓国からの少女輸入のうごきについても、自分たち以上に韓国人以女たちがおちいる運命をつかみえていた。

日本人の医療労働者にすら冷たく、看護学生への一人夜勤の強制労基法無視の四八時間連続労働や、最低四年間は退職の自由を認めない「前借り制度」、基本給が一万円から二万円そこそこというひどい労働条件を平気で押しつけてくる平和台病院経営者に支援をおしまない神戸市医師会（井上正三会長）が、韓国人労働者にどんな優遇措置をこうするのだろうか……というわけだ。こうして平和台病院労組を中心に支援者や神戸の入管問題に心を寄せる人びとによって「神戸医師会による『韓』国からの准看『研修生』導入策動紛砕闘争委員会」が七三年九月にでき、井上医師会長に三度、抗議のために会見をもとめた。

井上会長は「私としては導入はしたい。韓国は自由な国である。研修生の待遇は低くない。かえってよい点もあるくらいである」とトボけていたが、七四年二月にはついに会いことすらこばみはじめたという。その後、神戸市医師会は四月に新会長にバトン・タッチされ、准看学校を目のとどきにくい諏訪山にうつし、韓国からの以女輸入のための布石はうっているといわれ、なりゆきが心配されている。

闘争委は『闘争ニュース』（七四・一・一五）のなかで、つぎの

ような鋭いテーゼをおこなっている。

「『研修生』に名を借りた『韓』国からの労働力導入は、明らかに現代の『強制連行』であり、その実態は、日本人一般のもつ朝鮮人総体に対する排外主義的差別（意識）をテコとして、文字通りの『タコ部屋』的労務管理を強制しているものであり、『在日』朝鮮人相互の分断、一層の差別と抑圧の強化をもたらすものである。我々は、この神戸医師会による准看『研修生』導入計画に對する闘争を一般的に『導入反対！』という主張で闘うのであ

てはならない。……それは明らかに権力、資本の立場であり、又、社共をはじめとする既成労働運動指導部の『日本人労働者の低賃金のもとになるから、低賃金外国人労働力の導入は反対』（六五年日『韓』闘争）という排外主義の立場につながってしまう。何故なら、『韓』国人労働者が職を求めて日本に流入してくる背景には、日帝による『韓』国の属領化がもたらした国民経済の破壊という厳然たる事実がある（からだ）」（後略）

IX 闘争日誌・カンパ・新聞記事

闘争日誌（七二年二月～七五年七月）

一九七二年

2/29(火)

平野マンションに隠れ住む院長家族に対する抗議行動。約五分間の抗議行動に対し、兵庫署は、「住居不法侵入

」をデッチ上げ一七名を不当逮捕。

れる。

3/3(金) 地位保全仮処分第二回審理(神戸地裁)

6/2(金) 平野マンション(院長家族)・八尾建築事務所(姫路)

3/4(土) 平和台病院闘争勝利、獄中同志奪還、門前決起集会

への抗議行動、周辺ピラ入れ。

3/14(火) 兵庫地労委より阿部煥に対して「団交開催命令」出る。

6/7(水) 県住宅供給公社への要請行動。

3/21(火) 組合員全員(未成年者を除く)を含む七名を不当起訴。

6/8(木) 須磨社会保険事務所(健康保険継続について)への要請

3/25(土) 県職「平和台病院闘争を支える会」報告集会へ参加(姫路

行動。

。/山本病院闘争討論集会へ参加

6/15(木) 第八回刑事公判。

3/31(金) 中谷病院労組と交流会(和歌山現地)

6/16(金) 第四回地位保全仮処分審理。

4/2(日) 「平和台病院闘争を考える地域住民の会」報告集会参加。

6/24(土) 府医大平和台病院闘争報告集会へ参加。

4/6(木) 未明、阿部美子、家財道具搬出に来る。

6/27(日) 東京・平和台病院闘争報告開催。/中労委調査(

4/7(金) 県警、長田署私服・機動隊六〇名導入、家財道具の強行搬

6/29(木) 竹村君第一回刑事公判。

出。

7/15(土) 京大「たい帽式」を考える集会へ参加。/第九回刑事公

判。/県医務課に対する県庁前抗議行動。

4/8(土) 「県職平和台病院闘争連帯集会」へ参加。

8/4(金) 金属反戦「平和台病院闘争報告討論集会」へ参加。

4/22(土) 中谷病院労組との交流(和歌山現地)。

8/12(土) 八・一二平和台闘争二周年・偽装閉鎖・全員解雇攻

4/24(月) 垂水保健所へ追及抗議行動。

8/18(日) 水島プレス裁判闘争勝利八・一三労働者総決起集会へ参

5/6(日) 第二回反「医学会総会」参加。

8/24(日) 加(岡山)

5/10(水) 県医務課・垂水・長田保健所の三者話し合ひ。

8/25(日) 四国への第一波追撃戦(愛媛県立新居浜病院当局

5/18(木) 第七回刑事公判。

地労委、県病院局などへの要請と抗議申し入れ)。

5/21(日) 中谷病院労組と交流会(現地)。

8/28(月) 垂水水道局・陸商事へ要請・抗議行動。/八尾建設への

5/25(木) 尼崎病院看護婦さんと交流会。

加(岡山)

5/28(日) 明舞団地報告集会、五〇名参加。

8/29(月) 中労委より阿部煥に対し、「初審命令履行勧告」が出さ

る。

追及抗議行動、周辺ピラ入れ(姫路)。/中労委不当勞

働行為再審査申立て事件第一回審問。/東京平和台病院

闘争報告集会開催。

8/31(木) 第一〇回刑事公判、竹村君第二回刑事公判(神戸地裁)

/再開予定の病院(明舞)への水道局立ち入り調査を阻

止。

9/5(火) 明舞での病院前立て看の破壊作業を実力で阻止(県警・

垂水署制私服二〇名待機)。

9/10(日) 九・一〇偽装閉鎖・全員解雇攻撃紛争・明舞での病院再

開実力阻止総決起集会開催(一五〇名結集)。/二名不

当逮捕される、明石署に対する抗議行動・獄中同志への

激励行動。

9/12(火) 地労委へ要請行動。/県住宅供給公社へ要請行動。/明

舞・病院前テント小屋設置(二四時間現闘体制確立)。

11/14(火) 合同労組大和中央病院と交流会(大阪)。

11/18(月) 西宮人事課、教育委員会に対する追及抗議行動、申し入

れ書提出。/協和病院第一労組と交流会(平和台病院現

地)。

9/16(土) 獄中同志二名奪還(竹村君起訴)。

9/17(日) 明舞住民・平和台病院労組交流会開催。

11/25(土) 兵庫県警前ピラまき(権力の弾圧暴露ピラ)。

9/18(日) 四国への第二波追撃戦(県立新居浜病院当局、地

労委、病院当局への要請、抗議行動)。

11/27(月) 一一・二七東京平和台病院闘争報告討論集会開催(東大

赤レンガ)。

9/22(金) 第一回寮明渡し本訴訟民事公判(神戸地裁)。

11/28(火) 厚生省、保険庁前ピラまき。保険庁に対して「被保険者

証継続適用」について申し入れ。/第三回中労委審問(

東京)。

10/2(月) 平和台病院闘争二周年岡山大会へ参加(岡山大学)。

12/10(日) 岡山中小企業労働者集会へ参加(岡山)。

10/4(水) 第二回和平折衝(中労委立合ひのもとに兵庫地労委で)。

12/16(土) 京大平和台病院闘争報告集会へ参加。
12/19(火) 姫路市保健所へ要請行動。／八尾建築事務所追及抗議行動、周辺戸別ビラ入れ。
12/22(金) 県庁前ビラまき(保険課糾弾ビラ)。保険課追及行動。／「偽装閉鎖・全員解雇・寮退去」不当労働行為第一回審問(地労委)。

12/23(土) 病院側中労委再審査申立て取り下げる。／平野監視体制確立。
12/28(木) 兵庫県保険医協会・戸嶋医師に対する追及抗議行動第一回折衝。／団結パーティー開催。

一九七三年

1/1(月) 門前集会、平和台病院、八尾建築事務所、平野マンション抗議行動及び戸別ビラ入れ。
1/5(金) 副院長(阿部醇)の勤務先判明(静岡清水市)。
1/13(土) 地労委、病院側の旋申請却下。／第一波清水追撃戦(第一回田辺、武田製薬会社への抗議行動へ参加)。
3/16(金) 東京第二波追撃戦。
3/25(日) 第十一回地位保全仮処分民事公判、機動隊待機(神戸地裁)。
3/28(水) 公判後の阿部 追及抗議行動に対し、裁判所々長代理・山下鉄雄は不当にも「退去命令」を出す。直ちに弁護団と共に抗議に行く。県警・生田署の私服、機動隊による追跡メンバーの暴行。

3/31(土) 地労委、公労使三委員による第三回実情調査。／山谷自立合同労組集会「アヤマ病院闘争報告、訪中へミリ録画映画発表、平和台病院闘争報告集会」へ参加(東京)。
4/5(木) 地労委三委員へ文書申し入れ行なり。／スモン訴訟第一回公判へ参加。
4/25(水) 四・二五全国平和台病院闘争支援戦線連絡会議へ参加。
4/29(日) 「平和台病院闘争一〇〇〇日突破」四・二九支援戦線連絡会議開催(病院現地)。
5/7(月) 第七回地労委審問(広委員長反対尋問)。／徳岡印刷早朝抗議行動へ参加。
5/12(土) 山本病院闘争、健保資格に関する八尾保険事務所に対する追及行動へ参加。
5/14(月) 県庁前早朝ビラまき、第一回労使直接折衝へ地労委に於て)。
5/19(土) 刑法改悪阻止ビラまき(高速「長田」)。／明舞、平野定期ビラまき。／山本病院不当解雇紛争実力就労闘争貫徹集会へ参加。／企業保安処分と闘う労働者の会事務局会議へ参加。／十三病院の仲間と交流会。
5/26(土) 徳岡印刷分会ビラまき、「フェミニン」前抗議行動へ参加。
5/30(水) 第八回地労委審問「病院閉鎖・全員解雇不当労働行為事

件」。／法廷闘争報告会開催(八〇名結集)。
6/7(木) 中谷病院前抗議集会へ参加(和歌山)。
6/7(木) 太田垣君解雇撤回闘争―健保闘争へ参加。／東京―静岡への追撃戦へ出発。
6/20(水) 第一五回刑事公判・第七回竹村君刑事公判(神戸地裁)。
7/19(木) 第四回労使直接折衝(地労委)。
7/25(水) 第一〇回地労委審問「病院閉鎖・全員解雇・寮退去」不当労働行為事件結審。／命令促進進行動。
7/26(木) 地域労組まわり―健保継続適用を要求する署名への支援要請。
7/29(日) 七・二九全国組合活動交流会関西集会へ参加。
8/10(金) 県庁前早朝ビラまき、第一七回保険課・須磨社保との交渉。
8/24(金) 田辺製薬会社への抗議行動へ参加(キノホルム被害者の闘い)。
9/4(火) 県庁前早朝ビラまき、第五回労使直接折衝。／第六回組合大会。
9/22(土) 九・二二平和台病院闘争勝利三周年総決起集会(一六〇名結集)。
10/10(水) 神戸医師会による「韓」国からの准看「研修生」導入策動紛争(平和台病院) 闘争委員会(準) 結成。

10/13(土) 一〇・一三県職平和台病院闘争を支える会全体集会へ参加。
10/31(水) 第一八回刑事公判。／保険課へ署名(個人署名二〇二七名、団体四〇) 提出。
11/7(水) 抑田、大塚さん健保闘争へ参加。／准看「研修生」闘争委開催。
11/17(日) 県庁前早朝ビラまき。／抑田・大塚さん健保闘争へ参加。
11/18(月) 水島プレス三周年、大高技研一周年総決起集会へ参加。
11/20(火) 第二回労災・職業病と闘う活動家関西集会へ参加。
11/21(水) 神戸医師会(井上会長)に対する抗議申し入れ。
11/22(木) 神戸労働者学校―第一テーマ「神戸の地域に現われた労働者支配のしくみ」(その①)。
11/24(土) 「上田さんの裁判闘争を支援する会」結成集会へ参加(京都)。
11/26(月) 県庁前早朝ビラまき。／狭山公判闘争へ参加(東京)。
11/27(火) 県庁前早朝ビラまき／地労委(公益委員―西沢修会長)への命令促進要請行動。
11/28(水) 県庁前早朝ビラまき。／第二回保険課・須磨社保との交渉(健保継続適用について)。

11/30(金) 神戸医師会(井上会長)への追及抗議行動ピラまき。
12/8(土) 狭山公判闘争へ参加。
一九七四年

1/1(火) 門前集会(七四年頭にあって)。/平和台周辺、明舞、
姫路(八尾建築事務所)への戸別ピラ入れ。/釜ヶ崎越冬
闘争へ参加(二日夕方まで)。

1/13(日) 「徳田利治さんを守る会」例会へ参加(鳥羽公民館)。
1/14(月) 中村君差別裁判闘争に参加(尼崎地裁)。/刑法改悪阻止
ピラまき(板宿駅前)。/地区春闘結成大会へ参加。
1/15(火) 支援戦線連絡会議(平和台病院現地)。
1/18(金) 県庁前早朝ピラまき。/第八回労使直接予備折衝(坐り込
み闘争)。/一・一八平和台病院闘争報告集会(神戸大学
)。

1/20(日) 一・二〇平和台病院闘争報告集会。/一・二〇平和台病院
闘争勝利支援決起集会。
1/22(火) 県庁前早朝ピラまき。/一・二二平和台病院闘争勝利総決
起集会(一〇〇名結集)。

1/25(金) 第十二回「鳥羽火災差別事件」公判へ参加(神戸地裁)。
刑法悪阻止連絡会へ参加。
2/4(月) 尼崎差別裁判(中村君)判決公判へ参加。
2/27(水) 全国スモンの会兵庫支部の春本さんとの交流。
3/1(金) 医師会追及(准看「研修生」導入について)面談拒否

5/9(土) 東京・静岡追撃戦。/労組へいやらせ電話頻繁にか
かり出す。
5/17(金) 第二五回保険課・須磨社保との交渉(四項目確認書かわ
す)被保険者資格回復獲ち取る。
5/19(日) 浪速労働者調査員との交流(浪速解放会館)。/「五・
二三狭山闘争学生集会」へ参加。
5/23(土) 狭山公判闘争へ参加。
6/21(金) 地労委命令に対して行政訴訟を提起(神戸地裁)。/神
戸医師会追及行動「韓」国からの准看「研修生」導入
に(スト)。
7/9(火) 地労委・赤木公益委員宅抗議行動(私服八名、制服十二
名導入)。
7/11(木) 第二四回刑事公判(神戸地裁)。/地労委・奥野公益委
追及抗議行動。
7/24(水) 第十三回労使直接予備折衝(地労委)。
8/4(土) 阿部一族追撃・平和台病院闘争勝利八・四東京現
地集会(一〇〇名結集)。
8/9(金) 兵庫解放教育研究第一回大会へ参加(芦屋)。
9/3(火) 狭山差別裁判闘争へ参加(浪速支部の隊列の下)。
9/4(水) 狭山現地調査。
9/5(木) 狭山差別裁判闘争へ参加。/東京・静岡追撃戦へ出発。

9/13(金) 地位保全仮処分第一回控訴審口頭弁論——大阪高裁にお
いて始まる。
9/21(土) 第三回全国労働組合活動交流集会へ参加。
9/24(火) 狭山差別裁判闘争へ参加。
9/25(水) 狭山現地調査。
9/26(木) 狭山差別裁判闘争へ参加(結審)。
9/27(金) 東京・阿部一族追撃戦——三河島駅前ピラまき。/関川
病院・阿部煥へ抗議申し入れ。荒川署への抗議申し入れ
松島ビルへの抗議行動。
10/9(水) 部落解放東播地区婦人活動者会議へ参加(明石市民ホ
ル)。/社会保険神戸中央病院第二回糾弾会へ参加(ま
や兵庫高校)。
10/12(土) 第八回部落解放全国研究集会へ参加。/神戸労働者学校
第二期準備会へ参加。
10/14(月) 仁藤弁護士(病院側)への抗議申し入れ(バックベイ未
払いについて)。/全港湾建設支部十三病院分会門前総
決起集会へ参加。/赤木・三木(地労委公益委員)宅抗
議行動。
10/17(木) 第二六回刑事公判(神戸地裁)——弁護団意見陳述(分
銅・浦・古家野弁護士)。
10/23(水) 第一五回労使直接予備折衝(阿部醇の欠席について)。
10/31(木) 狭山差別裁判判決報告集会へ参加(浪速)「原判決は破

抗議行動。

3/3(土) 東京(第一〇波)静岡(第七波)追撃戦。
3/16(土) 全国救援活動者会議へ参加。
3/17(日) 三・一七スモン患者(キノホルム被害者)全国統一をひ
かえ、兵庫決起集会へ参加。

3/20(水) 山本病院反レバ闘争勝利二周年決起集会へ参加。
3/26(土) 部落解放第一九回全国婦人集会へ参加(九州)。
3/30(土) 県庁前早朝ピラまき。/地労委追及抗議行動(三五名)
二〇時間の追及の中で三・十二付命令書内容についての
二六項目「確認書」交わす。
4/3(水) 県庁前早朝ピラまき。/地労委追及(面会拒否。三・三一
「確認書」無効なる通知書を提示)生田署一〇名・機動
隊バス一台待機。
4/4(土) 東京(第十一波)静岡(第八波)追撃戦。
4/6(土) 県庁前早朝ピラまき。/地労委追及抗議行動。管財課一
生田署私服約一〇名を導入。
4/15(月) 准看学校ピラまき。/新医師会長(鶴崎)抗議行動。須磨
署制私服十七名導入。
4/22(月) 県庁前早朝ピラまき。/地位保全仮処分判決公判——「閉鎖
にともなう解雇無効」——組合側勝訴。/第二四回保険課・
須磨社保との交渉——資格回復確認。
5/5(日) 第四回反「医学会総会」へ参加(東京)。/東京現闘体制

9/13(金) 地位保全仮処分第一回控訴審口頭弁論——大阪高裁にお
いて始まる。
9/21(土) 第三回全国労働組合活動交流集会へ参加。
9/24(火) 狭山差別裁判闘争へ参加。
9/25(水) 狭山現地調査。
9/26(木) 狭山差別裁判闘争へ参加(結審)。
9/27(金) 東京・阿部一族追撃戦——三河島駅前ピラまき。/関川
病院・阿部煥へ抗議申し入れ。荒川署への抗議申し入れ
松島ビルへの抗議行動。
10/9(水) 部落解放東播地区婦人活動者会議へ参加(明石市民ホ
ル)。/社会保険神戸中央病院第二回糾弾会へ参加(ま
や兵庫高校)。
10/12(土) 第八回部落解放全国研究集会へ参加。/神戸労働者学校
第二期準備会へ参加。
10/14(月) 仁藤弁護士(病院側)への抗議申し入れ(バックベイ未
払いについて)。/全港湾建設支部十三病院分会門前総
決起集会へ参加。/赤木・三木(地労委公益委員)宅抗
議行動。
10/17(木) 第二六回刑事公判(神戸地裁)——弁護団意見陳述(分
銅・浦・古家野弁護士)。
10/23(水) 第一五回労使直接予備折衝(阿部醇の欠席について)。
10/31(木) 狭山差別裁判判決報告集会へ参加(浪速)「原判決は破

棄する。無期徴役に処する』との判決主文。／狭山差別裁判差別判決糾弾総決起集会へ参加(吹田)。／狭山差別判決抗議総決起集会へ参加(大阪)。

12/8(日) 平和台病院闘争勝利・三組同志結婚お祝い会(八二名参加)。

12/16(日) 県庁前早朝ピラマキ(地労委へ向けた)。／県医務課申し入れ 准看「研修生」導入について。地労委再開第二回交渉(五項目確認書かわす)。／神戸労働者学校第二期準備会へ参加。

12/18(水) 神戸市衛生局申し入れ 准看「研修生」導入について。太田垣さん反レバ闘争、賃上げ交渉へ参加。

12/19(木) 第二八回刑事公判。／安田病院抗議申し入れ——准看「研修生」導入について。

12/26(木) 県医務課・市衛生課への申し入れ——准看「研修生」導入について。

12/28(土) 平和台病院闘争勝利団結パーティー。

一九七五年

1/1(水) 平和台病院前門前集会。平和台周辺デモ。五位ノ池、明舞、姫路ピラマキ情宣活動。／東京・静岡現地年始行動。

1/29(水) 神戸医師会へ申し入れ——准看「研修生」導入について。

3/2(日) 学生部落解放研連絡会集会「三・二狭山」学費—委託生闘争勝利」決起集会へ参加。

3/3(月) 大塚・抑田さん健保闘争。私学課抗議行動へ参加。

3/25~27 第二〇回部落解放全国婦人集会へ参加(神戸)。／「つぶせ刑法・許すな改悪」三・二五兵庫県民集会(農業会館)。

4/5~6 第二回反「日本医学会総会」へ参加(京都)。

4/12(土) 住宅供給公社との交渉——明舞土地買戻問題について。／第一回住民との懇談会(平和台病院争議について)。

4/13(日) 市芦屋高校障害者解放研との交流。

4/22(火) 第二回地域住民・旧患者との懇談。

5/18(日) 第三回地域住民・旧患者との懇談。

5/28~25 平和台病院前物品販売——一〇〇円均一。

5/30(金) 八鹿高校差別教育第一回公判闘争へ参加。

5/31(土) 「病院再開・組合員職場復帰」を要求する署名活動(板宿駅)。

6/1(日) 学生部落解放研連絡会に参加。

6/3(火) 矢田教育差別判決公判闘争に参加。

6/8(日) 「施設を考える会」集会に参加。

6/11(水) 神戸労働者学校へ参加。／准看「研修生」闘争委員会——名称改称「労働力輸入と闘う会」

6/13(金) 地労委大久保公益委員・永井調整課長来院。

6/23(月) 第四回住民懇談会開催。

6/25(水) 兵庫・青い芝の会・ゴリラとの交流。

6/29(日) 市芦高卒業生職場会議へ出席。

7/2(水) 阿部煥・仁藤弁護士との話し合い(東京東邦医大大森病院にて)。

7/5(土) 「労働力輸入と闘う会」第一回学習会。

7/5~6 神戸労働者学校の合宿に参加。

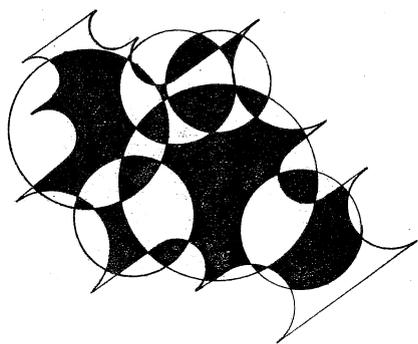
7/10(木) 県庁前早朝ピラマキ。／県住宅供給公社との交渉。／寮明渡本訴訟(神戸地裁)。／大塚・柳田さん解雇撤回闘

争にむけての打ち合せ会議に出席。

7/12(土) 「生牛乳「四ツ葉」を飲もう」講演会に参加。／「異邦人の河」上映試写会に参加。

7/17(木) 地位保全仮処分控訴審(大阪高裁)。

7/27(日) 克ち取ろう病院再開・職場復帰七・二七平和台病院闘争五周年前総決起集会(百二〇名結集)。



医療麻薬など搬出

平和台 阻止行動の三人逮捕

院長名の閉鎖通告を不満として、この際、阻止しようとした組合文組員らの、ろくろが被っている神戸市長田区平和台町一、平和台病院(阿部院長)では、十九日朝、院長の要請で出勤した長田君員約六十五人の立ち会ひの下に病院関係者が院内に保管されてある医療麻薬などを運び出した。

神戸市長田区本通五ノ四ノ六、泉殿組書記多名(野田世也)も同区中道通四ノ一、無職(藤原一三)も、垂水区、無職(A)も、同区に於いて三人は他の二人と一緒に昨年十一月二十九日、院長を襲撃した大衆団交を要求、小室を回すなして十日間の静かさを要した。

同病院では一昨年七月、同病院労組(広妻夫妻)が結成され、待遇改善などを要求して閉鎖入院に突入。昨年十二月一日、院長名の閉鎖通告が出されてい

団交に応ぜよ

平和台病院長に命令

神戸市長田区平和台町二十日、平和台病院労組(広妻夫妻委員長)から出されていた不当労働行為救済申立てについて、県地労委(西沢会長)は十四日、病院側が団体交渉を拒否する正当な理由が認められないとして、阿部院長に命令して、労組との団交に応じよう命じた。

同労組は一昨年七月三十日、労働組合の自主性の確保を十九項目を要求して無断閉鎖入院に突入り、十一月二十四日(祝)十九日目の実現の争議費は追及しない(五項目の確約)を要したが、阿部院長は同月二十六日、団交に応じないと同答。同月三十日、閉鎖を再開して、全従業員を解雇した。阿部院長は団交拒否の理由として、十一月二十九日、同病院内で労働組合が暴行を受け十日間の静かさを要した。安全が保たれない限り閉鎖を続ける。また十一月二十一日に閉鎖を再開して従業員解雇問題について、阿部院長は「もはや」と回答したが、労組からの回答はないので、団交の締結がない十九項目の要求五項目の確約については病院側の義務を前提としたものだから、閉鎖の中止は話し合ひを要する」と主張している。

地労委は、労組の訴えについて調査した結果「阿部院長が主張する暴行を受けた事実の証明がなく、労組からの回答がなかったこと」に基づき、地労委が労組側の主張を認め、阿部院長に団交を命じた。

阿部院長は団交拒否の理由として、十一月二十九日、同病院内で労働組合が暴行を受け十日間の静かさを要した。安全が保たれない限り閉鎖を続ける。また十一月二十一日に閉鎖を再開して従業員解雇問題について、阿部院長は「もはや」と回答したが、労組からの回答はないので、団交の締結がない十九項目の要求五項目の確約については病院側の義務を前提としたものだから、閉鎖の中止は話し合ひを要する」と主張している。

地労委の態度二転三転

神戸市長田区の平和台病院争議

病院側訴訟、さらに長期化?

四年近くつづいた神戸市長田区平和台病院の平和台病院争議も、今更なる地労委の二転三転の態度を前にして、争議は長期化する恐れがある。地労委は、この争議をめぐって、二転三転の態度を示している。この争議は、四十五年七月二十

九日、平和台病院(阿部院長)が結成され、同十日、地労委の指導で争議を始める十九日、院長の要請で出勤した長田君員約六十五人の立ち会ひの下に病院関係者が院内に保管されてある医療麻薬などを運び出した。

神戸市長田区本通五ノ四ノ六、泉殿組書記多名(野田世也)も同区中道通四ノ一、無職(藤原一三)も、垂水区、無職(A)も、同区に於いて三人は他の二人と一緒に昨年十一月二十九日、院長を襲撃した大衆団交を要求、小室を回すなして十日間の静かさを要した。

同病院では一昨年七月、同病院労組(広妻夫妻)が結成され、待遇改善などを要求して閉鎖入院に突入。昨年十二月一日、院長名の閉鎖通告が出されてい

争議は、四十五年七月二十

九日、平和台病院(阿部院長)が結成され、同十日、地労委の指導で争議を始める十九日、院長の要請で出勤した長田君員約六十五人の立ち会ひの下に病院関係者が院内に保管されてある医療麻薬などを運び出した。

神戸市長田区本通五ノ四ノ六、泉殿組書記多名(野田世也)も同区中道通四ノ一、無職(藤原一三)も、垂水区、無職(A)も、同区に於いて三人は他の二人と一緒に昨年十一月二十九日、院長を襲撃した大衆団交を要求、小室を回すなして十日間の静かさを要した。

同病院では一昨年七月、同病院労組(広妻夫妻)が結成され、待遇改善などを要求して閉鎖入院に突入。昨年十二月一日、院長名の閉鎖通告が出されてい

首切りに追い打ちかける 須磨社会保険事務所 民生部保険課

平和台病院労働組合・平和台病院共同闘争委員会
神戸市長田区平和台町1-13-2 (078)642-9216

1973年5月1日

このため、私たちは健康保険の暫定継続適用を要求して、昨年六月以来四度にわたって須磨社保を訪れ、所長などの交渉を行なってきました。しかし、当初「継続適用は可能と思つ」といながら、次第に経営者ベッタリの姿勢を露骨にみせ「死んだら死んだで処置できる」(須原前所長)と暴言をばくに至り、交渉をひきついだ民生部保険課も「たとえ虚偽の申告であってもかまわない。昭和二五年の厚生省通達どおり、健保の適用をうちきつたまでだ」と開き

不当な健保打ち切りを保険課は撤回せよ

一昨年十一月の「閉鎖」強行時には、神戸市長田区保健所と県衛生部医務課に対し、阿部一族への適切な行政指導を要請したのですが、その約束も反古にし「一方的に」「閉鎖届」を受け付けています。さらにこの時、阿部一族は組合員の健康保険証を回収不能と偽って「資格喪失届」を須磨社会保険事業所に提出していることが、後に一組合員が胆のう炎で入院(手術)が必要という事態の中で明らかになったのです。

現在、私たちは、院長・阿部煥が東京の関川病院に、副院長・阿部醇が清水市立総合病院に勤務していることをつきとめ、団交と準備折衝を行なうよう追及していますが、同時に阿部一族をかまくまう医師会—県経営者協会—行政機関—警察権力をも決して許すことはできません。

私たち平和台病院労働組合・共同闘争委員会は七十年七月三十日、前借金制度の撤廃をはじめ労働条件の根本的改善を要求してストライキに突入し、以来一〇〇〇日に及ぶ闘いをすすめてきました。病院経営者—阿部一族は、私たちの切実な要求に耳をかたむけるどころか、一貫して組合否認を続け、一昨年十一月十七日、兵庫県労務委員の立ち合いの下に設定されていた「全面一挙解決のための団体交渉」を当日になって突然破棄し、「偽装閉鎖・全員解雇・寮強制退去」通告を行ない、同月末には病院現地からの逃亡をはかったのです。

直ちに健康保険の継続適用を行え!!

組合員をふみつけにして逃亡した病院経営者—阿部一族

私たち平和台病院労働組合・共同闘争委員会は七十年七月三十日、前借金制度の撤廃をはじめ労働条件の根本的改善を要求してストライキに突入し、以来一〇〇〇日に及ぶ闘いをすすめてきました。病院経営者—阿部一族は、私たちの切実な要求に耳をかたむけるどころか、一貫して組合否認を続け、一昨年十一月十七日、兵庫県労務委員の立ち合いの下に設定されていた「全面一挙解決のための団体交渉」を当日になって突然破棄し、「偽装閉鎖・全員解雇・寮強制退去」通告を行ない、同月末には病院現地からの逃亡をはかったのです。

平和台病院労働組合・共同闘争委員会

白衣の監獄を解放するぞ!

行政の本音 経営者あつての労働者を絶対に許さない!

私たちのかけがえのない健康保険の暫定継続適用の要求は、ひとり平和台病院労働者にかぎらず、階級的に闘う労働者への解雇攻撃や偽装閉鎖攻撃を許さぬための、地域労働者の共通の課題です。四月十六日の交渉で、保険課が「たとえ仮処分や不当労働行為が認められても、経営が再開されない限り健康保険適用はしない」と発言したことは(さすがに)後で撤回したが、行政の本音が「資本家あつての労働者」という、経営者の閉鎖攻撃にかけられる意図と全く同じ所にあることを示しています。これを絶対に許さず、撤回させることは、私たち労働者の闘いの防衛、発展のためにも不可欠の課題です。

私たちは現在、この健保継続適用と不当な「通達」撤回の闘いを地域の仲間と訴えていくため、神戸地区労に支援要請を行なっています。保険課—須磨社保の態度は、闘う労働者の生活そのものをおびやかすものであり、絶対に許すことはできません。みなさんの闘いへの支援と協力を心からお願いします。

直る始末です。しかし、レッドパージが吹きすさぶ中で、その追いうち策としてきた当の「通達」にさえ、「解雇行為が労働法規又は労働協約に違反することが明らかの場合を除いて、一応資格を喪失した」としてこれを受理するが、「違反の有無については、各保険者が一方的にこれを認定することは困難かつ不適当であるから、当該保険者においては、労働関係主管当局の意見をきく等により、事件結着の見透しを慎重に検討の上処理すること」と明記されています。

にもかかわらず、須磨社保、保険課は、当時二度にわたって病院当局に不当労働行為をやめるよう勧告した地労委にも何の連絡もとらず、阿部一族の意のままに「偽装閉鎖・全員解雇」による資格喪失届を受理したのです。さらに地労委は、当時折衝に当たっていた公・労・使三委員名で「閉鎖は不可解かつ遺憾である」「旨の報告書を公けにし、また昨年二月二日付団交応諾命令、現在審理中の「地位保全仮処分」不当労働行為申し立て」でも閉鎖の不当性は明らかとなっています。

さる三月二十日、地労委による事情説明、四月十六日、組合との交渉がもたれたのですが、それでもなお健保課は不当な打ち切り措置を改めようとはしません。これまで継続適用を認めさせた、全金東洋ダイカスト支部、同川岸仙台支部、同三豊支部の例や、昨年浦和社会保険事務所が争議中の全金日本度量衡器支部に対してした健保打ち切りを謝罪した例などを、全く顧みようとしないのです。

「正当性を認めらるるならば是非明記しないのか」と追及し、結局交渉は決裂してしまいました。私たちは各公益委員の自宅・勤務に数度の抗議行動を行ない、各公益委員の責任追及を行なってきましたが、多くの公益委員は責任を放棄し、態度を固めてきました。10月末、地労委「命令」取消しの行政訴訟が神戸地裁で開かれることから、私たちは再度地労委に交渉再開を申し入れたところ、地労委は「6月7日の交渉は決裂したのだから自紙の状態を交渉したい」といふ態度を取りましたが、私たちのより強い各公益委員への交渉行動により、ようやく「6月7日の最終案をベースにしたい」との回答をもらいました。12月16日、最終交渉を行ない、私たちの要求した交渉経過を明記した「確認書」(資料)を取り交しました。

確認書

平和台病院労働組合(以下労組とす)ならびに平和台病院共同闘争委員会(以下共同闘争とす)と兵庫県地方労働委員会公益委員会(以下地労委とす)は、次のような交渉を経て、下記5項目についての合意に達したため、本確認書を作成し双方に交付する。

- 1 地労委は、本年6月12日、昭和47年(第14号)平和台病院閉鎖解除不当労働行為申立事件に関する命令を決定し、同25日労組に対して交付した。
- 2 労組ならびに共同闘争は、右記命令には種々の事実確認ならびに法文適用の上で誤りがあり、とりわけ(1)昭和47年9月22日の付(2)副院長阿部醇解雇に関する付(3)阿部醇字の筆名記入遺棄の付、について重大な誤りがあると主張し、同6月30日、地労委四次会長の交渉を申し入れ、双方の間で同日から翌8日にかけて確認交渉を行なった。その結果、双方の間で5項目にわたる「確認書」を取りかわした。
- 3 地労委は、同4月28日付労組ならびに共同闘争宛に「通知書」を交付し、右記「確認書」が無効である旨を主張した。
- 4 労組ならびに共同闘争は同4月8日、同4月6日の函件申入れのため地労委事務局長を訪れたところ、生田事務課職員が介入する事態が起きた。
- 5 労組ならびに共同闘争の申し入れに基づき、同4月9日地労委側より野村会長代理ならびに赤木公益委員出席の下、事務課取が行われた。席上、労組ならびに共同闘争は、「通知書」の撤回と右記「確認書」の早急具体化および右記事務課職員介入の件についての釈明を要求した。
- 6 同4月28日、公益委員全員出席の下、双方交渉を行い、5項目にわたる「確認書」を取りかわした。この「確認書」において地労委は右記「確認書」の具体化を確約する旨約束した。
- 7 双方は、同5月4日右記「確認書」に明記された地労委による交渉作業の中間結果を明らかにするための交渉を行なったが、席上、西沢会長が持っていた「命令取消書」(「確認書」の資料)などが明らかになった。この点に関し労組ならびに共同闘争は早急折衝である旨抗議し、地労委は陳謝するとともに双方の間で4項目の「確認書」を取りかわした。
- 8 同5月20日、双方は交渉を行なったが、地労委内部の善悪調整が終っておらず、このため協議を見るに至らなかった。

闘争勝利へ更に闘いを進めよう

この「確認書」は、地労委が交付した。6月12日付「命令」が基本的に誤っていることを地労委自身が認めたためであり、私たちの闘いの成果です。

さらに現在、副院長阿部醇が地労委「命令」を根拠にして、団体交渉再開に向け各労働者から逃亡していったことに対して、地労委の責任を具体化させていくことがこれからの課題となっています。

地労委闘争を徹底させた大衆的かつばり強に闘いをさらに押し進めることにより、闘争勝利まで闘いぬいていかなければなりません。闘い支援をお願いします。

1 地労委は各公益委員を平和台病院現地に派遣し、双方の意見調整を行なった上で、同6月7日交渉を行い、席上地労委側から6項目にわたる「確認書(案)」が提出された。しかしながら一部の字句致現をめぐり合意に至らず交渉は決裂した。

2 労組ならびに共同闘争は、同10月22日神戸地裁における行政訴訟の進展にともなう交渉再開を文書で申し入れた。

3 同11月7日右記申し入れに基づき双方交渉を行い、地労委は6月段階の確認内容をベースに再度交渉し、同12月16日、双方の最終確認が成立するよう努力する旨約束した。

4 同12月16日、双方交渉を行い、左記のとおり確認した。

- 記
- 1 4月28日の着書に基づき8月31日付確認書の内容検討が種々の事情で遅延し、労組・共同闘争との交渉が最長引いたことについて、地労委は遺憾の意を表明する。
 - 2 しかしながら、8月31日付確認書の各項目を最終的に訂正し、撤回し、訂正等はできないので労組側の行政訴訟の提起を強いるものであり、公益委員もその撤回を早期に出ることを期待している。
 - 3 行政訴訟は従来の交渉の精神及び内容を自らも尊重し発展させる場であるから、訴訟係属中も必要があれば協議をもつて交渉に当たることとする。
 - 4 訴訟によって命令の取消判決が出たならば速やかに筆名を再開し、8月31日付確認書の内容を十分に活かすための働きをつくる。
 - 5 この確認書は公益委員の辞任・交棒があったとしても引き続きその効力を有するものである。

昭和47年12月16日

平和台病院労働組合
委員長 広 春 夫
平和台病院共同闘争委員会
書記長 宮 地 洋 二
兵庫県地方労働委員会
会長 西 沢 修

かちとろう、病院再開・職場復帰

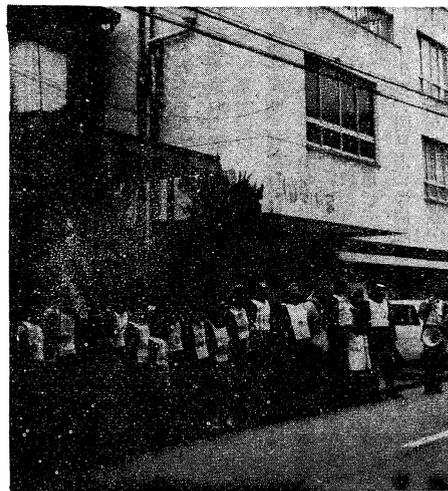
阿部一族は、偽装閉鎖・不当解雇を

撤回し争議責任を取れ

労働者、市民の皆さん、平和台病院の闘いも、六年目に足を踏み入れました。なにがなんでも組合をつぶそうとして来た平和台病院経営者、阿部一族は、その目的の為に病院の閉鎖を強行して、東京と静岡に逃亡しています。院長・阿部煥は、慶応大医学部の同級生が経営する東京の関川病院に外科医として勤務し、副院長・阿部醇も同じく慶応大医学部の先輩が院長を務める静岡県清水の市立総合病院に、内科医として勤務しています。

阿部一族は、慶応大医学部の学園と、日本医師会の傘のもとで、ぬくぬくと逃亡生活を送り、病院閉鎖以後、四年も経過した今も、争議の解決に誠意を示そうとはしていません。昨年四月には、「組合員の解雇は、組合をつぶすために行なわれたものであり不当」との神戸地裁判決も出され、今や、誰の目にも、阿部一族の不当性は明らかです。しかし、あくまでも弾圧の手をゆるめない彼等は、大阪高裁に控訴審を請求し、争議中、平和台病院に通院していた患者や、地域の自治会のボス等を法廷に動員して、私たちに対決して来ています。

阿部一族の「親衛隊」とも言うべき一部の「住民有志」たちは、私たちが闘い取って来た成果をあらわし、再度、阿部一族の有利な「決着」を模索して、独自に住民への工作を行なっています。「阿部さんとは無関係です。中立的立場で争議解決に協力します」



門前集会 (1975.1.1)

1975年7月27日

白衣の監獄を解放し、患者を人質にした圧政を打破するぞ

と言っていた一部の人たちは、病院側証人として法廷に出廷したり、阿部一族と密談を重ねたり、闘争圧政に大わらわです。しかし、どんな裏工作が行なわれようと、私たちの闘いは公明正大であり、一切の理不尽を許さず、断固、闘争勝利まで闘い抜く決意です。

「白衣の監獄」を解放し 労働者・人民の医療を目指そう

平和台病院の再開を要求する私たちは、以前の様な「白衣の監獄」の再現を求めているわけではありません。勿論、病院再開・職場復帰をかちとるだけでは、十分ではないでしょう。しかし、組合をつぶすために行なわれた閉鎖・解雇が不当なものである以上、これを撤回させなければなりません。その上で、今後、どの様な病院として再建してゆくのか問題になるのです。

日本医師会が牛耳る現在の医療制度の中では、資本家には手厚い医療がほどこされ、労働者は、常に排除される危機にあります。資本家が、労働災害や、職業病を陰蔽しようとしているのに、それを放置したり、それに手を貸すのが今の医療です。又、医療が、「障害者」を生み出すのは、金もうけ第一の実態があるからです。生み出しておきながら、責任を取ろうとしないのも金もうけ第一の思想があるからです。様々な形で、医療が、本来の医療の姿を忘れ、資本家に奉仕している状態を、私たちは、一つでも、二つでも変えてゆかねばならないと思います。

根本的には、労働者階級を解放する社会体制を作らない限り、解決出来るものではありませんが、少なくとも、積極的に資本家に奉仕する様な事だけは、やめさせなければなりません。

私たちは、病院再開・職場復帰をかちとり、労働者の皆さんや、これまで医療から切り捨てられて来た皆さんの役に立つ様な病院を目指して闘ってゆきたいと思えます。労働者、市民の皆さんの、さらなる、御支持、御支援をお願いします。

★抗議先

阿部煥 関川病院内 (院長)
東京都荒川区西日暮里1の4の1
電話03-802-5151

阿部醇 清水総合病院内 (副院長)
清水市松原町2丁目12
電話 0543-52-5161

☆激励先(連絡先)

平和台病院労働組合
平和台病院共同闘争委員会
神戸市長田区平和台町1丁目1ノ21
電話 078-621-3156



機動隊にまもられて病院閉鎖を強行

阪神現代社寄贈



「白衣の監獄」を解放するぞ！ 1975.8.15 第5集 頒価 400円

発行 / 平和台病院労働組合・共同闘争委員会

神戸市長田区平和台町1丁目1の21 TEL (078) 621-3156

編集人 / 大川 公 喜

発行扱 / イカロス書房・神戸市生田区北長狭通2丁目高架62号

TEL 神戸 (078) 391-0470